

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとに
できたこと・できなかったことの整理

平成16年6月
芦屋市

はじめに

平成7年に策定した「芦屋市震災復興計画」の目標年次である平成17年を迎えるにあたり、できたこと、できなかったことを整理するとともに、復興の過程で発生した問題、現在の課題を抽出し、これから取り組むべきことを明らかにするため、基本計画に掲載されている具体的施策の項目ごとに、下記の内容を列挙した。

▶見開き 左ページ（偶数ページ）

「芦屋市震災復興計画」基本計画の項目（具体的施策）

（平成7年策定の計画書の本文）

実施してきたこと（実施事務事業）

▶見開き 右ページ（奇数ページ）

実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実

実施してきたことの中で発生した問題

（当時、問題となったこと）

計画に掲載されているができていないこと及び現在の課題

なお、基本計画に掲載されている具体的施策の項目ごとに整理しているため、
上記 ~ の内容は再掲されているものもある。

目 次

| | |
|----------------------------|-----|
| 1 . 防災体制の拡充 | 4 |
| (1) 防災計画の整備 | 4 |
| (2) 救援・救護体制の整備 | 8 |
| (3) 市民の防災意識の向上 | 24 |
| 2 . 市街地の復興 | 28 |
| (1) 防災緑地軸の整備 | 28 |
| (2) 防災生活圏・防災拠点の整備 | 34 |
| (3) ライフラインの整備 | 40 |
| (4) 建築物の耐震・不燃化の推進 | 52 |
| (5) 崖崩れ、水害対策 | 54 |
| (6) 市街地環境の復興 | 56 |
| (7) 地域別まちづくりの推進 | 60 |
| (8) 市民参加の市街地の復興 | 68 |
| 3 . 住宅の復興 | 74 |
| (1) 災害復興住宅の建設 | 74 |
| (2) 面的整備地域における住宅の改善と供給 | 76 |
| (3) 住宅復興支援 | 80 |
| (4) 良質な居住環境の形成 | 84 |
| (5) 多様な住宅の整備 | 86 |
| 4 . 道路の復興 | 90 |
| (1) 都市間道路交通網の整備 | 90 |
| (2) 生活循環軸のネットワーク化 | 92 |
| (3) 自然環境豊かで人にやさしい道路環境の創出 | 96 |
| 5 . 公園・緑地の復興 | 98 |
| (1) 公園等の復旧 | 98 |
| (2) 公園・緑地の拡充 | 100 |
| (3) 防災公園としての整備 | 106 |
| 6 . コミュニティの活発化 | 108 |
| (1) コミュニティ活動の促進 | 108 |
| (2) コミュニティ施設の充実 | 110 |
| 7 . 自立・循環型環境の創出 | 112 |
| (1) 人と環境にやさしい都市基盤の整備 | 112 |
| (2) 環境を大切に生活文化の育成 | 118 |
| (3) 震災廃棄物処理の推進 | 124 |
| 8 . 健康づくりの推進 | 126 |
| (1) スポーツ・レクリエーションの充実 | 126 |
| (2) 保健・医療の充実 | 132 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 9 . 社会福祉の充実 | 136 |
| (1) 被災者の生活再建支援 | 136 |
| (2) 高齢者の能力の活用 | 140 |
| (3) 社会福祉制度の充実 | 144 |
| (4) 社会福祉施設の充実 | 152 |
| (5) 福祉インフラの改善 | 156 |
| (6) 福祉ボランティアの育成 | 160 |
| 1 0 . 市民文化の復興 | 162 |
| (1) 市民の文化的資源となる住宅地景観の復興 | 162 |
| (2) 市民文化の振興 | 164 |
| (3) 文化環境の整備 | 168 |
| (4) 国際交流活動の充実 | 170 |
| 1 1 . 生涯学習の充実 | 174 |
| (1) 生涯学習推進体制の整備 | 174 |
| (2) 生涯学習の支援 | 176 |
| (3) 男女共生施策の充実 | 178 |
| 1 2 . 学校教育の充実 | 182 |
| (1) 教育環境の整備 | 182 |
| (2) 学校防災教育の充実 | 184 |
| (3) 学校・家庭・地域の連携強化 | 186 |
| 1 3 . 商業の復興 | 188 |
| (1) 商業の復興・活性化 | 188 |
| (2) 生活文化を高める商業の振興 | 192 |
| (3) 都市型産業の誘致 | 194 |
| (4) 就労の支援 | 196 |

1 . 防災体制の拡充

1 . 防災体制の拡充

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(1) 防災計画の整備</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>今回の震災の経験を生かし、大規模災害を想定した防災計画を新たに検討する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□防災計画の拡充</p> <p>・地震・火災、山地保全・崖崩れ、水害等の災害についての対策を防災計画の中で拡充する。</p> | <p>芦屋市地域防災計画の見直し（総務部防災対策課）</p> <p>平成 8 年度～ 毎年度各所管に係関係箇所修正を依頼</p> <p>平成 8 年度 地震対策編を中心に全面見直し</p> <p>平成 11 年度 海上災害対策を追加</p> <p>平成 14 年度 放射性物質事故災害対策を追加</p> <p>平成 15 年度 大規模事故災害対策を追加</p> <p>平成 16 年度 東南海・南海地震対策を追加</p> |
| <p>□防災生活圏の形成</p> <p>・日常的なコミュニティの単位である小学校区を防災生活圏として設定し、その圏内の小学校等を地域防災拠点として、また地区集会所・公園等を地区防災拠点として整備する。防災生活圏は、圏内市民の防災意識を高めたり、自主防災組織を育成・充実する単位としても形成していく。さらに、市役所を防災中枢拠点と位置づけるとともに、市内に広域避難地を設定する。</p> | <p>地域防災拠点整備事業（消防本部警防課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域地区住民が震災時に使用するため整備 ・小学校区及び市総合公園へ 100 t 飲料水兼用貯水槽として設置（8 か所） ・併せて 50 m³防災倉庫の設置及び防災資機材を配備（8 か所） <p>平成 8 年度 宮川小学校</p> <p>平成 9 年度 朝日ヶ丘小学校</p> <p>平成 10 年度 浜風小学校</p> <p>平成 11 年度 山手小学校</p> <p>平成 12 年度 潮見小学校</p> <p>平成 13 年度 山手中学校</p> <p>平成 14 年度 岩園小学校 総合公園</p> <p>地区防災拠点整備事業（消防本部警防課，建設部公園緑地課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域地区住民が震災時に使用するため整備 ・都市計画公園の整備に合わせ、公園，集会所等を利用して 60 t 耐震性貯水槽 9 か所を設置。 ・合わせて 10 m³防災倉庫の設置及び防災資機材を配備（21 か所） <p>平成 7 年度 山手緑地，朝日ヶ丘北公園</p> <p>平成 8 年度 大原，潮見，朝日ヶ丘</p> <p>平成 9 年度 青少年センター，春日公園，新居浜保育所，下水処理場，陽光公園</p> <p>平成 10 年度 宮塚公園，奥池分遣所，市民センター，若宮集会所，南宮公園</p> <p>平成 11 年度 東浜公園</p> <p>平成 12 年度 芦屋公園，清水公園</p> <p>平成 13 年度 吳川公園，津知公園，六籠荘町</p> <p>平成 14 年度 岩ヶ平公園，大槲公園</p> <p>平成 15 年度 前田公園</p> <p>自主防災活動育成事業（総務部防災対策課）</p> <p>平成 8 年度～ 自主防災組織の各種防災訓練の支援</p> <p>平成 14 年度 自主防災組織連絡協議会の設立</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと及び 現在の課題 |
|--|-------------------|--|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災計画を職員へ周知徹底 ▶ 初動マニュアルの改訂・配布・周知 ▶ 職員参集訓練等，実働訓練の実施 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国民保護法制への対応 ▶ 各種危機管理への対応 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自主防災組織の育成・組織率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度県平均組織率 93.5%，芦屋市 74.1% ▶ 防災組織の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・消防本部と消防団は整備した地域・地区防災拠点の資機材を使用し，住民と協働し震災を風化させないよう訓練の実施を心がける。 ・防災ウォークラリー ▶ 平常での防災倉庫資機材の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・住民においては，地域のまつりなど，平時に積極的に資機材を活用し，いざという時に慌てないように使用方法を熟知する。 ・地域に応じた防災訓練 | | |

1. 防災体制の拡充

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| | <p>防災啓発イベント（総務部防災対策課） 平成8年度～ 各コミスク活動の中での防災啓発の実施 平成10年度 防災ウォークラリー・山手幹線を利用した防災訓練の実施</p> <p>防災中枢拠点整備事業 平成7～8年度 市庁舎北館の耐震補強 平成8年度 震災後、市の組織改正により、防災を専門的に扱う防災対策課を設置し、各関係機関と調整を図っている。</p> <p>広域避難地の設定 ・芦屋霊園一帯 ・芦屋市総合公園</p> |
| <p>□多様な広報手段による市民への周知 ・防災計画については、防災マニュアルを作成するなど市民へ多様な広報手段により周知を図る。</p> | <p>広報あしや「防災特集」臨時号発行（総務部防災対策課） 平成8年度～ 毎年6月に発行，全戸配布</p> <p>「防災のしおり」全戸配布（総務部防災対策課） 平成8年度 全戸配布 平成9～10年度 一部見直し ～平成14年度 転入者に配布</p> <p>危険箇所居住世帯非常順次通報装置登録（総務部防災対策課） 平成9年度～ 土砂災害危険地域居住者の非常順次通報装置への登録（「おつたえ君」）</p> |

1. 防災体制の拡充

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「防災のしおり」の改定・配布・周知 ▶ ホームページの拡充 ▶ おつたえ君（自動接続電話）の活用（同報無線網の整備） | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 最新の防災情報の周知 ・携帯メールによる緊急情報網の整備 |

1. 防災体制の拡充

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>(2) 救援・救護体制の整備</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>災害が発生した直後の救援・救護体制を整備する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□災害直後の防災体制の整備</p> <p>・防災中樞拠点となる市役所への交通・輸送動線が絶たれた場合を想定し、小学校等の地域防災拠点においても防災に関する諸活動が迅速にできる体制を整備する。</p> | <p>芦屋市地域防災計画の見直し（総務部防災対策課，消防本部警防課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災中樞拠点（市役所・消防庁舎）の整備をする。 ・被災者の生命・身体及び財産を災害から救護する。 <p>平成 8 年度 地震対策編を中心に全面見直し</p> <p>平成 8 年度～ 毎年度各所管に係関係箇所との修正を依頼</p> <p>平成 11 年度 海上災害対策を追加</p> <p>平成 14 年度 放射性物質事故災害対策を追加</p> <p>平成 15 年度 大規模事故災害対策を追加</p> <p>平成 16 年度 東南海・南海地震対策を追加</p> <p>防災用非常備蓄品の整備（総務部防災対策課）</p> <p>平成 8 年度～ 毎年一定の備蓄品を整備</p> <p>平成 15 年度末 食糧 62,000 食，飲料水 20,400 本</p> <p>自主防災活動育成事業（総務部防災対策課）</p> <p>平成 8 年度～ 自主防災組織の各種訓練の支援</p> <p>災害応急活動体制の整備（総務部防災対策課）</p> <p>平成 8 年度～ 職員の出動等応急対策実施体制の確立</p> <p>地域防災拠点整備事業（消防本部警防課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災拠点へ避難誘導する。 <p>地区防災拠点整備事業（消防本部警防課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区防災拠点での防災資機材を配置する。 <p>芦屋市被災建築物応急危険度判定要綱（建設部建築指導課）</p> <p>平成 12 年度～ 広域な応急危険度判定士応援体制を確立し，応急危険度判定により二次災害を防止する。</p> |
| <p>□消防体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体との相互支援ネットワーク体制をさらに充実する。 ・高度救急救命体制の整備を図るため、救急救命士の養成を図る。 ・消火栓や防火水槽を適正に配置するとともに、耐震性飲料・消火兼用貯水槽の設置を図る。 ・学校のプール、河川水、井戸水の活用などの多様な消防水利の確保を図る。 ・市民や事業者の協力を得て防災活動体制の整備を図る。 | <p>他自治体との相互応援体制の充実（総務部防災対策課，消防本部総務課，消防本部警防課）</p> <p>昭和 45 年 3 月 9 日 芦屋市・神戸市消防相互応援協定</p> <p>昭和 56 年 8 月 24 日 ガス洩れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ</p> <p>昭和 56 年 12 月 21 日 ガス洩れ事故等による災害防止対策に関する申し合わせ</p> <p>平成 7 年 11 月 1 日 兵庫県広域消防相互応援協定の一部改正（昭和 63 年 8 月 1 日締結）</p> |

1. 防災体制の拡充

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|----------------|--|
| | <p>平成 8 年 6 月 1 日 神戸市隣接 7 市 2 町による災害時における相互応援協定の締結</p> <p>平成 9 年 11 月 1 日 阪神 7 市 1 町による災害応急対策活動の相互応援に関する協定の締結</p> <p>平成 9 年 8 月 24 日 国際特別都市建設連盟 11 市 1 町による地震等災害時の相互応援に関する協定の締結</p> <p>平成 13 年 3 月 1 日 消防相互応援に関する覚書</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日 緊急消防援助隊へ 4 隊登録 （消火部隊 2 隊，救助部隊 1 隊，救急部隊 1 隊）</p> <p>救急体制の整備と救急救命士の育成（消防本部救急救助担当） 平成 4～14 年度 救急救命士を救急車 1 台に常時 2 人搭乗を目的とし，育成目標を 20 人として計画，平成 14 年度に目標の 20 人を達成した。</p> <p>高規格救急車の購入・付帯設備（消防本部通信装備担当） 平成 9 年度 災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材（老朽車両の更新）の更新導入 平成 10 年度 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材（老朽車両の更新）の更新導入 平成 11 年度 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材（老朽車両の更新）の更新導入</p> <p>地域防災拠点整備事業（消防本部警防課） 地区防災拠点整備事業（消防本部警防課） ・飲料水兼用・耐震性貯水槽の設置及び防災倉庫の整備を図る ・都市計画整備にかかる消火栓等の適性配置する ・学校プール，河川及び井戸などによる消防水利の確保する ・市民，自主防災及び自衛消防隊への消防訓練の指導及び啓発する</p> <p>河川貯水機能（消火用水）事業（消防本部警防課） 平成 10～11 年度 宮川河川内の 2 か所に消火用水取水プールの整備</p> <p>芦屋建設事業協同組合との応援協定（総務部防災対策課） 平成 8 年度 災害時における応急対策業務に関する協定書</p> <p>生活協同組合コープ神戸との協定（総務部防災対策課） 平成 8 年度 災害時に物資を調達する必要がある場合に対応</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと及び 現在の課題 |
|---|-------------------|-----------------------------|
| <p>▶ 救急救命士の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士の退職，人事異動に合わせて救急救命士を養成する。 ・職員採用時に救急救命士資格取得者の採用を検討する。 <p>▶ 救急救命士の拡大業務研修</p> <p>平成 15 年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気管挿管研修（年度 1 名） <p>平成 18 年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤投与研修 <p>▶ 高規格救急車仕様への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士の行う高度化した救急業務に応じるよう救急資機材の充実，車内の活動空間及び救急患者に対する応急措置が施しやすいよう，なお，一層の配慮をする。 <p>▶ 自主防災組織の育成</p> <p>▶ 防災意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織との連携強化 ・自衛消防隊との連携強化 ・各事業所との連携強化 ・市民との協働した防火体制の強化 <p>▶ 精道小学校建替時にもプールの活用ができる形態を検討する。 （他校はすでに活用している状態にある）</p> | | |

1. 防災体制の拡充

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|----------------|---|
| | <p>消防職員の増員（消防本部総務課） 平成8～11年度 ・災害時における緊急初動体制の充実を図る。 ・平成7年度85人体制，平成8年89人体制， 平成9年93人体制，平成11年度95人体制</p> <p>女性消防団員育成事業（消防本部総務課） 平成8年度 ・消防団条例定数124人を134人に改正 ・女性消防団員10人任用</p> <p>奥池分遣所の開設（消防本部総務課） 平成11年度 ・市北部山間部の災害孤立救援体制の充実を図った。 ・平成11年4月1日開所，消防自動車1台，高規格救急自動車1台 配備</p> <p>消防団用防災資機材整備事業（消防本部総務課） 平成7年度 初動活動用資器材の充実配備（各分団にエンジンカッター・エンジン式チェンソー等） 平成8年度 車両用無線機及び携帯無線機を配備</p> <p>梯子付消防ポンプ自動車のオーバーホール（消防本部通信装備担当） 平成8年度 本署配備昭和62年度導入15m級梯子関係のオーバーホール（導入後10年目処）</p> <p>梯子付消防自動車の更新（消防本部通信装備担当） 平成11年度 分署配備昭和54年度導入30m級梯子車の老朽化に伴う更新導入</p> <p>消防ポンプ自動車等の更新（消防本部通信装備担当） 平成7年度 ・災害復旧事業関連事業における消防体制の強化として，出張所配備昭和55年度導入 ・水槽付消防ポンプ自動車 A型更新導入 平成16年度～ ・Nox・PM法規制対象車両（老朽化含む）の更新</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと及び 現在の課題 |
|--|-------------------|-----------------------------|
| <p>▶ 効率的な職員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者補充採用の弾力的運用及び行政改革との関連において、現場活動体制の維持及び本部機能維持のための、職員の効率的な配置を検討する。 <p>▶ 女性消防団員育成 (市民に対する火災予防の啓発 応急手当等の普及啓発 災害時における後方支援体制) 平成 16 年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部予防課と連携し、住宅防火診断と実施する。(一般家庭、一人暮らしの高齢者家庭等) ・各種消防訓練及び各種行事への参加 ・本部警防課と連携し学校園等に対する広報・訓練指導等を実施 ・災害時における後方支援体制の確立 <p>▶ 消防団用防災資機材の整備</p> <p>▶ Nox・Pm 法規制対象車両(老朽化含む)の更新</p> <p>▶ 消防ポンプ自動車の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団総合整備事業を流用し、Nox・Pm 法規制対象車両を年次計画で更新整備する。 <p>▶ 38m級はしご車のオーバーホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分署配備平成 11 年度導入の 38m 級はしご車を導入後 10 年目を目途として機能維持のためオーバーホールを実施する。 <p>▶ 消防団用消防ポンプ自動車の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団総合整備事業を活用し、Nox, Pm 法規制対象車両を年次計画により更新整備する。 | | |

1. 防災体制の拡充

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| | <p>消防団配備の消防自動車（C D - ）更新（消防本部通信装備担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Nox・PM法規制対象車両（老朽化含む）の更新 平成 16 年度 山手分団車 平成 18 年度 岩園分団車 平成 20 年度 精道分団車 平成 22 年度 打出分団車 <p>救助工作車の更新購入（消防本部通信装備担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 7 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・本署配備昭和 58 年度導入 型救助工作車の老朽化に伴う更新 ・災害対応仕様として 型救助工作車及び高度救助用資機材を導入し緊急援助隊対応車両仕様 <p>車両用無線機・携帯無線機消防団配備（消防本部通信装備担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 8 年度 消防団各車両に車両用無線機設置及び本団、各分団に携帯無線機配備 平成 12 年度 追加導入本団 2 基 |
| <p>□防災情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な情報・通信システムの整備を図り、平常時における市民文化の向上に資するとともに、災害時には市民に災害関連情報の速やかな伝達を図る。 ・消防署、地域防災拠点等において、防災情報・通信設備を拡充するとともに、警察署、医療機関と協議し防災情報・通信網の整備を図る。 ・災害関連の情報収集・処理・伝達機能の中核となる防災情報センターを設ける。 ・災害発生時における無線交信の輻輳による混信を避けるため、消防専用無線基地局の増設（増波）を図る。 ・地域非常通信ネットワークシステムの研究開発を進める。 | <p>芦屋市防災無線の構築（総務部防災対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年度 国・県の補助等により市内全避難所 34 箇所及び車載等全部で 45 台の無線機を設置 <p>危険箇所居住世帯非常順次通報装置登録（総務部防災対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 9 年度～ 土砂災害危険地域居住者の非常順次通報装置への登録（「おつたえ君」） <p>消防専用無線基地局の増設（増波）（消防本部通信装備担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 8 年度 広域災害活動における、全国共通波 2 波増設 <p>消防無線基地局の増設（消防本部通信装備担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 10 年度 奥池分遣所開所に伴う、市波・救急波の前進基地局整備 <p>消防緊急通信指令施設（ 型）導入（消防本部通信装備担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 11 年度 昭和 53 年度導入指令卓の老朽化に伴う、指令装置の指令台のみ更新導入 他設備について設備投資の重複を避けるため、消防庁舎建替事業と平行して導入検討 <p>気象情報システム更新整備（消防本部通信装備担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 8 年度 気象観測法に基づき機器導入 平成 10 年度 奥池分遣所開所に伴い、奥池分遣所にも設置 |

| 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと及び現在の課題 |
|---|-------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 阪神・淡路大震災直後に配備し、管内の大規模災害における救助活動や緊急消防援助隊にも登録している車両であり、今後も更新に当たっては登録隊として 型の更新導入を図る。 ▶ 更新車両の車載無線機及び携帯無線機において、デジタル化における二重投資の防止 <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度～ ・財政状況の悪い中の事業において、無駄を省き、必要最低限の資機材等の更新を以って、消防体制の強化を図る ・付属資機材における維持管理等のランニングコストの軽減対策 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国庫補助対象となる、緊急援助隊仕様様の作成 ▶ 緊急援助隊の登録と補助の関係 <ul style="list-style-type: none"> ・消防組織法の改正により、緊急消防援助隊が法制化され、計画に基づき整備される緊急消防援助隊の施設設備については、予算の範囲内で国が補助することとされる法律補助となった。 ・今後は登録した隊と補助の関係について、さらに厳正な執行管理が要求される。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 連絡車（出張所）の購入 ▶ 消防緊急情報システム（型）導入 <ul style="list-style-type: none"> ・指令装置、地図検索装置、指令伝送装置、救急医療情報収集装置、発信地表示装置等 ・IT化に伴うシステムの導入（国庫補助メニューが【旧】消防緊急通信指令施設から【新】高機能消防指令センター総合整備事業に名称が変更された。） | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 最新の防災情報の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯メールによる緊急情報網の整備 ▶ 防災無線の設備更新時にデジタル化を目指す ▶ 高機能消防指令センターの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・導入装置の種類選択（庁舎整備時） ・高機能消防指令センター総合整備事業を活用し、消防庁舎整備時にあわせて更新を検討する。 ・消防救急無線におけるアナログからデジタル化移行に関して整理し、二重投資を防止する。 |

1. 防災体制の拡充

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>□水、食料等の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災拠点において、耐震性飲料・消火兼用貯水槽の整備を図り、食料・生活必需品等の備蓄を図る。 ・水、食料、生活必需品等について、他自治体との応援協力体制の整備を図る。 | <p>地域防災拠点整備事業（消防本部警防課）</p> <p>地区防災拠点整備事業（消防本部警防課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域地区住民が震災時に使用するため整備 ・地域防災計画による飲料水兼用貯水槽の設置を図る ・100t 飲料水兼用貯水槽 8 か所を小学校等への設置により、発災後約 3 日/日の飲料水を確保する ・平成 19 年度に精道小学校へ 100t 飲料水兼用貯水槽及び 50 m³防災倉庫を整備計画中 <p>防災用非常備蓄品の整備（総務部防災対策課）</p> <p>平成 8 年度 毎年一定の備蓄品を整備</p> <p>平成 14 年度末 食糧 62,000 食，飲料水 20,400 本</p> <p>生活協同組合コープ神戸との協定（総務部防災対策課）</p> <p>平成 8 年度 災害時に物資を調達する必要がある場合に対応</p> <p>他自治体との相互応援体制の充実（総務部防災対策課，消防本部総務課，消防本部警防課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊へ 3 隊登録（消防部隊，救助部隊，救急部隊） ・他都市との相互支援ネットワーク体制の整備充実を図る。 <p>昭和 45 年 3 月 9 日 芦屋市・神戸市消防相互応援協定</p> <p>昭和 56 年 8 月 24 日 ガス洩れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ</p> <p>昭和 56 年 12 月 21 日 ガス洩れ事故等による災害防止対策に関する申合せ</p> <p>平成 7 年 11 月 1 日 兵庫県広域消防相互応援協定の一部改正（昭和 63 年 8 月 1 日締結）</p> <p>平成 8 年 6 月 1 日 神戸市隣接 7 市 2 町による災害時における相互応援協定の締結</p> <p>平成 9 年 11 月 1 日 阪神 7 市 1 町による災害応急対策活動の相互応援に関する協定の締結</p> <p>平成 9 年 8 月 24 日 国際特別都市建設連盟 11 市 1 町による地震等災害時相互応援に関する協定の締結</p> <p>平成 13 年 3 月 1 日 消防相互応援に関する覚書</p> <p>兵庫県水道災害相互応援に関する協定（水道部総務課）</p> <p>平成 9 年度 地震，異常湧水その他水道災害において，兵庫県，各市町，各水道企業団，日本水道協会兵庫県支部及び兵庫県簡易水道協会が協力し，災害発生に伴う情報収集，応急給水，応急復旧工事に関連する連絡調整等必要な活動を行う相互応援協定。</p> <p>平成 10 年 3 月 16 日協定締結。</p> <p>災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定（水道部総務課）</p> <p>平成 9 年度 日本水道協会関西地方支部区域内の会員の経営する水道事業において災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害及び湧水等により生ずる被害に対して，被害を受けた会員が速やかに給水能力を回復できる，応急給水活動，応急復旧活動，応急給水用資器材の提供等を行う相互応援協定。平成 9 年 7 月 10 日協定締結</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---|
| <p>▶人口に合った飲料水の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防水利（消火栓）等の維持管理に努める ・地震対応の強化を図るため耐震性貯水槽の設置 ・まちづくりに合わせた消防水利の強化 ・飲料水で3日分の確保 | | <p>▶同時多発火災時の対応</p> <p>▶広域災害への対応，費用対効果を考慮した防災用非常備蓄品の内容・数量の再検討</p> |

1. 防災体制の拡充

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） | | | | | | | | | |
|--|---|---------|------|-------|---------|------|-------|---|------|---------|
| | <p>芦屋市水道災害応援協定（水道部総務課） 平成 11 年度 芦屋市に地震または異常湧水並びにその他水道の災害が発生したとき、芦屋市水道工事業共同組合の応援を得て、応急作業や応急復旧工事を行い、芦屋市民の生命・財産等を救助することを目的として行う応援活動協定 平成 11 年 12 月 28 日協定締結</p> | | | | | | | | | |
| <p>□応急医療・福祉体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋病院や市内の他医療機関と地域防災拠点等との情報・通信システムによるネットワーク化を図り、災害発生時における速やかな救護、診療が行えるよう、医師会等の協力を得て初動医療救護班の編成などの体制の整備を図る。 ・傷病者等の医療施設への搬送が迅速かつ円滑に行えるよう、医療施設と消防機関との間に緊密な連携体制、さらには広域的及び各種輸送手段による搬送体制を確立し、あわせて高度救急車の充実、緊急医療連絡網の整備を図る。 ・芦屋病院等で応急医療に必要な医薬品・資器材等の備蓄供給等の確保システムの整備を図る。 ・高齢者・障害者等のために、平常時から在宅ケアを医療施設と福祉施設が連携して支援する体制を整え、災害発生時においてもその体制を維持する。 ・多くの患者が発生する災害時には、重傷者の治療を行うために後方で医療機関の機能を維持した医療体制の整備が不可欠である。他自治体の病院等との広域的相互支援体制の整備を図るとともに、広域医療情報ネットワークの確立に努める。 | <p>芦屋病院と市内の他医療機関との情報・通信ネットワークシステムの構築（市立芦屋病院） ・応急医療体制の整備</p> <p>応急医療体制の整備（保健福祉部健康課） 平成 9 年度 芦屋市立休日応急診療所を平成 9 年に開設し、災害時の救護所の機能整備をする。</p> <p>救急医療体制の整備（保健福祉部健康課） 平成 9 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県がとりまとめた阪神圏域地域医療計画に基づき、救急医療体制を整備 ・一次救急：医師会の協力のもと休日応急診療所・在宅輪番制及び南芦屋浜病院で対応 ・二次救急：尼崎市・西宮市と本市の 3 市で病院群輪番制で実施 ・三次救急：兵庫医科大学が担当 ・なお、市立芦屋病院が救急指定病院を受ける。 <p>救急医療に必要な医薬品等の備蓄（市立芦屋病院） 平成 10 年度 救急医療体制の整備</p> <p>応急医療資機材の整備（総務部防災対策課） 平成 8 年度～ 市立芦屋病院に各救護所用の災害応急医薬品・資機材を備蓄 平成 10 年度～ 消防本部に救護所用災害応急資機材を備蓄</p> <p>高規格救急車の購入・付帯設備（消防本部救急救助担当） 平成 12 年度 配置している救急車の全車高規格化及び高度救急資機材の整備を達成した。</p> <p>応急手当の普及啓発（消防本部救急救助担当） 平成 15 年度</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>普通救命講習会</td> <td>37 回</td> <td>692 人</td> </tr> <tr> <td>応急手当講習会</td> <td>32 回</td> <td>860 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>69 回</td> <td>1,552 人</td> </tr> </table> | 普通救命講習会 | 37 回 | 692 人 | 応急手当講習会 | 32 回 | 860 人 | 計 | 69 回 | 1,552 人 |
| 普通救命講習会 | 37 回 | 692 人 | | | | | | | | |
| 応急手当講習会 | 32 回 | 860 人 | | | | | | | | |
| 計 | 69 回 | 1,552 人 | | | | | | | | |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---|
| <p>▶ 救急医療に必要な医薬品等の備蓄にかかる維持経費</p> <p>▶ 高規格救急車の更新 ・ 消防車両更新計画に合わせて更新</p> <p>▶ 応急手当の普及啓発の充実 平成 16 年度～ ・ 普通救命講習会で年間 1,000 人の受講者を達成する。</p> | | <p>▶ 市内の医療に関する情報・通信ネットワークの構築</p> <p>▶ 医療に関する専門部会の構築（緊急情報の広報システム）</p> <p>▶ 災害時に市民に医療機関に関する情報を伝達する方法が確立されていない</p> <p>▶ 芦屋病院と市内の他の医療機関との情報・通信ネットワークシステムの構築 ・ ホームページによる情報発信はしている。 ・ 医療情報の共有化は電子カルテシステムの導入が不可欠</p> |

1. 防災体制の拡充

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| | <p>災害時の在宅ケア体制の整備（保健福祉部高年福祉課，保健福祉部障害福祉課）</p> <p>平成7年度～ 高齢者・障害者等のため，平常時から在宅ケアを医療施設と福祉施設が連携して支援体制を整え，災害発生時においてもその体制を維持する。</p> <p>平成12年度～ 高齢者・障害者の災害時の拠点として中学校区を単位として特別養護老人ホームを位置づける。</p> <p>救急医療情報システム構築（保健福祉部健康課）</p> <p>平成9年度 兵庫県が医療機関及び消防機関のネットワークを確立する救急医療情報システムを構築した。</p> |
| <p>□救助・救援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員が他の自治体等の職員と連携するにとどまらず，ボランティアや住民等とも連携し，活動主体相互の役割分担を調整したうえ，協働して災害対策にあたるシステムの構築を図る。 ・国、県、近隣市町との間で災害発生時の広域的な支援体制を整備する。 ・生涯学習、福祉、スポーツ等、あらゆるボランティアの交流促進の拠点となるボランティア・ビューロ等の体制を整備し、災害発生時におけるボランティアの受け入れ窓口としても整備を図る。 ・ボランティア活動に従事する人の安全及び保障体制を整備する。 ・消防本部において、多様な災害に対する救助・救急用資機材の整備を図る。 | <p>他自治体との相互応援体制の充実（総務部防災対策課，消防本部総務課，消防本部警防課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊へ3隊登録（消防部隊，救助部隊，救急部隊） ・他都市との相互支援ネットワーク体制の整備充実を図る。 <p>昭和45年3月9日 芦屋市・神戸市消防相互応援協定</p> <p>昭和56年8月24日 ガス洩れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ</p> <p>昭和56年12月21日 ガス洩れ事故等による災害防止対策に関する申し合わせ</p> <p>平成7年11月1日 兵庫県広域消防相互応援協定の一部改正（昭和63年8月1日締結）</p> <p>平成8年6月1日 神戸市隣接7市2町による災害時における相互応援協定の締結</p> <p>平成9年11月1日 阪神7市1町による災害応急対策活動の相互応援に関する協定の締結</p> <p>平成9年8月24日 国際特別都市建設連盟11市1町による地震等災害時の相互応援に関する協定の締結</p> <p>平成13年3月1日 消防相互応援に関する覚書</p> <p>兵庫県水道災害相互応援に関する協定（水道部総務課）</p> <p>平成9年度 地震，異常湧水その他水道災害において，兵庫県，各市町，各水道企業団，日本水道協会兵庫県支部及び兵庫県簡易水道協会が協力し，災害発生に伴う情報収集，応急給水，応急復旧工事に関連する連絡調整等必要な活動を行う相互応援協定。平成10年3月16日協定締結。</p> <p>災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定（水道部総務課）</p> <p>平成9年度 日本水道協会関西地方支部区域内の会員の経営する水道事業において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害及び湧水等により生ずる被害に対して，被害を受けた会員が速やかに給水能力を回復できる，応急給水活動，応急復旧活動，応急給水用資器材の提供等を行う相互応援協定。平成9年7月10日協定締結</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時の在宅ケア体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年度からの介護保険制度により要介護高齢者の状況把握がケアマネ業務となり,市での把握が困難となった。 ・中学校区ごとに設置している在宅介護支援センターを拠点として,ケアマネの情報を集め在宅ケア体制の整備を進める。 ▶ 要介護でない一人暮らしの高齢者の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員を通じてデータを集める。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係機関相互の応援の取り決め ▶ ボランティアの受け入れ窓口・体制の整備 ▶ ボランティアの安全・保障体制の整備 ▶ 住民・ボランティアと連携した救助・救援体制の構築 | | |

1. 防災体制の拡充

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|----------------|---|
| | <p>芦屋市水道災害応援協定（水道部総務課） 平成 11 年度 芦屋市に地震または異常湧水並びにその他水道の災害が発生したとき，芦屋市水道工事業共同組合の応援を得て，応急作業や応急復旧工事を行い，芦屋市民の生命・財産等を救助することを目的として行う応援活動協定 平成 11 年 12 月 28 日協定締結</p> <p>救助用資機材の整備（消防本部救急救助担当） 平成 7～15 年度 平成 7 年導入の高度救助資機材の保守，維持管理</p> <p>救急用資機材の整備（消防本部救急救助担当） 平成 12 年度 高規格救急車導入に合わせて高度救急資機材を整備</p> <p>高規格救急車の購入・付帯設備（消防本部通信装備担当） 平成 9 年度 災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材（老朽車両の更新）の更新導入 平成 10 年度 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材（老朽車両の更新）の更新導入 平成 11 年度 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材（老朽車両の更新）の更新導入</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|---------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 救助用資機材の整備 平成 23 年度 ・ 救助工作車(型)の更新に合 わせて更新 ▶ 救急用資機材の整備 ▶ 災害対応特殊救急自動車の更新整 備 ▶ 救助工作車の更新整備 ▶ 支援車(多目的車)の導入整備 ▶ はしご車のオーバーホール及び更 新整備 | | |

1. 防災体制の拡充

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(3) 市民の防災意識の向上</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>平常時から市民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織を育成・充実する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□防災知識の普及・啓発</p> <p>・学校教育や社会教育の場のみならず、移動防災教室、講演会、火災予防運動等のあらゆる機会を通して、市民一人ひとりが災害に的確に対応できるように防災知識の普及・啓発に努める。</p> | <p>自主防災活動育成事業（総務部防災対策課，消防本部警防課） 平成8年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが災害に的確に対応できるよう防災知識の普及啓発を図る ・地震、津波災害等に関する防災知識の普及啓発を図る ・自主防災組織の各種防災訓練を支援する。 <p>防災啓発イベント（総務部防災対策課） 平成14年度 地域防災リーダー養成講座（県事業）</p> <p>広報あしや「防災特集」臨時号発行（総務部防災対策課） 平成8年度～ 毎年6月に発行，全戸配布</p> <p>「防災のしおり」全戸配布（総務部防災対策課） 平成8年度 全戸配布 平成9～10年度 一部見直し ～平成14年度 転入者に配布</p> <p>防火対象物及び危険物施設への立入検査（消防本部予防課） ・防火対象物，危険物施設の位置，構造，設備及び管理の状況を検査するとともに，関係者の防火防災意識の高揚を図る。</p> <p>表示適合マークの交付（平成15年9月30日で終了） 暫定適合マークの交付（平成15年10月1日から3年間）（消防本部予防課） ・旅館，ホテル，大規模小売店舗等不特定多数の者を収容する防火対象物に対し，表示立入検査を実施し，防火上の基準に適合している場合には，表示適合マークを交付する。</p> <p>防火対象物定期点検報告と特例認定（平成15年10月1日から） （消防本部予防課） ・一定条件に該当する防火対象物の管理について，年1回，点検資格者に点検させ，結果を報告させる。 ・なお，一定の要件を遵守している場合は，3年間の特例を認定し，点検を免除する。</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---------------------------------|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災知識の普及・啓発 ▶ 自主防災組織の育成 ▶ 地域に応じた訓練とレベルアップ <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが災害に的確に対応できるよう防災知識の普及啓発に努める ・地震、津波災害等に関する防災知識の普及啓発に努める ▶ 防災のしおりの改定・配布・周知 ▶ 立入検査要員の確保 ▶ 暫定適マーク終了後における防火 防災意識の啓発手段 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な立入検査を実施して、関係者の防火防災意識の高揚を図る。 ▶ 制度の周知徹底と点検対象外の防火対象物関係者に対する防火防災意識の啓発手段 <ul style="list-style-type: none"> ・対象物の調査と指導強化及び対象外の防火対象物関係者には、火災予防週間等を通じて啓発する。 | | |

1. 防災体制の拡充

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| | <p>震災メモリアル展と啓発事業（上宮川文化センター）</p> <p>平成6～9年度 震災パネル展 震災直後から、その後の状況と避難所の様子などを写真パネルにして展示</p> <p>平成11年度 震災5周年パネル展 平成7年度に作成した写真パネルを中心に、その他の資料を展示</p> <p>地域活動ステーション事業（上宮川文化センター）</p> <p>平成11～15年度 生活復興県民ネットの補助制度を活用し、団体・グループの情報交換、交流の推進を支援（補助は平成13年度をもって打ち切り、平成14、15年度は資材の無償貸与により市単独実施）</p> <p>教室参加者、来館者への啓発活動（上宮川文化センター）</p> <p>平成7年度～ 度教室参加者、来館者への啓発活動</p> |
| <p>□自主防災組織の育成</p> <p>・自主防災組織の指導者養成のため、研修会を実施するとともに、防災生活圏における各種の防災訓練の実施などを通して自主防災組織の育成に努める。</p> | <p>自主防災活動育成事業（総務部防災対策課，消防本部警防課）</p> <p>平成8年度～ 自主防災組織の各種防災訓練の支援</p> <p>平成14年度 自主防災組織連絡協議会の結成 地域防災リーダー養成講座（県事業）</p> |
| <p>□コミュニティ活動支援</p> <p>・市民の自主防災組織が災害発生時において機能するためには、日常的にその体制の基盤となる組織ができており、活性化していることが必要であり、この観点から生涯学習、スポーツ等のコミュニティ活動を高めるための支援を行う。</p> | <p>生涯学習の推進（社会教育部生涯学習課）</p> <p>平成4年度～ 子育てセンター事業（子育て相談、子育てグループの育成、イベントの開催など）</p> <p>平成12年度～ 出前講座（団体が主催する学習会に市職員を派遣し、行政に対する理解を深める）</p> <p>平成11年度～ 芦屋南高オープンカレッジの開催（芦屋南高校に委託して実施）</p> <p>・各種文化団体への事業補助</p> <p>コミュニティスクール活動への支援（社会教育部生涯学習課）</p> <p>・各コミュニティスクール，コミュニティスクール連絡協議会に補助金を支給</p> <p>・コミスク連絡協議会に出席し連絡調整を図っている。</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと及び 現在の課題 |
|---|-------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 震災メモリアル展と啓発事業の実施で同じことの繰り返しでなく、記憶を風化させないために何ができるのかの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・震災 10 周年メモリアル展として、リニューアルした写真パネルを展示するとともに、保存している写真を中心に啓発誌を作成する。 ▶ 平成 17 年度以降、地域活動ステーション事業（県事業）廃止後の本市として継続するどうか検討中 ▶ 教室参加者、来館者への啓発活動でともすれば忘れがちな市民に対し、どのように機会を捉えて啓発活動を継続していくか <ul style="list-style-type: none"> ・南海、西南海地震が現実味を増していると言われる現在、まず高齢者、子どもなどに改めて啓発の機会を検討したい。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自主防災組織の育成・組織率の向上（平成 15 年度県平均組織率 93.5%，芦屋市 74.1%） ▶ 防災組織の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・消防本部と消防団は整備した地域・地区防災拠点の資機材を使用し、住民と協働し震災を風化させないよう訓練の実施を心がける。 ・防災ウォークラリー | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ コミュニティ活動を高めるための行政の支援のあり方 ▶ 防犯活動等を通じたコミュニティづくりへの支援 |

2. 市街地の復興

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(1) 防災緑地軸の整備</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>大震災時に同時多発する火災に対し、防災生活圏を単位として延焼を防止するとともに、市民が安全に防災拠点に到達できる避難路として、また二次災害の発生防止や都市生活機能の混乱、それに伴う救援・救護活動の阻害の防止のために、水と緑豊かな河川、幹線道路等の延焼遮断帯の形成を図る。さらに、沿道において建築物の不燃化を推進する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□河川緑地軸の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芦屋川左岸線、芦屋川右岸線及び宮川線の街路樹、灌木緑化を拡充する。 ・ 河川に貯水機能と親水空間を創出し、防火用水、生活雑用水として活用が図れるよう関係機関に働きかける。 ・ 宮川線を緑地軸として整備するとともに、その緑地軸をさらに南芦屋浜地区の海際緑地軸まで延伸を図る。 | <p>都市計画マスタープランの策定（建設部都市計画課） 平成 14～16 年度 ・市の将来像を示す都市計画の基本構想で、市域全体の構想と地域別の構想を示し、都市計画の基本方針とする。 ・都市防災の方針の中で記載</p> <p>10 万本植樹計画（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成 5～14 年度 宮川線に植樹</p> <p>街路樹の緑化推進事業（建設部公園緑地課） 芦屋川左岸線・右岸線・宮川線の街路樹（建設部公園緑地課） 灌木緑化の拡充（建設部公園緑地課） 平成 8 年度～ ・ 芦屋川左岸線・右岸線街路樹の補植 ・ 宮川線（西蔵町）街路樹の補植 ・ 宮川線（大原町・上宮川町）灌木の補植 ・ 芦屋浜地区宮川周辺の高木植栽</p> <p>河川貯水機能（消火用水）事業（消防本部警防課） 平成 10～11 年度 宮川河川内の 2 か所に消火用水取水プールの整備</p> <p>表六甲河川環境管理計画（建設部下水道課） ・ 宮川の整備</p> |
| <p>□街路緑地軸の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南北方向の稻荷山線～山麓線（岩園保育所前～岩園隧道西詰） 芦屋中央線、松浜線～川東線、東西方向の防潮堤線、山手幹線、朝日ヶ丘線の街路樹及び灌木緑化を拡充する。 ・ 国道 2 号、国道 43 号の緑化を推進する。 | <p>都市計画マスタープランの策定（建設部都市計画課） 平成 14～16 年度 ・市の将来像を示す都市計画の基本構想で、市域全体の構想と地域別の構想を示し、都市計画の基本方針とする。 ・都市施設の整備方針の中で記載</p> <p>10 万本植樹計画（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成 5～14 年度 ・ 芦屋中央線、川西線、防潮堤線、駅前線に植樹 ・ 国道 2 号に植樹 ・ 国道 43 号環境防災緑地の整備</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|---------------------------------|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 芦屋川の高水敷への車椅子の進入 ができない <ul style="list-style-type: none"> ・スロープの整備を引き続き県に 要望する。 ▶ 宮川環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・河川への親水性を高めるなどの 整備を引き続き県に要望する。 ▶ 宮川を南北ネットワーク軸として 整備 <ul style="list-style-type: none"> ・県・市・市民による協議会設立 を検討 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災に配慮し、また四季を感じる街 路樹の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・山手幹線等の整備路線で防災及 び四季に配慮した緑化に努め る。 | | |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|----------------|---|
| | <p>芦屋中央線街路事業（建設部街路課） 昭和57～平成7年度 本市の中央部を縦断する南北の幹線道路として、交通の円滑化と歩行者の安全確保を図り都市機能を向上させるため、国道43号から防潮堤線までを街路事業で拡幅整備した。 区間：国道43号～防潮堤線 延長569m 幅員：20m 植樹帯を設置し高木・低木を植栽 ・歩道部に旧大溝川を復元しせせらぎを設置</p> <p>川西線街路事業（建設部街路課） 芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課） 平成7～14年度 ・本市の芦屋川以西地域における南北幹線道路として、交通の円滑化と歩行者の安全確保を図り都市機能を向上させるため、被災した白橋の災害復旧事業と合併施行で拡幅整備した。 ・区間：国道2号～山手幹線 延長341m ・幅員：20m</p> <p>山手幹線街路事業（建設部街路課） 平成5～21年度 ・阪神間を結ぶ東西の地域幹線道路として、地域の円滑な交通処理と都市機能を向上させると共に、広域避難路、緊急輸送路、延焼遮断帯など都市防災機能の強化を図るため、3工区に分け全線で街路事業により事業実施した。 ・幅員：22～34m ・植樹帯を設置し高木・低木を植栽 平成5～16年度 大原工区（再開発～宮川線）延長269m 平成7～21年度 西工区（再開発～神戸市境）延長1098m 平成10～18年度 東工区（宮川線～西宮市境）延長778m</p> <p>稲荷山線～山麓線（建設部公園緑地課） 芦屋中央線（建設部公園緑地課） 松浜線～川東線（建設部公園緑地課） 防潮堤線（建設部公園緑地課） 朝日ヶ丘線（建設部公園緑地課） 平成12年度 打出浜線（浜風町）街路樹の植栽 平成8年度 山麓線（山手町・朝日ヶ丘町）街路樹の補植 平成10年度 芦屋中央線（呉川町）街路樹の補植 平成10～11年度 防潮堤線街路樹の補植 平成10年度 旧防潮堤緑地高木の補植 平成8年度 朝日ヶ丘線街路樹の補植 平成9年度 市道150号線・市道153号線（浜町）街路樹の植栽 平成10年度 川東線（精道町）街路樹の補植 平成10年度 駅前広場東線（楠町）街路樹の補植 平成10年度 市道153号線（楠町）街路樹の補植 平成12年度 山手線（東山町）街路樹の植栽 平成8～10年度 芦屋浜1号線街路樹の植栽 平成8～12年度 打出浜1号線街路樹の植栽 打出浜6号線街路樹の植栽</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業の必要性等について沿線住民に理解を得る ▶ 環境対策についての理解と協力を得る <ul style="list-style-type: none"> ・植樹帯を設置し、道路緑化に努めるとともに、残地を活用し、防災施設整備や緑化を図ることとし、植栽の樹種や環境対策及び残地利用計画等について地元の方々と協議し理解と協力を得る。 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 芦屋川トンネル工事に伴う芦屋川右左岸沿い既存樹木の移植などによる保全 ▶ 維持管理への地元協力 <ul style="list-style-type: none"> ・道路植栽及びポケットパークの維持管理に協力を求める。 |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| | <p>平成9年度 緑道24号線街路樹の植栽</p> |
| <p>□山麓緑地軸の整備 ・地滑り・土石流を抑制するため、山麓部の緑地を保全・育成する。</p> | <p>都市計画マスタープランの策定（建設部都市計画課） 平成14～16年度 ・市の将来像を示す都市計画の基本構想で、市域全体の構想と地域別の構想を示し、都市計画の基本方針とする。 ・都市防災の方針の中で記載</p> <p>六甲山グリーンベルト整備事業への協力（建設部下水道課） 平成7年度～ ・事業主体：国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所 ・「阪神淡路震災復興計画」の主要プロジェクトに位置付けで実施。 ・市街地に隣接する六甲山系の山腹斜面を一連の植林帯（グリーンベルト）として保全・育成し、土砂災害の防止を図る。</p> |
| <p>□海際緑地軸の整備 ・南芦屋浜地区の東西方向に海や緑に親しめる海際緑地軸を整備するとともに、隣接市と連携し、大阪湾ベイエリアの臨海緑地軸の形成を図る。</p> | <p>都市計画マスタープランの策定（建設部都市計画課） 平成14～16年度 ・市の将来像を示す都市計画の基本構想で、市域全体の構想と地域別の構想を示し、都市計画の基本方針とする。 ・自然環境保全・都市環境形成方針の中で記載</p> <p>10万本植樹計画（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成5～14年度 陽光緑地、南緑地の整備</p> <p>芦屋市総合公園整備事業（建設部公園緑地課） 平成11～15年度 ・南芦屋浜地区にスポーツ施設、文化・教養を育む施設のある総合公園の設置 ・花と緑のネットワークづくり及び防災拠点ならびにスポーツの核となる公園として整備</p> <p>南芦屋浜地区での海際緑地軸の整備（建設部南芦屋浜地区担当） ・港湾緑地 4.1 ha ・陽光緑地 4.2 ha</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市街化区域における山麓の緑地は、保護樹林や生産緑地として指定されており、地主が亡くなられたとき、相続税等の問題で指定の解除を要望される。 ▶ 六甲山グリーンベルト整備事業の効果的な事業のPR方法と事業に対する市民の意向を把握・反映する仕組みについての検討・確立 ▶ 市民参加による森林整備等を進めるための条件整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ的な手法を用い、地域住民と共に整備計画を策定する。 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 南芦屋浜は、今後海際に緑地帯ができるが、管理費用が多額となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・管理費が極力掛からない樹種を選んだり、市民参加で維持管理を進めるよう対策を考える。 |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| <p>(2) 防災生活圈・防災拠点の整備</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>あらゆる種類、規模の災害を想定した防災計画に基づく防災生活圈を形成するために、地域防災拠点や地区防災拠点を整備するとともに、防災中枢拠点、広域避難地などの広域的なエリアを対象とする防災拠点の整備を図る。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□防災中枢拠点の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災中枢拠点である市役所に加えて、中枢拠点機能を拡充するため、消防本部の再整備を検討する。 ・市役所及び消防本部へのライフラインは、大規模災害に対して対応力のあるシステムを構築する。 | <p>消防本部庁舎整備事業の検討（消防本部総務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補地（市中心部）での消防力の再検討を実施，市内3署所を2署体制にて統廃合を検討 ・防災センター機能を持たせた消防庁舎の整備 ・財政状況から実施を凍結中 <p>芦屋市防災無線の構築（総務部防災対策課）</p> <p>平成14年度 国・県の補助等により市内全避難所34箇所及び車載等全部で45台の無線機を設置し，防災中枢拠点と地域・地区防災拠点との間の連絡体制の構築</p> <p>災害対応総合情報ネットワークシステムの整備（総務部防災対策課）</p> <p>平成8年度 県本庁，地方機関，県内市町及び各消防本部等を繋ぎ，迅速・的確な応急対策をとる</p> |
| <p>□地域防災拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区を基本とした各防災生活圈において、圏内の中心となる地域防災拠点を小学校等に整備する。 ・地域防災拠点は、災害発生時の避難所となるとともに、災害直後の一定期間の備蓄倉庫、消防水利、情報通信システム、地下水を利用した給水施設を整備する。 ・地域防災拠点周辺の不燃化を促進し、安全性の向上を図る。 | <p>地域防災拠点整備事業（消防本部警防課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域地区住民が震災時に使用するため整備 <p>平成8年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区及び市総合公園へ100t飲料水兼用貯水槽として設置する ・合わせて、50㎡防災倉庫の設置及び防災資機材を配備し，防災機能の整備を図る ・災害発生時の避難所となることから，飲料水の確保及び防災資機材を整備する |

| 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと及び 現在の課題 |
|--|-------------------|--|
| | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 消防本部庁舎の再整備，庁舎整備用地の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・防災中枢拠点として機能の充実整備 ▶ 防災無線の設備更新時にデジタル化を目指す ▶ 市役所・消防本部への大規模災害に対応力のあるライフラインの確保 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 残る防災拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点に当る施設の整備順位を早くするよう計画を見直す。 ▶ 水槽の点検整備 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度精道小学校及び市総合公園へ 100t 飲料水兼用貯水槽として設置 ・合わせて，50 m²防災倉庫の設置及び防災資機材を配備し，防災機能の整備を図る ・災害発生時の避難所となることから，飲料水の確保及び防災資機材の整備 ▶ 人口に合った飲料水の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・消防水利（消火栓）等の維持管理に努める ・地震対応の強化を図るため耐震性貯水槽の設置 ・まちづくりに合わせた消防水利の強化 ・飲料水で3日分の確保 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災拠点周辺の不燃化 |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| | <p>芦屋市防災無線の構築（総務部防災対策課） 平成 14 年度 国・県の補助等により市内全避難所 34 箇所に無線機を設置</p> <p>防災用非常備蓄品の整備（総務部防災対策課） 平成 8 年度～ 小学校の空教室等を利用して備蓄品を備蓄</p> <p>井戸水の確保（総務部防災対策課） 平成 9～11 年度 小槌幼稚園，精道中学校及び山手小学校に雑用水として利用するため井戸を掘削</p> <p>各学校園施設防災整備事業（管理部施設課）</p> <p>平成 8 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西山幼稚園に雨水貯水槽・便所排水利用設備設置，炊事設備設置 ・打出浜小学校に非常用照明設備設置 ・精道中学校に非常用照明設備設置，炊事設備設置 <p>平成 9 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢幼稚園に雨水貯水槽・便所排水利用設備設置，炊事設備設置 ・朝日ヶ丘小学校に非常用照明設備設置 ・山手中学校に非常用照明設備設置，炊事設備設置 <p>平成 10 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小槌幼稚園に井水貯水槽・便所排水利用設備設置，炊事設備設置（井戸は防災対策課） ・浜風小学校に非常用照明設備設置 ・潮見中学校に非常用照明設備設置，炊事設備設置 <p>平成 11 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜風幼稚園に雨水貯水槽・便所排水利用設備設置，炊事設備設置 ・宮川小学校に非常用照明設備設置 ・精道中学校に井水貯水槽・運動場散水利用設備設置（井戸は防災対策課で設置） <p>平成 12 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山手小学校に非常用照明設備設置（校舎建替で同時に整備） <p>平成 13 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩園小学校に防災倉庫・非常用照明設備設置（校舎建替で同時に整備） |
| <p>□地区防災拠点の整備</p> <p>・災害時の一時的な避難場所としての機能に加えて、住民による防災活動を支援するため、各防災生活圏内の地区集会所、公園等に防火水槽を整備するとともに、初期消火用資器材、救助救出等資器材を備えた防災倉庫を整備する。</p> | <p>地区防災拠点整備事業（消防本部警防課）</p> <p>・地区住民が震災時に使用するための防災事業を整備</p> <p>平成 8 年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園，集会所等に地区住民へ震災時の防災資器材の設置を図る ・防災倉庫を適性配備するため備蓄倉庫として転用を図る ・災害時の一次的な避難場所として利用する |

| 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと及び 現在の課題 |
|--|-------------------|-----------------------------|
| <p>▶ 平常での防災倉庫資機材の活用</p> <ul style="list-style-type: none">・住民においては、地域のまつりなど、平時に積極的に資機材を活用し、いざという時に慌てないように使用方法を熟知する。・地域に応じた防災訓練 <p>▶ 防災無線の設備更新時にデジタル化を目指す</p> <p>▶ 各学校園施設防災整備事業の推進 平成 17～19 年度</p> <ul style="list-style-type: none">・精道小学校校舎等建替の中で、非常用照明設備の設置や、現在ある井戸を活用し便所排水や散水などに利用していく。 <p>対象校園</p> <ul style="list-style-type: none">・避難所に指定された幼稚園 4 園、小学校 8 校、中学校 3 校とする。 <p>整備内容</p> <ul style="list-style-type: none">・幼稚園は、雨水（井水）貯水及び便所排水利用と炊事設備の設置（全 4 園整備済）・小学校は、非常用照明設備の設置（全 8 校の内 6 校整備済。潮小は自家発電設備あり）・中学校は、非常用照明設備と炊事設備の設置（全 3 校整備済）・他に精道中学校に井水利用散水設備を設置。 停電時の電源はポータブル発電機（常備）を使用 炊事設備は防災用炊飯機器を専用倉庫に備蓄 | | <p>▶ 防災用非常備蓄品の内容・数量の再検討</p> |
| <p>▶ 自主防災組織の育成</p> <p>▶ 地区住民の防災意識の啓発</p> <p>▶ 高齢者対策</p> <ul style="list-style-type: none">・市内へ均等配置し、住民が有効に活用できるように整備計画を図る | | |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| | <p>防災用非常備蓄品の整備（総務部防災対策課） 平成 14 年度 一部の集会所に備蓄品を備蓄</p> <p>芦屋市防災無線の構築（総務部防災対策課） 平成 14 年度 国・県の補助等により市内全避難所 34 箇所に無線機を設置</p> |
| <p>□広域避難地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の大火に対する安全性を確保するため、避難者を収容できる不燃空間として、海際緑地核として整備する南芦屋浜地区の総合公園、及び山際緑地核として整備する霊園及びその周辺を広域避難地とし、防災機能の整備を図る。 ・広域避難地において、消防水利、情報通信システム、給水施設を整備する。 | <p>地域防災拠点整備事業（消防本部警防課） 平成 8 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市総合公園広域避難地として 100t 飲料水兼用貯水槽として設置する ・合わせて、50 m³防災倉庫の設置及び防災資機材を配備し、防災機能の整備を図る <p>防災倉庫収納資機材の整備（総務部防災対策課） 平成 14 年度 広域避難地に対応した資機材の整備</p> <p>芦屋市総合公園整備事業（建設部公園緑地課） 平成 11～15 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南芦屋浜地区にスポーツ施設、文化・教養を育む施設のある総合公園の設置 ・花と緑のネットワークづくり及び防災拠点ならびにスポーツの核となる公園として整備 <p>霊園災害復旧事業（生活環境部総務課） 平成 6 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設及び個人墓所の被害状況調査委託 平成 7 年 1 月 27 日、調査期間 30 日間、委託料 16,000 千円 ・緊急災害復旧工事（公共施設部分） 墓参者安全確保のため、道路亀裂補修等園内全域の軽微な補修を実施する。 平成 7 年 3 月 10 日、工期 30 日、工事費 22,248 千円 <p>平成 7 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地滑り区間本格的調査業務委託（公共施設部分）、ボ - リング 15 本及び解析業務 平成 7 年 4 月 10 日、委託料 40,000 千円 ・復旧方法の検討及び実施設計業務委託（公共施設部分） 平成 7 年 4 月 10 日、委託料 40,000 千円 ・復旧工事（公共施設部分） 平成 7 年 10 月 10 日、工事費 304,000 千円 ・個人墓所の倒壊墓石復旧工事（倒壊墓石 2,000 件） 公共施設崩壊に伴う個人墓石の復旧については市負担 平成 7 年 5 月 10 日、工期 7 月末、助成額 21,000 千円 ・個人墓石の移転・復旧工事 公共施設復旧工事施工に際し、支障となる個人墓石の移転・復旧工事 平成 7 年 10 月 1 日、工事費 81,000 千円 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---------------------------------|
| <p>▶ 平常での防災倉庫資機材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民においては、地域のまつりなど、平時に積極的に資機材を活用し、いざという時に慌てないように使用方法を熟知する。 ・地域に応じた防災訓練 | | <p>▶ 防災用非常備蓄品の内容・数量の再検討</p> |
| <p>▶ 住民移動経路計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の普及啓発に取り組む ・防災研修・D I G訓練による意識改革に努める ・広域避難場所としての位置付け | | <p>▶ 霊園及びその周辺の広域避難地としての設備拡充</p> |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| <p>(3) ライフラインの整備</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>あらゆる災害に対して、被害を最小限に くい止めるライフラインの整備を図る。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□水道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる地域防災拠点等に耐震性飲料・消火兼用貯水槽の設置を図る。 ・六麓荘において配水池を新設するとともに、送・配水管の移設及び改良を図り、給水能力の改善を図る。 ・幹線については、災害発生時における機能低下を代替するシステムを構築する。 | <p>震災による水道施設復旧事業（水道部工務課）</p> <p>平成8～9年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年、阪神・淡路大震災により市内全域にわたり水道施設が壊滅的な被害を受け、その応急復旧の後、国庫補助の採択基準に見合う災害復旧工事については完了した。 ・今後は、水道施設の機能評価と耐震補強が課題とされているところである。 <p>地域防災拠点整備事業（消防本部警防課）</p> <p>平成8年度～</p> <p>地域防災計画による8か所に飲料水兼用貯水槽の設置</p> <p>地区防災拠点整備事業（消防本部警防課，建設部公園緑地課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画公園の整備に合わせ、公園，集会所等を利用して60t耐震性貯水槽9か所を設置。 <p>河川貯水機能（消火用水）事業（消防本部警防課）</p> <p>平成10～11年度</p> <p>宮川河川内の2か所に消火用水取水プールの整備</p> <p>六麓荘配水管整備事業（水道部工務課）</p> <p>平成10～19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災後、六麓荘都市基盤整備事業が本格化になり、それに伴い平成19年度を目途に管路整備を進めている。これについては、拡張事業による六麓荘配水池（平成14、15年度）築造に合わせ、六麓荘配水区域の変更により水圧低下箇所の解消（宅地ポンプ設備の廃止）を目的としている。 ・平成16年度では、計装設備の供用と配水池の運転に伴い、減圧弁による給水区域の変更を予定しているため、今後においても六麓荘整備事業との調整を図り、管路の更新・改良を進める。 <p>平成15年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配水池の新設工事については、平成15年度に完了。 ・配水管については、全体計画に基づき平成19年度を目途としているものの配水池供用予定が平成16年度末とし、それに合わせ配水施設の整備を平成16年度に実施予定である。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと及び 現在の課題 |
|---|-------------------|--|
| <p>▶ 消火水と断水時による緊急時の対応</p> <p>平成 19 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精道小学校に飲料水兼用貯水槽の設置 ・市内 800 t の飲料水兼用貯水槽が設置を図る <p>▶ 人口に合った飲料水の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防水利（消火栓）等の維持管理に努める ・地震対応の強化を図るため耐震性貯水槽の設置 ・まちづくりに合わせた消防水利の強化 ・飲料水で 3 日分の確保 <p>▶ 六麓荘町の整備については、配水池の新設及び配水区域の見直しによる水圧の適正化を目的としているものの、宅内の給水装置の改善について各戸別の指導とその協力が必然となる。</p> | | <p>▶ 東南海・南海地震を想定した水道施設の耐震評価と補強の検討</p> <p>平成 16 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管路については、実際の大規模地震を想定したシミュレーション解析を実施する。 <p>平成 17 年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設については、拡張事業による奥山浄水場管理棟・計装設備の更新を実施中であるものの、既存の配水池を含む水道施設の機能診断とその補強方法について調査・検討を行う。 <p>▶ 安定した水の供給を行うため、水道施設整備を総合的に見直すにあたっては、施設の代替機能の整備をも含め新規用地の確保が必要となる。事業費並びに機能面を精査した上で、公園用地等の公共施設の土地利用について多目的な有効利用を図る。（公共施設の共有化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、施設整備を総合的に見直すにあたっては、ポンプ施設・送水管等の設置を検討し協議を進める。 |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|----------------|---|
| | <p>平成 16 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 各戸別の宅地内給水装置について、調査を実施し、各戸の給水装置の改善への協力依頼に取り組む。 <p>水道施設整備事業（第 7 期拡張事業）（水道部工務課）</p> <p>平成 9～22 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 拡張事業としては、平成 8 年の事業認可を経て、平成 22 年を目標とし以下の事業内容の整備を実施中。 南芦屋浜地区の配水施設整備（計画戸数 3000 戸） 奥池浄水場の整備（急速ろ過機を増設し浄水能力 1710m³/日） 既成市街地の送配水施設整備（配水池容量の増強、水圧過不足地域の解消） 緊急時における給水拠点の確保（飲料水兼用貯水槽の設置） <p>平成 15 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 六麓荘配水池築造 <p>平成 16 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 奥山浄水場計装設備更新 <p>配水管整備事業（10 カ年計画）（水道部工務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道管路の更新については、石綿管の改良を平成 4 年岩園町を最後に改良を完了しており、平行して老朽管の更新を 10 年整備計画により年間約 1,000m を目標に改良を進めてきた。 耐震化（耐震継ぎ手管）については、震災後、耐震化指針を元に優先路線を選定し耐震化路線の計画により、該当する路線は耐震継手による更新を図っている。しかし、現実的に管路の更新可能な路線、布設年度等を踏まえ路線の見直しが必要である。そのため、平成 14 年度において現況管路の問題点の抽出を含め、管網ネットワーク解析を実施。 <p>平成 14 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内一円の水圧調査を含め管路の管網改正を行い、更新路線の優先順位を検討済み。 <p>平成 16 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災から 10 年が経過し、進めてきた管路の耐震化状況について再評価を図る。よって具体的に市内の土質条件、管情報を元にシミュレーション解析から更なる効率的な配水管の更新計画を検討する。 <p>水道事業施設整備事業（南芦屋浜地区）（水道部工務課）</p> <p>平成 9～23 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 南芦屋浜地区は、兵庫県企業庁において平成 23 年度を目途に 125.6ha、芦屋らしい高品質な「戸建て住宅」を中心とした 9000 人が暮らすまちづくりとして整備が進められている。 水道部としてもその計画にあわせ、第 7 期拡張事業として認可を経て現在整備を進めている。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|---------------------------------|
| <p>▶ 拡張事業の事業認可については、平成 22 年度までとしているものの、震災を含め当初の需要予測と差異が生じたため見直しが必要とされる。特に節水型給水器具の普及と節水に対する意識が高まっているためか水需要の低迷は全国的な傾向にあり、今後の方向性を具体化する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要予測と経営の見直しのための基礎資料を作成する。 ・計画給水人口予測と水需要の動向を検討する。 <p>▶ 今後の更新計画の優先順位の検討を含め効率的かつ経済的な管路の整備を進める。</p> <p>▶ 南芦屋浜地区については、兵庫県企業庁によりその計画と開発が進められているため、開発計画の変更により水道施設の見直しが必要となる。</p> | | |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>□下水道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の復興にあたっては、耐震性の向上を進めるとともに、南芦屋浜地区での新都市づくりに対応した下水道整備を推進する。 ・下水処理水の浄化再生利用に努め、人と環境にやさしい都市基盤を形成する。 | <p>下水道施設災害復旧事業（建設部下水道課）</p> <p>平成6～10年度 下水道施設の復旧</p> <p>汚水 管路 L=9,950m 人孔 738ヶ所</p> <p>雨水 管路 L=7,116m 人孔 235ヶ所</p> <p>南芦屋浜下水道整備事業（建設部下水道課）</p> <p>平成8～22年度 下水道整備</p> <p>汚水 L=19,450m 雨水 L=11,350m</p> |
| | <p>六麓荘地区都市基盤整備事業（建設部下水道課）</p> <p>平成6～18年度 下水道整備</p> <p>汚水 L=5,354m 雨水 L=1,633m</p> <p>平成8～19年度 道路整備</p> <p>面積 A=32,200㎡</p> <p>第8次下水道整備7ヶ年計画（建設部下水道課）</p> <p>平成8～15年度 雨水整備</p> <p>雨水整備対象区域 682ha の内 59ha （平成15年度末 643ha 整備済み）</p> <p>公共下水道整備事業（六麓荘地区除く）（建設部下水道課）</p> <p>昭和59年度～ 奥山処理区統合下水道整備 （奥山処理区を芦屋処理区へ統合）</p> <p>昭和31年度～ 合流管更生・布設替え（合流管改修）</p> <p>昭和31年度～ 雨水浸水対策（雨水排水整備）</p> <p>平成13～18年度 街路事業区域公共下水道整備 （雨水・汚水排水整備）</p> <p>平成13年度～ 汚水幹線（分合流分離）整備（汚水幹線整備）</p> <p>平成13年度～ 合流改善（貯留管）・暫定措置 （雨水吐口暫定措置・分流汚水と合流汚水の分離処理）</p> <p>大東ポンプ場（復旧と改良）（建設部下水処理場）</p> <p>平成7年 雨水ポンプ2台，電気設備新設 … 700×65m³/分×75kw（電動化）</p> <p>雨水ポンプ用ディーゼルエンジン1台更新 …108 PS</p> <p>雨水ポンプ2台，ディーゼルエンジン1台 …調整復旧</p> <p>芦屋下水処理場放流渠（復旧と改良）（建設部下水処理場）</p> <p>平成7年 放流渠 3,000ボックス L= 630m 復旧，接合部にバルブ設置</p> <p>平成8年 放流渠 1,500ボックス L= 30m を 3,000ボックス L= 30m に全面改良</p> <p>南芦屋浜下水処理場整備事業（建設部下水処理場）</p> <p>平成9～12年度 一期工事 施設能力 4,500人，3,850m³/日</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共用水域の水質汚濁防止 ▶ 都市化に伴う雨水流出量の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・布設替及び管更生工事及び処理 区の統合 ・新設及び能力不足管渠等の改修 ・分流，合流の分離 ・貯留管の新設及び分流通の新設 ▶ 南芦屋浜下水処理場整備事業の継 続実施 <ul style="list-style-type: none"> ・二期工事の完成 施設能力 9,000人，7,700 m³/日 平成19年 機械設備工事 平成20年 " 平成21年 電気設備工事 平成22年 屋上広場・場内整備 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 下水道管路の耐震性強化 |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| | <p>下水処理場・ポンプ場施設設備改修事業（建設部下水処理場）</p> <p>平成 7 年度 場内ポンプ場沈砂池設備改修</p> <p>平成 8 年度 水処理施設換気設備改修</p> <p>平成 9 年度 機械館施設換気設備改修 エアレーション設備改修</p> <p>平成 10 年度 エアレーション設備改修，ポンプ場建築施設改修，汚泥抽出弁設備改修，雨水ポンプ整備</p> <p>平成 11 年度 送泥設備設置，場内ポンプ場沈砂池設備改修，換気ファン建築施設・設備改修</p> <p>平成 12 年度 機械館建築施設改修，調整槽設備改修，場内ポンプ場沈砂池設備改修</p> <p>平成 13 年度 管理棟建築施設改修，場内ポンプ場沈砂池設備改修，送泥電気計装設備</p> <p>平成 14 年度 場内ポンプ場沈砂池設備改修，水処理棟建築施設改修，南宮雨水ポンプ整備</p> <p>平成 15 年度 場内ポンプ場沈砂池設備改修，水処理棟建築施設改修</p> <p>平成 16 年 水処理棟内部建築設備改修，場内ポンプ場沈砂池設備改修</p> |
| <p>□兵庫東下水汚泥広域処理事業の推進</p> <p>・下水処理場から発生する汚泥を広域的、効率的かつ安定的に処理する事業（エースプラン）を推進する。</p> | <p>兵庫東流域下水汚泥処理事業（建設部下水処理場）</p> <p>平成 12 年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道または流域下水道の終末処理場の処理過程において生じる汚泥などを広域処理する。 ・兵庫東流域では、武庫川上流，武庫川下流，尼崎公共，西宮公共，芦屋公共が参集し，本市は平成 13 年 3 月より参加している。 <p>平成 15 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥中のし渣除去設備を設置 <p>平成 16 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥洗浄設備を設置 |
| <p>□交通ネットワークの整備</p> <p>・東西方向については、広域的避難、救援物資等の輸送能力の増強を図るために、広域幹線道路である国道 2 号、国道 43 号を補完する道路として本市と隣接市を結ぶ地域幹線道路の整備を図る。</p> <p>・南北方向については、現状では市街地を南北に貫く主たる道路は宮川線のみであるため、南北方向のコミュニティ交流を促進するとともに、避難、救援物資等の輸送のための代替道路を確保するため、市街地を南北に貫く都市計画道路の一層の整備を図る。</p> <p>・既存の中央緑道、江尻川緑道に加え、本市内に歩行者路、歩車共存道路等の整備を進め、歩行者路のネットワーク化を図る。</p> | <p>都市計画マスタープランの策定（建設部都市計画課）</p> <p>平成 14～16 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の将来像を示す都市計画の基本構想で、市域全体の構想と地域別の構想を示し、都市計画の基本方針とする。 ・道路施設の整備方針の中で記載 <p>山手幹線街路事業（建設部街路課）</p> <p>平成 5～21 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神間を結ぶ東西の地域幹線道路として、地域の円滑な交通処理と都市機能を向上させると共に、広域避難路、緊急輸送路、延焼遮断帯など都市防災機能の強化を図るため、3 工区に分け全線で街路事業により事業実施した。 ・幅員：22～34m <p>平成 5～16 年度 大原工区（再開発～宮川線）延長 269m</p> <p>平成 7～21 年度 西工区（再開発～神戸市境）延長 1098m</p> <p>平成 10～18 年度 東工区（宮川線～西宮市境）延長 778m</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと及び 現在の課題 |
|--|---|--|
| <p>▶ 下水処理場・ポンプ場施設設備改修事業の継続実施</p> <p>平成 17 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水処理棟外部建築設備改修, 南宮ポンプ場改修, 電気設備改修 <p>平成 18 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南宮ポンプ場改修, 電気設備改修 <p>平成 19 年～22 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備改修 | | <p>▶ 下水処理水の高度処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合流改善・高度処理の設計 用地買収 1.8ha 整備工事施工 |
| | <p>▶ 不純物を取り除くため, し渣除去設備, 汚泥洗浄設備の設置が必要となった</p> | |
| <p>▶ 事業の必要性等について沿線住民に理解を得る</p> | | <p>▶ 南北方向の都市計画街路の整備</p> <p>▶ 歩行者道路のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画マスタープランの方針の中で, 水と緑のネットワークを位置付けて, 歩行者を優先した道路づくりに努める。 <p>▶ 南北交通の円滑な交通処理歩行者の安全確保</p> |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>・空経由での避難や救援物資供給のために、奥池地区、山麓地区及び南芦屋浜地区において、臨時ヘリポートの空間を確保する。また、南芦屋浜地区で海へのアクセスの整備を図る。</p> | |
| | <p>県道東灘芦屋線（南芦屋浜～深江浜連絡橋）（建設部南芦屋浜地区担当） 平成6～16年度 ・南芦屋浜地区を含む臨海部での東西方向の避難，救助物資等の輸送路確保のため，芦屋市側は県が，神戸市側は神戸市が施行 ・芦屋市側については完了 ・神戸市側は平成17年3月完成を目指し事業実施中 ・全長 1,300m</p> <p>芦屋中央線街路事業（建設部街路課） 昭和57～平成7年度 本市の中央部を縦断する南北の幹線道路として，交通の円滑化と歩行者の安全確保を図り都市機能を向上させるため，国道43号から防潮堤線までを街路事業で拡幅整備した。 区間：国道43号～防潮堤線 延長569m 幅員：20m 植樹帯を設置し高木・低木を植栽 ・歩道部に旧大溝川を復元しせせらぎを設置</p> <p>芦屋中央線J R神戸線立体交差（建設部街路課） 平成3～10年度 ・J R芦屋駅北側市街地再開発事業において，芦屋中央線J Rアンダー工事を実施 ・区間：駅前広場東線～鉄道沿東線 ・延長：115m ・幅員：20m</p> <p>川西線街路事業（建設部街路課） 芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課） 平成7～14年度 ・本市の芦屋川以西地域における南北幹線道路として，交通の円滑化と歩行者の安全確保を図り都市機能を向上させるため，被災した白橋の災害復旧事業と合併施行で拡幅整備した。 ・区間：国道2号～山手幹線 ・延長：341m ・幅員：20m</p> <p>芦屋中央震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課） ・川東線の整備（阪神～国道2号）</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|
| | | |
| | | |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|----------------|--|
| | <p>松浜線街路事業（建設部街路課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の南部地域における南北幹線道路として、交通の円滑化と歩行者の安全確保を図り、都市機能を向上させるために計画 ・区間：市道 318 号～防潮堤線 ・延長：530m ・幅員：20m <p>稲荷山線街路事業（建設部街路課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の東部地域における南北幹線道路として、交通の円滑化と歩行者の安全確保を図り、都市機能を向上させるために計画 ・区間：JR 神戸線南～山手線 ・延長：580m ・幅員：20m <p>芦屋市サイン計画（建設部道路・交通安全担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の安全と円滑を図るとともに、案内・誘導の機能を果たすサインの設置（車両系 36 基，歩行者系 39 基） <p>平成 9 年度 車両系のサイン 11 基設置</p> <p>海浜部の交通アクセスの整備（建設部南芦屋浜地区担当）</p> <p>平成 8 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南芦屋浜地区の東側護岸（フリーゾーンの東側部）を災害時の司令船，救援船の着岸護岸並びに救援物資の降ろし場として整備 ・ヘリポートの臨時離発着場として総合公園を位置付け確保した。 ・護岸は 8 年度に耐震強化護岸とした。 ・総合公園は平成 16 年 4 月にオープンした。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|------------------------------------|-------------------|--|
| ▶ 芦屋市サイン計画でのサインの残 整備箇所(64箇所)の整備 | | ▶ 松浜線，稻荷山線の整備 ・市の財政状況等から事業の着手 を延期している。 |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| <p>(4) 建築物の耐震・不燃化の推進</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>人命の尊重を第一に考えた建築物の耐震・不燃化を推進する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□公共建築物の耐震性の強化</p> <p>・人々が多く集まる学校教育施設、社会教育施設、官公庁施設等の公共建築物の耐震性を強化する。</p> | <p>宮川小学校校舎建替整備事業（管理部施設課） 平成6～8年度 老朽化した校舎・体育館等の建替えて整備</p> <p>山手小学校校舎建替整備事業（管理部施設課） 平成11～12年度 老朽化した校舎の建替えて整備</p> <p>岩園小学校校舎建替整備事業（管理部施設課） 平成12～13年度 老朽化した校舎の建替えて整備</p> <p>山手中学校耐震整備事業（管理部施設課） 平成13～15年度 耐震力不足の校舎を耐震補強整備</p> <p>本庁舎等の公共建築物の耐震性の強化（総務部管財課） 平成7～8年度 市役所本庁舎北館工事に於いて耐震性を考慮した改修工事を実施</p> |
| <p>□建築物の不燃化の推進</p> <p>・建築物の復旧、再建にあたっては、優良建築物等整備事業等の公的助成を活用し、建築物の集合化、不燃化を推進する。</p> <p>・市街地の不燃化を推進するため、防火地域・準防火地域の指定を検討する。</p> | <p>優良建築物等整備事業（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成7～9年度 被災前に木造住宅であった3地区について、当該事業の共同化タイプで、耐火建築物として61戸を建替え、不燃化を行う。</p> <p>芦屋市建築物安全安心実施計画（建設部建築指導課） 平成12～16年度 建築物の災害等に対する安全性を確保し、市民が安全で安心した生活ができる基盤を構築すべく施策を推進</p> <p>わが家の耐震診断推進事業（建設部建築指導課） 平成12～14年度 住宅の安全に関する市民の意識を高め、耐震化を促進し、建築物の地震に対する安全性の向上を図る。</p> <p>わが家の耐震改修促進事業（建設部建築指導課） 平成15～17年度 住宅の安全に関する市民の意識を高め、耐震化を促進し、建築物の地震に対する安全性の向上を図る。</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|--|
| | | |
| <p>▶ 老朽化した校舎等の建替整備の推進 平成 16～19 年度 ・精道小学校校舎建替整備事業を実施する。</p> | | <p>▶ 耐震力が不足する校舎等の耐震補強整備の推進 ・山手中学校以降の計画は凍結となっている。 (精道中,朝日ヶ丘小,潮見小,潮見中,宮川幼～各幼稚園,他)</p> <p>▶ 学校園・本庁舎以外の公共建築物の耐震化</p> |
| <p>▶ 建築物の安全性に関する市民の意識を高め、良質な建築物の蓄積を図る。 ・特定行政庁による建築行政的確な指導を行う。</p> | | <p>▶ 防火地域、準防火地域の指定の検討</p> |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(5) 崖崩れ、水害対策</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>地震・火災対策に加え、崖崩れ、水害等の災害対策をさらに講じる。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□崖崩れ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部の緑地保全と保水機能の一層の向上を図るよう関係機関等に働きかける。 ・局地的な崖崩れのための観測機器、情報・通信システムの整備を関係機関等に働きかけるとともに、平常時から多様な広報手段により市民への避難路・避難所の周知に努める。 <p>□水害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・崩壊斜面の復旧に際しては、植林化などにより保水機能の向上に努める。 ・芦屋川、宮川の水害対策のための観測機器、情報・通信システムの整備を関係機関等に働きかけるとともに、平常時から多様な広報手段により市民への避難路・避難所の周知に努める。 | <p>六甲山グリーンベルト整備事業への協力（建設部下水道課） 平成7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所 ・「阪神淡路震災復興計画」の主要プロジェクトに位置付けて実施。 ・市街地に隣接する六甲山系の山腹斜面を一連の植林帯(グリーンベルト)として保全・育成し、土砂災害の防止を図る。 <p>危険箇所居住世帯非常順次通報装置登録（総務部防災対策課） 平成9年度～</p> <p>土砂災害危険地域居住者の非常順次通報装置への登録（「おつたえ君」）</p> <p>危険箇所のパトロール（総務部防災対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関と共同で6月の防災月間にパトロールを実施 <p>広報あしや「防災特集」臨時号発行（総務部防災対策課） 平成8年度～</p> <p>毎年6月に発行、全戸配布</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|--|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 六甲山グリーンベルト整備事業の 効果的な事業のPR方法と事業に 対する市民の意向を把握・反映する 仕組みについての検討・確立 ▶ 市民参加による森林整備等を進め るための条件整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ的な手法を用 い、地域住民とともに整備計画 の策定 ▶ おつたえ君(自動接続電話)の活用, 居住者登録の更新 ▶ ホームページの拡充 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 最新の防災情報の周知 |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>(6) 市街地環境の復興</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>災害に対する対応力の強化を図るにあたっては、ゆとりとうるおいのある市街地環境づくりを進める。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□都市景観の形成推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芦屋らしさを再生、復興するため、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを目指した都市景観の向上策を検討し、都市景観について条例の制定、及び条例運用のためのマニュアル・ガイドラインの作成を図る。 ・ 市民へ都市景観向上についての理解を得るための普及・啓発を図る。 | <p>芦屋市都市景観条例を制定（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成8年度～ 芦屋市都市景観条例を制定（平成8年10月）</p> <p>芦屋市景観形成基本計画の策定（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成8年度～ 芦屋市景観形成基本計画を策定（平成8年11月）</p> <p>大規模建築物等の届出制度（建設部まちづくり・開発事業担当） ・ 大規模建築物等の届出は423件、115件については景観アドバイザー会議（75回）で助言や指導を受け、まちなみ景観の向上に努める。</p> <p>南芦屋浜景観地区内の届出制度（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成13年度～ 南芦屋浜景観地区内の建築物等の届出 83件</p> <p>景観施策の普及・啓発事業（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成8年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット作成 ・ 緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして（大規模建築物等届出制度のあらましと景観ガイドライン） ・ 緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして（芦屋市都市景観条例のあらまし） ・ ふたたび緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして（戸建住宅のちょっとした景観への配慮集） <p>芦屋市まちなみ緑化事業（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成11～16年度 187件実施（15年度末）</p> |
| <p>□都市緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水と緑豊かな市街地環境を創出するために、「芦屋市都市緑化推進基本計画」に基づき、公共施設及び民有地の緑化を推進し、「花と緑いっぱいのもちづくり計画」を継続して実施する。 | <p>芦屋庭園都市宣言（総務部企画課，建設部公園緑地課，庭園都市推進担当） 平成15年度 平成16年1月1日宣言 庭園都市・市民ワークショップでまとめられたアクションプログラムを進め、平成18年度「のじぎく国体」を花と緑いっぱいのもちで開催することを当面の目標にする。</p> <p>10万本植樹計画（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成5～14年度 10万本植樹計画の植樹本数は、116,668本（緑被面積：約29ha）</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|--|
| | | |
| | | <p>▶ 市民や事業者などの参加による都市景観形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民的な都市景観形成への理解・意識向上に向けた広報を行う。 |
| <p>▶ 庭園都市アクションプログラムの推進</p> | | |

2 . 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|----------------|---|
| | <p>「生垣化助成制度」助成金増額（建設部公園緑地課） 花と緑いっぱいの名所づくり制度（建設部まちづくり・開発事業担当、公園緑地課） 芦屋市民記念植樹事業の実施（建設部公園緑地課）</p> <p>平成 7 年度 ・生け垣等設置助成制度の助成対象工事の算定基礎，助成率及び交付限度額の改定を実施</p> <p>平成 11 年度 ・まちなみ緑化助成制度の創設</p> <p>平成 10 年度 ・花と緑いっぱいの名所（10 選）を決定</p> <p>平成 15 年度 ・花と緑いっぱいの名所を追加（芦屋中央公園ウメ）</p> <p>平成 10～16 年度 ・芦屋市民記念植樹事業を陽光緑地及び芦屋市総合公園で実施</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---|
| | | <p>▶ マンション建設等や住宅地の細分化等により、既存の緑が減少している。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 芦屋市景観アドバイザー会議による助言や指導等により、まちなみ景観の向上に努める。 |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| <p>(7) 地域別まちづくりの推進</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>地域毎の家屋の被災状況、及び防災上や生活環境上の基盤整備状況に応じた市街地の整備を図る。また、用途地域の見直しや、都市計画マスタープランについては、防災的なまちづくりの視点から検討する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□山麓部緑地ゾーンの復興</p> <ul style="list-style-type: none"> 当ゾーンは、市街化調整区域であり、かつ、砂防指定地、宅地造成規制区域等に指定されているが、昭和42年7月豪雨時においても崖崩れ等が発生しており、治山、砂防について関係機関に整備促進を要望する。 災害を防ぐために、市街地に近接する山麓部において、地滑り防止、崖崩れ防止等の事業促進を図り、市街地の安全確保を図る。 | <p>六甲山グリーンベルト整備事業への協力（建設部下水道課） 平成7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体：国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所 「阪神淡路震災復興計画」の主要プロジェクトに位置付けで実施。 市街地に隣接する六甲山系の山腹斜面を一連の植林帯(グリーンベルト)として保全・育成し、土砂災害の防止を図る。 <p>広報あしや「防災特集」臨時号発行（総務部防災対策課） 平成8年度～ 毎年6月に発行，全戸配布</p> |
| <p>□山麓部市街地ゾーンの復興</p> <ul style="list-style-type: none"> 当ゾーンも概ね斜面地であり、昭和42年7月豪雨時においても崖崩れ等が発生している。また、芦屋川、宮川への雨水流出抑制対策にも配慮する必要がある。このため、芦屋川と宮川の治水対策を関係機関に要望するとともに、崖崩れ、水害に対する警戒避難体制の確立を図る。 当ゾーンの被災状況は、市域の中で相対的に全半壊家屋が少ない。また、道路基盤が比較的整っており、原則的には個別建替を支援する。 学校等の防災拠点へ遠い住宅地も存在しており、かつ、延焼遮断帯となる広幅員の道路も少ない。このため、防災生活圏の形成、自主防災組織の育成などの社会環境整備を進めるとともに、避難路の整備を図る。 宅地の復旧にあたっては、専門家による技術指導をはじめ、支援策を検討する。 | <p>広報あしや「防災特集」臨時号発行（総務部防災対策課） 平成8年度 毎年6月に発行，全戸配布</p> <p>危険宅地等宅地防災事務（建設部開発指導課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険宅地防災パトロールの実施（5月中旬） 阪神南泉民局建築課主催（既成宅地を中心） 開発指導課・防災対策課・消防本部警防課・芦屋警察署 西宮土木事務所管理課（治山を中心） 防災対策課・下水道課・開発指導課・消防本部警防課 ・芦屋警察署 宅地防災相談（5月上旬，広報あしや5月1号掲載） 被災宅地危険度判定制度に係る事務 （被災宅地危険度判定士の育成については，県から割当要請がある。） <p>芦屋市被災宅地二次災害防止対策事業（建設部開発指導課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災により被害を受けた宅地で，二次災害の危険性がある被災宅地擁壁等に係る危険物除去及び応急復旧工事に要する経費の一部を扶助するため財団法人阪神・淡路大震災復興基金が実施する被災宅地二次災害防止対策事業補助金交付要綱に定める補助のほか，本市においてもその経費の一部を助成することにより，早期の復興を促進し，二次災害を防止する制度事業 平成10年度以降失効 平成11年6月30日集中豪雨被災宅地については，(兵庫県)被災宅地二次災害防止対策事業助成金等の交付要綱(平成11年度で失効)を適用し，市は，事務手続きのみ。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|---|---------------------------------|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 六甲山グリーンベルト整備事業の 効果的な事業のPR方法と事業に 対する市民の意向を把握・反映する 仕組みについての検討・確立 ▶ 市民参加による森林整備等を進め るための条件整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ワ・クショップ的な手法を用 い、地域住民と共に整備計画の 策定 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 芦屋川、宮川への雨水流出抑制対策 ▶ 芦屋川と宮川の治水対策 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 芦屋市被災宅地二次災害防止対策 事業助成金等の交付要綱を設けた が、該当者なし 阪神・淡路大震災限定の要綱ではな く、市単独でも、要綱を制定した趣 旨に該当する災害に対し、制度を常 設することが必要 | |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| | <p>芦屋市既成宅地防災工事資金融資斡旋制度（建設部開発指導課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 崖崩れや土砂の流出、地盤沈下などにより災害発生の恐れのある、または被災した既成宅地や急傾斜地所有者が、災害に強いまちづくりをするために擁壁や排水施設の設置、改造等の工事を行うにあたり、住宅金融公庫から災害復興宅地資金及び宅地防災工事資金の融資を受けた場合で、その工事資金の不足分について、金融機関への融資の斡旋を行う制度で、財団法人阪神・淡路大震災復興基金による利子補給制度も併用できた。 <p>山手第一地区（東芦屋地区）都市環境整備事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <p>平成5年度～ 都市計画道路山手線や狭隘道路を整備し、また、まちづくりのルールを定め、人と自然と都市が調和した安全で住み良いまちを目指し、地元協議会で取り組まれた。</p> <p>芦屋市災害復興住宅特別融資制度（建設部住宅課）</p> <p>平成7年度～ 阪神・淡路大震災により被害を受けられた方に、一刻も早く自らの住宅を確保し早期に再建、復興を図っていただくため、芦屋市が資金の一部を預託して取扱金融機関から融資を受けられるようにしている制度。（個人向け）</p> <p>自主防災活動育成事業（総務部防災対策課）</p> <p>平成8年度 自主防災組織の各種防災訓練の支援</p> |
| <p>□中心市街地ゾーンの復興</p> <ul style="list-style-type: none"> 全半壊家屋が多い地域で、狭小道路等が多く、また公園等の生活基盤も未整備な地区は、土地区画整理事業や市街地再開発事業、住環境整備事業により公園や歩行者路のネットワーク化、道路緑化、水空間の創出など、アメニティ豊かな環境として整備を図る。 地域中心核において、商業に加え文化・芸術等の本市の新しい魅力につながる都市機能の整備を図るとともに、芦屋のシンボルとなる都市景観の創出に努める。 市街地の復興整備を踏まえた駐車場整備地区の指定を行うとともに、JR芦屋駅周辺において公共駐車場の整備を図る。 全半壊家屋が多いが、道路基盤が比較的整っている地区では、公共的空地の確保などの周辺市街地の環境向上につながる民間主導による住宅建設の共同建替について、優良建築物等整備事業制度等により支援していく。また、協調建替、個別建替などについても支援する。 | <p>芦屋中央震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課、公園緑地課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設の公光公園（1,058㎡）に加え、防火水槽、備蓄倉庫、ビオトープ池を備えた大樹公園（2,500㎡）や防火水槽を備えた茶屋公園（1,000㎡）を整備した。 地域防災拠点の精道小学校への主要な避難経路となる川東線へつながるコミュニティ道路を東西に配置し、歩行者動線を確保するとともに、街路樹により道路緑化を図った。 地区内の狭小宅地等の再建支援のため、建物の共同・協調建替への意向調査を行い、勉強会、相談会を開催し、再建支援を行った。 大樹公園（街区公園）、茶屋公園（街区公園）の整備及び公光公園（街区公園）の更新整備 <p>芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課、公園緑地課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火水槽、備蓄倉庫、ビオトープ池を備えた前田公園（2,000㎡）や清水公園（1,100㎡）を整備した。 コミュニティ道路などでは、道路に膨らみを持たせて設けた広場に植栽を施したり、井戸を設け親水空間を創出するとともに、街路樹により道路緑化を図った。 地区内の狭小宅地の再建支援のため、建物の共同化・協調化の希望把握を行い、勉強会で再提案などの話し合いを行った。 前田公園（街区公園）、清水公園（街区公園）の整備 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|--|---|
| | <p>▶当該ゾーンにおいては、芦屋市既成宅地防災工事資金融資斡旋補助金交付要綱を設けたが該当者なし補助金等の支援策については、通年、新規適用の予算措置は必要ないが、状況に応じた予算措置等ができるよう配慮が必要</p> | <p>▶道路の拡幅及び避難路の整備</p> |
| | <p>▶区画整理事業で総合的なまちづくりを実施したことで、地域全体がバランスの取れた街なみとなった。</p> <p>▶震災復興事業として早期の着手、完成が必要であったことから、施行者側として地域の意見をまとめるのに時間が限られ、事業の進捗に支障をきたす部分もあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常時にまちづくりの必要性など、住民がまちづくりについての問題意識を持つよう、醸成しておくことが必要。 | <p>▶地域中心核の商店街は小売店舗が多く、郊外型の大規模店舗に顧客を奪われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個性のある商店街の整備等、中心市街地活性化法に基づく計画が必要 |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>・全半壊家屋が少なく、道路基盤が比較的整っている地区は、原則的には個別建替を支援していく。土地所有者等の意向によっては、隣接土地所有者等との共同・協調建替を支援する。</p> | <p>芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，公園緑地課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により，津知公園を拡張整備すると共に 5 箇所の小公園と 2 箇所の緑地を設けた。 ・コミュニティ道路を地区内東西・南北に適宜配置し，歩行者動線を整備すると共に，街路樹による道路緑化を図った。 ・地区内の狭小宅地の再建支援のため，建物の共同化・協調化の希望把握を行い，勉強会で再提案などの話し合いを行った。 ・津知公園（街区公園）の拡幅整備 <p>JR 芦屋駅南地区市街地再開発事業（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成 7 年度～平成 10 年 6 月に、まちづくり研究会が発足し、平成 11 年 11 月に第一次まちづくり提案を市に提出し、平成 12 年 12 月に第二次まちづくり提案が市に提出され、平成 13 年度中の市街地再開発事業の都市計画決定を目指し、市と協働で取組みを進めた。</p> <p>住宅市街地整備総合支援事業（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成 7～12 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内で実施する公共事業に伴い、住宅を失った者の受け皿住宅を 4 地区で 99 戸建設（一部購入）しました。 ・関連公共整備として、芦屋中央地区で大樹公園を整備しました。 <p>優良建築物等整備事業（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成 8～14 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災を受けたマンション等の建替え等を支援するため、当該事業の要綱を平成 7 年度に制定した。 ・中心市街地内でのマンション建替・共同建替・市街地環境形成タイプによる住宅建設は 20 地区、1,337 戸でした。 <p>若宮地区震災復興住環境整備事業（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成 7～13 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に安全で快適なまちに復興するよう、地元協議会と市が協働で住環境整備事業でまちづくりに取り組みました。 ・若宮町住宅は 6 棟 92 戸建設し、道路 約 4,270 m²、広場、緑地 6 箇所 約 2,170 m²、集会所 1 箇所、防災倉庫 1 箇所、防火水槽 2 箇所（60 t / 箇所）を整備しました。 <p>芦屋市災害復興住宅特別融資制度（建設部住宅課） 平成 7 年度～</p> <p>阪神・淡路大震災により被害を受けた方に、一刻も早く自らの住宅を確保し早期に再建，復興を図っていただくため，芦屋市が資金の一部を預託して取扱金融機関から融資を受けられるようにしている制度。（個人向け）</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---|
| | | <p>▶ JR 芦屋駅南地区の整備 ・市の財政状況等から事業着手を 延期している。</p> |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| | <p>都市計画マスタープランの策定（建設部都市計画課） 平成 14～16 年度 ・市の将来像を示す都市計画の基本構想で、市域全体の構想と地域別の構想を示し、都市計画の基本方針とする。 ・土地利用方針の中で記載</p> |
| <p>□海浜部新市街地ゾーンの復興 ・芦屋浜地区は、市域の中では相対的に全壊家屋が少なく、かつ道路基盤が最も整っているため、原則的には個別修理を支援するとともに、液状化に対する県の技術支援を得る。 ・南芦屋浜地区において、被災市街地の建替、移転等に連動した良質な住宅地の形成とともに、健康増進・福祉機能が充実し、自然環境と共生した未来型のまちづくりを関係機関とともに推進する。</p> | <p>芦屋市既成宅地防災工事資金融資斡旋制度（建設部開発指導課） ・崖崩れや土砂の流出，地盤沈下などにより災害発生の恐れのある，または被災した既成宅地や急傾斜地所有者が，災害に強いまちづくりをするために擁壁や排水施設の設置，改造等の工事を行うにあたり，住宅金融公庫から災害復興宅地資金及び宅地防災工事資金の融資を受けた場合で，その工事資金の不足分について，金融機関への融資の斡旋を行う制度で，財団法人阪神・淡路大震災復興基金による利子補給制度も併用できた。 ・液状化に対する支援として，芦屋市既成宅地防災工事資金融資斡旋補助要綱により，平成 8 年度 1 件，平成 9 年度 7 件支援した。</p> <p>南芦屋浜地区のまちづくり（建設部南芦屋浜地区担当） 昭和 46 年度～平成 23 年度 ・平成 7 年度に 21 世紀を展望した高齢社会への対応や，震災の住宅復興を早期に促進するための住宅用地の確保，防災活動拠点の確保，陸海空のアクセス機能・ライフラインの強化など，誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりの観点から，従来の南芦屋浜地区土地利用計画のまちづくりの基本方針に次の 2 つを加えた。 高齢社会に対応したまちづくり 災害に強いまちづくり</p> <p>南芦屋浜景観地区の指定（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成 13 年度 ウォーターフロントをいかした住宅・文化，海洋レクリエーションなど，多様な顔を持つまちとして景観に配慮した海に親しむまちづくりを目指すため，平成 13 年度 8 月 1 日に南芦屋浜景観地区に指定した。</p> <p>南芦屋浜地区広告景観モデル地区の指定（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成 13 年度 地域の景観と調和した質の高い広告景観の形成を図るため，兵庫県屋外広告物条例第 23 条の規定にもとづき，平成 14 年 3 月 29 日に南芦屋浜地区広告景観モデル地区に指定した。</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|--|---------------------------------|
| | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 液状化に対する支援として、阪神・淡路大震災限定するのではなく、要綱を制定した趣旨に該当する災害に対し、制度を常設することが必要 ▶ 補助金等の支援策については、通年、新規適用の予算措置は必要ないが、状況に応じた予算措置等ができるよう配慮が必要 | |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(8) 市民参加の市街地の復興</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>市街地の復興にあたっては、市民、事業所と行政が協働して推進する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□住民意向の把握</p> <p>・各種調査を実施し、市民、事業所のまちづくりに対する意向の把握に努める。</p> | <p>芦屋中央震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種の会合等を通じて、たえず住民意向を把握しながら事業進捗を図った。 ・現地相談所開設、まちづくりニュース発行、まちづくりアンケート調査 2 回、事業説明会 2 回、まちづくり説明会 6 回(延 51 回)、建物共同・協調化勉強会、商業振興勉強会、権利者個別意向調査、小規模宅地取扱い希望調査、換地意向相談会、仮換地案個別説明会、権利者個別相談会、公園ワークショップ、工事説明会等々の開催外、街づくり協議会開催のブロック別懇談会や勉強会等々への参加。 <p>芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課）</p> <p>芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種の会合等を通じて、たえず住民意向を把握しながら事業進捗を図った。 ・現地相談所開設、まちづくり集会所開設、まちづくりニュース発行、まちづくりアンケート調査 2 回、まちづくり説明会 2 回(延 24+36 回)、懇談会(延 28 回)、検討会 5 回、区画整理勉強会、建物共同・協調化勉強会、商業振興勉強会、事業計画説明会(2+2 回)、権利者個別ヒアリング調査、小規模宅地取扱い希望調査、換地意向相談会、仮換地案権利者個別説明会、換地設計個別説明会、権利者個別相談会、事業説明会、住市総住宅建設計画説明会、事業進捗に合せた住民説明会、まちづくり提案作成住民ブロック会・ワークショップ(まちづくり提案、道路整備案、公園整備案、まちづくりルール案)、まちなみ緑化勉強会、工事説明会等々の開催又は参加 <p>中央地区商店街経営者意向調査（生活環境部経済課）</p> <p>平成 9 年度 中央地区の 50 商店の経営者から営業の再建計画や、商店街のあり方等についての意向を聞き取り調査</p> <p>広域商業診断事業（5 年間隔で実施）(生活環境部経済課)</p> <p>平成 10, 15 年度 消費者動向調査、商店街等への来街者調査による消費者の意識調査及び経営者の意識調査を実施し、この結果を基に本市の商業再構築ビジョンを作成</p> <p>芦屋市市民意識調査・芦屋市事業所アンケート調査（総務部企画課）</p> <p>平成 7 年度 復興への支援策やまちづくりに対する要望等を震災復興計画に反映させるために実施</p> <p>震災復興の市民生活に関するアンケート調査（総務部企画課）</p> <p>平成 12 年度 震災が市民生活に及ぼした影響と現在の市民生活の実態を把握するために実施</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|--|---------------------------------|
| | | |
| | <p>▶ 数多く住民意見を聞く場を設けても、参加しない(出来ない)住民に対する対応に苦慮する。このような住民から事業実施段階でクレームが出され事業進捗に影響するケースがみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平素からまちづくりに関する無 関心層への取り組みが必要 | |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>□まちづくり協議会設立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面的整備等を行う地区については、住民によるまちづくり協議会の設立を支援する。 | <p>芦屋中央震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街づくり協議会設立のため、地元自治会、商店会等へ働きかけ。 ・協議会活動への補助金交付 ・活動に必要な資料及び情報の提供 ・協議会活動のための場所提供 <p>芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課） 芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会設立のための資料や情報提供及び設立の呼びかけ ・協議会活動費の補助 ・活動に必要な資料及び情報等提供 ・協議会活動のための場所提供 ・アドバイザー2名を市から推薦 <p>復興まちづくり支援事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度から復興基金による「復興まちづくり支援事業」のコンサルタント派遣，まちづくり活動助成を受け，平成12年12月に「業平町自治会まちづくり検討会」が設立され，業平地区地区計画の取り組みを進めた。 <p>若宮地区震災復興住環境整備事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市補助金の等の交付要綱に基づき，協議会を支援した。 ・平成7年9月に「若宮地区まちづくり協議会」が設立された。 ・役員会等は約200回開催され，市もオブザーバーとして出席している。 ・平成14年12月に「若宮町まちづくり協議会」となり，現在，地区計画の取り組みを進めている。 <p>J R 芦屋駅南地区市街地再開発事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市まちづくり助成要綱に基づき研究会を支援した。 ・市の担当課が事務局を務め，支援している。 ・平成10年6月に「J R 芦屋駅南地区まちづくり研究会」が設立され，「J R 芦屋駅南地区のまちづくり構想（第一次）」「J R 芦屋駅南地区第2次まちづくり構想」の提案をした。 <p>山手第一地区（東芦屋地区）都市環境整備事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年12月に「東芦屋まちづくり懇話会」が設立された。 ・芦屋市まちづくり助成要綱に基づき，支援した。 ・平成8年7月に「東芦屋まちづくり協議会」となる。 ・役員会に市もアドバイザーとして出席している。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|---|---------------------------------|
| <p>▶ 若宮町まちづくり協議会の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画によるまちづくりルールの策定 <p>▶ J R 芦屋駅南地区まちづくり研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開発事業の再開 | <p>▶ まちづくり活動は、地域の意見を幅広く集約しながら進める必要があることから、協議会の主なメンバーは、地域の各種階層、各種団体からの参加が望ましいが、若干構成が偏ってしまった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平素から、協議会の役割について理解を深め、まちづくりに関心を持つような土壌づくりをしておくことが必要 | |

2. 市街地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>□まちづくり専門家等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加による市街地の復興において、まちづくりの専門家または機関の活用を図るため、その受け入れ体制を整備する。 | <p>芦屋中央震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街協運営に弁護士から指導、助言を受けた。 ・街協の活動を支援するため、ｺﾝｶﾞｸﾄを派遣した。 ・経営ｺﾝｶﾞｸﾄ、建築士、土地区画整理士、税理士等の参加を得て、街協は相談会、勉強会、講演会等を開催した。 <p>芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課） 芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの専門家として協議会にアドバイザー2名（土地区画整理士、弁護士）を市から推薦し、協議会推薦の大学の3先生とアドバイザーグループとして、まちづくり提案作成などに協力を得ている。 ・まちづくり提案作成を支援するためコンサルタントを派遣した。 ・復興基金の「復興まちづくり助成事業」の採択を受け、アドバイザー派遣、コンサル派遣、まちづくり活動助成の各助成を受けて、まちづくり協議会の活動支援を行った。 <p>復興まちづくり支援事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楠町西地区まちづくり協議会の活動支援を行い、楠町西地区地区計画が決定された。 ・業平町自治会まちづくり検討会の活動支援を行い、業平町地区地区計画が決定された。 ・若宮町まちづくり協議会の活動支援を行い、若宮町地区地区計画等の検討が進められている。 <p>まちづくり支援事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜風町1街区地区まちづくり協議会の活動支援を行い、芦屋浜シーサイドタウン浜風町1街区建築協定が締結された。 ・浜風町南地区まちづくり協議会の活動支援を行い、浜風町南地区地区計画が決定された。 ・潮見町南地区まちづくり協議会の活動支援を行い、潮見町南地区地区計画が決定された。 ・緑町西地区まちづくり協議会の活動支援を行い、緑町西地区地区計画が決定された。 ・奥池町地区まちづくり協議会の活動支援を行い、奥池町地区地区計画等の検討が進められている。 ・芦屋奥池南まち協議会の活動支援を行い、奥池南町地区地区計画等の検討が進められている。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|--|---------------------------------|
| | <p>▶まち協活動には専門家の協力が必要であり、西部地区ではアドバイザー5名（大学の3先生外2名）がまち協活動を支援しているが、ボランティアとしての協力となっていることから、時間的な制約が大きく、住民意見を取りまとめるにも時間がかかってしまい、結果的に事業進捗に影響するなどの問題があった。</p> <p>・スムーズなまち協活動ができるように、コサカト等の派遣をしたり、活動支援できる環境整備を図る。</p> | |

3. 住宅の復興

3. 住宅の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>(1) 災害復興住宅の建設</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>被害を受けた市営住宅の復旧とともに、被災者向けの災害復興住宅を建設する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□公営住宅の建設・建替等</p> <p>・ひょうご住宅復興3ヶ年計画に連動した芦屋市住宅復興3ヶ年計画に基づき、震災によって被害を受けた市営住宅の建設・修繕、建替を行うとともに、新たに災害復興公営住宅の建設を行う。</p> | <p>市営住宅の再建（建設部住宅課） 平成8～9年度 市営住宅の再建 62戸</p> <p>市営住宅の建替（建設部住宅課） 平成8～9年度 市営住宅の建替 44戸</p> <p>災害公営住宅の建設（建設部住宅課，南芦屋浜地区担当） 平成8～9年度 ・災害復興住宅の建設 253戸 ・南芦屋浜地区における復興住宅建設用地の確保を県企業庁に要請し，建設が行われた。 ・市営住宅（賃貸）400戸（平成10年3月完成） 県営住宅（賃貸）414戸（平成10年3月完成）</p> <p>準公営住宅の建設（建設部南芦屋浜地区担当） 平成9～10年度 ・南芦屋浜地区において，復興住宅建設用地の確保を県企業庁に要請し，復興関連住宅の建設が行われた。 ・県住宅供給公社住宅（分譲） 203戸 （平成11年1月完成）</p> |
| <p>□準公営住宅の建設</p> <p>・「特定優良賃貸住宅制度」を積極的に活用し、準公営住宅を建設する。</p> <p>・兵庫県住宅供給公社や住宅・都市整備公団による賃貸住宅の誘致に努める。</p> | <p>特定優良賃貸住宅制度導入と活用（利子補給）（家賃対策補助） （建設部住宅課） 平成7～10年度 芦屋市内に土地を有するか、借地権を有する個人又は法人に家族向けの賃貸集合住宅を特定優良賃貸住宅制度を利用して建設してもらい、芦屋市がその住宅を災害公営準公営住宅として借り上げることで、阪神・淡路大震災による被災者の内中堅所得者層の生活を援助しようという制度（7団地：146戸） （参考；ひょうご県民住宅 11団地：217戸）</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---|
| | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 老朽化している昭和 40 年代以前に建設された住棟の建替え時期を迎えている |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 特定優良賃貸住宅は、近傍同種の住宅と比較して家賃が高い <ul style="list-style-type: none"> ・オーナーとの契約による家賃の減額協議 ▶ 特定優良賃貸住宅空家への入居誘導するため市独自による家賃補助制度の検討 ▶ 賃貸住宅の誘致が引き続き必要か検討が必要 |

3. 住宅の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>(2) 面的整備地域における住宅の改善と供給</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>面的に整備する住宅地については、より防災性を高めるとともに、緑豊かな住環境を形成する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□面的被災住宅地における良好な住宅建設及び住環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災が甚大であり、かつ、道路、公園等の生活基盤の整備が必要な地域については、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の公的事業制度を適用し、住宅の改善と供給を図るとともに、公園の設置や緑豊かな道路等の住環境整備を図る。 | <p>芦屋中央震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，公園緑地課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により，道路・公園などの公共施設の整備・改善を行うとともに，宅地の利用増進を図り，地域の住環境整備を行った。 ・土地区画整理事業に併せて施行した住宅市街地整備総合支援事業により，従前居住者用住宅を整備するとともに，地区公共施設整備として大榎公園の整備を行った。（大原町住宅 38 戸，精道町住宅 16 戸） ・大榎公園（街区公園），茶屋公園（街区公園）の整備及び公光公園（街区公園）の更新整備 <p>芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，公園緑地課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により，道路・公園などの公共施設の整備・改善を行うとともに，宅地の利用増進を図り，地域の住環境整備を行った。 ・土地区画整理事業に併せて施行した住宅市街地整備総合支援事業により，従前居住者用住宅を整備した。（清水町住宅 20 戸） ・前田公園（街区公園），清水公園（街区公園）の整備 <p>芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，公園緑地課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により，道路・公園などの公共施設の整備・改善を行うとともに，宅地の利用増進を図り，地域の住環境整備を行った。 ・土地区画整理事業に併せて施行した住宅市街地整備総合支援事業により，従前居住者用住宅を整備した。（津知町住宅 25 戸） ・津知公園（街区公園）の拡幅整備 <p>住宅市街地整備総合支援事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <p>平成 7～12 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内で実施する公共事業に伴い、住宅を失った者の受け皿住宅を 4 地区で 99 戸建設（一部購入）した。 ・関連公共整備として、芦屋中央地区で大榎公園を整備した。 <p>J R 芦屋駅南地区市街地再開発事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 10 年 6 月に、まちづくり研究会が発足し、平成 11 年 11 月に第一次まちづくり提案が、平成 12 年 12 月には第二次まちづくり提案が市に提出され、平成 13 年度中の市街地再開発事業の都市計画決定を目指して市と協働で取組みを進めてきましたが、市の財政状況や社会経済情勢等から、事業の着手の延期をしている。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|--|---------------------------------|
| | | |
| | <p>▶ 建物が密集した既成市街地での土地区画整理事業で、住市総等の事業により住宅を供給するあたっては、当初からまとまった宅地を確保することは困難なため集約した換地に建設することになるが、換地位置を決める（仮換地指定）までの手続きに長い時間がかかり、タイムリーな入居が出来なかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物が密集した既成市街地での土地区画整理事業では、住市総等の事業で住宅建設を急ぐ場合は、区画整理事業地内に種地がある場合や、仮換地指定が早期にできるなどの場合は別とし、地区外に建設用地を確保した方が、事業効率はよい。 | |

3. 住宅の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>□密集住宅地区の住宅改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模住宅などが密集している地区は、住環境整備事業により公共施設、生活関連施設の整備を含め住宅の集団的供給を図る。 | <p>若宮地区震災復興住環境整備事業（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成7～13年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期に安全で快適なまちに復興するよう、地元協議会と市が協働で住環境整備事業でまちづくりに取り組んだ。 ・若宮町住宅は6棟92戸建設し、道路 約4,270㎡、広場、緑 6箇所約2,170㎡、集会所1箇所、防災倉庫1箇所、防火水槽2箇所（60t / 箇所）を整備した。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|
| | | |

3. 住宅の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>(3) 住宅復興支援</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>住宅形態に応じた住宅復興支援を行うとともに、狭小宅地の建替については、建物共同・協調化を誘導するなど、良好な住環境を形成する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□個別建替・修繕支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別に建替・修繕を行う場合に、県・市の低利長期融資制度や県の利子補給のある住宅金融公庫資金融資制度を斡旋する。 <p>□集合住宅の建替・修繕支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅の建替・修繕を行う場合に、県・市の低利長期融資制度や県の利子補給のある住宅金融公庫資金融資制度を斡旋するとともに、建替においては優良建築物等整備事業制度による助成を活用できるように誘導する。 ・再開発コーディネーター等の専門家の協力を得て、集合住宅の建替・修繕を支援する。 <p>□共同・協調化建替支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の中で、複数の権利者が共同建替を行うもの、また個別建替の際に近隣と協調して建替を行うものについては、街並み景観デザイン・ガイドライン等により、公開空地、壁面後退等で公共的空間を確保した良好な住宅の形成を誘導する。 ・県の民間住宅共同化支援制度(利子補給)の活用を誘導する。 ・一団として被災した住宅地等のうち、優良建築物等整備事業制度の適用要件に合致するものについては、助成を行い、復興の促進を図る。 ・一団として被災した住宅地で道路基盤が未整備な地区のうち、民間が共同して再開発事業を実施する場合、市街地再開発事業の要件に合致するものについては、同事業による助成を行い住宅等の整備を支援する。 | <p>(財) 阪神・淡路大震災復興基金事業（建設部住宅課）</p> <p>平成7～17年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災により被害を受けた方に、(財) 阪神・淡路大震災復興基金事業を利用していただき、住宅金融公庫等より融資を受け又、(財) 阪神・淡路大震災復興基金より利子補給を受ける制度 ・被災者住宅購入支援事業 ・被災者住宅再建支援事業（賃貸住宅を除く） ・被災マンション建替支援利子補給 ・県・市町単独住宅融資利子補給 ・住宅債務償還特別対策助成事業（二重ローン） ・高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給 ・高齢者住宅再建支援事業 ・隣地買増し宅地規模拡大支援利子補給 ・被災宅地二次災害防止対策事業 <p>優良建築物等整備事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <p>平成7～13年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した集合住宅等の建替えを支援するため、当該事業の補助金交付要綱を平成7年度に制定した。 ・集合住宅の建替えについては、マンション建替タイプで19地区1,367戸、市街地環境形成タイプで3地区148戸建設した。 ・被災した戸建住宅等を、共同化・協調化建替えをする場合、優良建築物等整備事業、小規模共同建替等事業及び住宅市街地整備総合支援事業で支援することができる。 ・優良建築物等整備事業で3地区61戸、小規模共同建替等事業で1地区4戸を建設した。 ・優良建築物等整備事業について、復興に関しては、一定の目途がついたので、事業を収束する。 <p>特例震災マンションの建替</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存不適格であったマンション建替のため、震災特例許可を行った。 ・建築棟数 総合設計制度 12棟（高度地区特例許可 10棟） 高度地区特例許可 2棟 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|---|--|
| | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者に対する融資条件，特に，融資限度額，所得制限及び年齢条件について緩和の方向で検討を要する ▶ 共同・強調化建替は、権利者の合意形成が難しいため、長期間を要する。 ▶ 共同化建替については、建物の高度化等のため、周辺住民との協議、調整に時間を要する。 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 建築物の高さや容積率など現行の建築基準法の規定に適合しない老朽化した集合住宅の建替が円滑に進められるような制度的枠組みの検討 |

3. 住宅の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>□各種相談等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市も参画している芦屋総合住宅相談所を活用して、住宅形態に応じた住宅復興に関する各種相談・指導及び情報提供を行う。 | <p>芦屋総合住宅相談所の開設（建設部住宅課）</p> <p>平成7～11年度 阪神・淡路大震災により被害を受けられた方に、被災者の住宅にかかる諸問題についての相談と各種の情報提供等による支援を県・市で行うため開設</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---------------------------------|
| ▶ 支援体制の充実 相談業務が多種多様に渉るため、こ れに対応できる支援体制 | | |

3. 住宅の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| <p>(4) 良質な居住環境の形成</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>新しい芦屋の景観の創出につながるとともに、良質な住環境を有する住宅供給を図る。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□街並み景観デザイン・ガイドラインの策定・誘導</p> <p>・街並み景観及び住環境に関するデザイン・ガイドラインを策定し、住宅の建替者に対して、調和のとれた景観形成の誘導を図る。</p> | <p>景観施策の普及・啓発事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <p>平成8年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット作成 ・緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして（大規模建築物等届出制度のあらましと景観ガイドライン） ・緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして（芦屋市都市景観条例のあらまし） ・ふたたび緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして（戸建住宅のちょっとした景観への配慮集） <p>大規模建築物等の届出制度（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物等の届出は423件、南芦屋浜景観地区内の建築物等の届出は83件あり、115件については景観アドバイザー会議（75回）で助言や指導を受けまちなみ景観の向上につとめた。（16年3月） <p>遊戯施設・ホテルに対する既成（建設部開発指導課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例により規制（平成8年4月6日施行） <p>狭隘道路拡幅整備事業（建設部建築指導課）</p> <p>平成12年度～</p> <p>建築基準法42条第2項に規定される道路（幅員4m未満の道で、特定行政丁が指定したものは、その中心から水平距離2mの線を道路とみなす。）等の拡幅を促進し、都市の防災性能とゆとりある街並みを形成する。</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---------------------------------|
| | | |
| <p>▶ 良質な居住環境の形成のため、建築主による2項道路部分の後退整備を誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築主に2項道路規定趣旨の理解と自主的な後退協力を求める。 | | |

3. 住宅の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>(5) 多様な住宅の整備</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>住宅の供給にあたっては、多様な方法により良質な住宅の整備を進めるとともに、高齢者や障害者に配慮した公的住宅を供給する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□良質な住宅の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の建設にあたっては、開発指導要綱等の遵守により、良質な住宅の整備が行われるよう指導する。 ・良質な公的住宅の供給を県、公社、公団に要望する。 ・市街地再開発事業地区において、良質な公的住宅等の供給を図る。 | <p>芦屋市住宅復興基本計画（復興3ヵ年計画）（建設部住宅課） 平成7年度 芦屋市住宅復興基本計画の策定（復興3ヵ年計画の策定）</p> <p>宅地開発，建築物の建築行為に係る指導・審査（建設部開発指導課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年2月6日より，事務を再開 ・芦屋市宅地開発等指導要綱及び芦屋市住みよいまちづくりに関する指導要綱による指導・審査（平成12年6月30日廃止） ・芦屋市住みよいまちづくり条例，施行規則，まちづくり施策への協力に関する要綱及び技術基準による指導・審査（平成12年7月1日施行，平成14年7月1日改正） <p>J R 芦屋駅南地区市街地再開発事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <p>平成7年度～ 平成10年6月に、まちづくり研究会が発足し、平成11年11月に第一次まちづくり提案を市に提出し、平成12年12月に第二次まちづくり提案が市に提出され、平成13年度中の市街地再開発事業の都市計画決定を目指し、市と協働で取り組みを進めたが、市の財政状況や社会経済情勢等から、事業着手の延期をしている。</p> |
| <p>□高齢者や障害者対応の公的住宅の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者対応の公的住宅の供給を関係機関とともに推進する。 | <p>災害公営住宅の建設（建設部住宅課）</p> <p>平成8～9年度 災害公営住宅における高齢者対応として、災害公営住宅はすべての住戸をバリアフリー仕様とし、一部の住戸では緊急通報システムを標準装備しています。また、南芦屋浜地区の災害公営住宅においてはシルバーハウジングを導入しており、緊急時対応，安否確認を行うとともに，生活援助員が配置されている。</p> <p>住宅安心確保事業（保健福祉部高年福祉課）</p> <p>大東町シルバーハウジング</p> <p>南芦屋浜地区災害復興公営住宅</p> <p>平成10年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者対応の公的住宅の供給を関係機関とともに推進する。 ・また，高齢者世話付住宅（シルバーハウジング等）に居住する高齢者に対し，生活援助員を派遣して生活指導，相談・安否の確認・一時的な家事援助・緊急時の対応等の在宅支援を行う。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|--|
| | | |
| | | <p>▶ 市街地再開発事業地区における公 的住宅等の供給の検討</p> |
| | | <p>▶ 被災高齢者自立支援事業が平成 16 年度で終了が予定されている中で、 南芦屋浜地区災害復興公営住宅に おける 24 時間相談体制の維持</p> |

3. 住宅の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|----------------|---|
| | <p>高齢者・障害者対応の公的住宅の供給推進（保健福祉部障害福祉課，高年福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none">・公的住宅において，高齢者・障害者向け住宅の確保を要望するとともに，住宅の確保に努める。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---|
| | | ▶ 高齢者や障害者対応の公的住宅の 必要戸数の把握と緊急時の対応 ・ 対象者の把握 ・ 緊急システムの受け皿となる施 設の検討 |

4 . 道路の復興

4 . 道路の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>(1) 都市間道路交通網の整備</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>道路交通のネットワークの向上を図り、災害発生時における国道2号、国道43号等の広域幹線道路を補完する地域幹線道路を拡充する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□山手幹線の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延焼遮断帯として、また災害発生時における避難、救援物資等の輸送のため、国道2号、国道43号等の広域幹線道路を補完する地域幹線道路として山手幹線を整備する。 | <p>山手幹線街路事業（建設部街路課）</p> <p>平成5～21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神間を結ぶ東西の地域幹線道路として、地域の円滑な交通処理と都市機能を向上させると共に、広域避難路、緊急輸送路、延焼遮断帯など都市防災機能の強化を図るため、3工区に分け全線で街路事業により事業実施した。 ・幅員：22～34m <p>平成5～16年度 大原工区（再開発～宮川線）延長269m</p> <p>平成7～21年度 西工区（再開発～神戸市境）延長1098m</p> <p>平成10～18年度 東工区（宮川線～西宮市境）延長778m</p> |
| <p>□隣接都市との接続道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南芦屋浜地区を含む臨海部での東西方向への避難、救援物資等の輸送のため、神戸市と接続した道路を整備する。 ・避難、救援物資等の輸送のため、鳴尾御影線の整備を西宮市へ働きかける。 | <p>西宮市での鳴尾御影線の整備</p> <p>平成7～13年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市に隣接する西宮市域の鳴尾御影線は区画整理事業及び街路事業で拡幅整備された。 ・区画整理事業：200m、平成8～13年度 ・街路事業：305m、平成7～11年度 ・幅員 15m <p>県道東灘芦屋線（南芦屋浜～深江浜連絡橋）（建設部南芦屋浜地区担当）</p> <p>平成6～16年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南芦屋浜地区を含む臨海部での東西方向の避難、救助物資等の輸送路確保のため、芦屋市側は県が、神戸市側は神戸市が施行 ・芦屋市側については完了 ・神戸市側は平成17年3月完成を目指し事業実施中 ・全長 1,300m |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|--|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業の必要性等について沿線住民に理解を得る ▶ 芦屋川トンネル工事に伴う芦屋川右左岸沿い既存樹木の移植などによる保全 ▶ 環境対策についての理解と協力を得る <ul style="list-style-type: none"> ・植樹帯を設置し、道路緑化に努めるとともに、残地を活用し、防災施設整備や緑化を図ることとし、植栽の樹種や環境対策及び残地利用計画等について地元の方々と協議し理解と協力を得る。 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 完成後の大気，騒音等の環境測定 ▶ 維持管理への地元協力 <ul style="list-style-type: none"> ・道路植栽及びポケットパークの維持管理に協力を求める。 |
| | | |

4. 道路の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>(2) 生活循環軸のネットワーク化</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>市内の地域間のコミュニティ交流の活性化を図るため、道路のネットワーク化を図る。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□格子状の生活循環軸の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間のコミュニティ交流の活性化を図るとともに、避難、救援物資等の輸送のための代替道路の確保と延焼遮断帯の形成を図るために、格子状の道路網（生活循環軸）を形成するように段階的に整備路線を定める。 ・生活循環軸の基幹道路となる松浜線、川東線（国道43号～国道2号）、稲荷山線（駅前広場東線～山手線）、川西線（国道2号～山手幹線）の整備を図り、整備済み生活循環軸とあわせて格子状の道路網の形成を図る。 ・南芦屋浜地区と市街地の南北方向への避難、救援物資等の輸送のため、芦屋浜線を整備する。 | <p>都市計画マスタープランの策定（建設部都市計画課）</p> <p>平成14～16年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の将来像を示す都市計画の基本構想で、市域全体の構想と地域別の構想を示し、都市計画の基本方針とする。 ・道路施設の整備方針の中で記載 <p>松浜線街路事業（建設部街路課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の南部地域における南北幹線道路として、交通の円滑化と歩行者の安全確保を図り、都市機能を向上させるために計画したが、市の財政状況等から事業の着手を延期している。 ・区間：市道318号～防潮堤線 延長530m ・幅員：20m <p>芦屋中央震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川東線の整備（阪神～国道2号） <p>稲荷山線街路事業（建設部街路課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の東部地域における南北幹線道路として、交通の円滑化と歩行者の安全確保を図り、都市機能を向上させるために計画したが、市の財政状況等から事業の着手を延期している。 ・区間：JR神戸線南～山手線 延長580m ・幅員：20m <p>川西線街路事業（建設部街路課）</p> <p>芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課）</p> <p>平成7～14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の芦屋川以西地域における南北幹線道路として、交通の円滑化と歩行者の安全確保を図り都市機能を向上させるため、被災した白橋の災害復旧事業と合併施行で拡幅整備した。 ・区間：国道2号～山手幹線 ・延長：341m ・幅員：20m <p>県道芦屋鳴尾浜線（芦屋浜線・潮風大橋）（建設部南芦屋浜地区担当）</p> <p>平成8～9年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南芦屋浜地区と市街地の南北方向の避難、救助物資等の輸送路確保のため、県が事業実施中 ・潮風大橋（全長196m・幅員16m、10年3月完成） ・全長 808m（芦屋市部） |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|--|
| <p>▶ 西宮市との連絡部（湾岸道路南側）の2車線の早期着手を県に要望している</p> | | <p>▶ 東西道路の整備状況に比べ、南北道路の整備状況が悪く格子状の生活循環軸の整備が遅れている。</p> <p>▶ 南北交通の円滑な交通処理歩行者の安全確保</p> <p>▶ 松浜線、稻荷山線の整備 ・市の財政状況等から事業の着手を延期している。</p> |

4. 道路の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>□駅前広場の整備</p> <p>・ J R 芦屋駅南口において、海浜部新市街地ゾーンからの J R 芦屋駅への通勤・通学輸送の増大に対応するとともに、地区の活性化と市街地整備とをあわせて、緑豊かな駅前広場を整備する。</p> | <p>J R 芦屋駅南地区市街地再開発事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <p>平成 7 年度 平成 10 年 6 月に、まちづくり研究会が発足し、平成 11 年 11 月に第一次まちづくり提案を市に提出し、平成 12 年 12 月に第二次まちづくり提案が市に提出され、平成 13 年度中の市街地再開発事業の都市計画決定を目指し、市と協働で取組みを進めたが、市の財政状況や社会経済情勢等から、事業着手の延期をしている。</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none">▶ J R 芦屋駅南地区の駅前広場の整備<ul style="list-style-type: none">・市の財政状況等から事業の着手を延期している。 |

4. 道路の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(3) 自然環境豊かで人にやさしい道路環境の創出</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>高齢者や障害者にやさしく、アメニティ豊かな道路環境を創出する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□自然環境の導入を図った道路の整備 ・道路の整備にあたっては、歩行者や自転車通行の安全性に配慮して、緑や水を導入したアメニティ豊かな道路環境の形成を図る。</p> <p>□歩行者優先道路等の整備 ・子供、高齢者、障害者にやさしく、安全で快適な歩行者路や歩車共存道路等、歩行者優先道路の整備を進め、生活関連施設、公園、文化・歴史的資源を結びネットワーク化を図るとともに、緑豊かな道路として整備を図る。また、災害発生直後における避難、救援物資等の輸送のための道路として活用を図る。 ・南芦屋浜地区の新市街地の形成にあわせ、人と人との交流や安全な通学路等の確保を目指し、宮川緑地文化軸を形成する歩行者用連絡橋の整備を推進する。</p> | <p>芦屋中央震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，道路・交通安全担当） 芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，道路・交通安全担当） 芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，道路・交通安全担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画整理事業3地区の道路整備において、歩道部分には積極的に植栽を行った。 ・道路拡幅整備で歩道設置，緑化，美装化を図る ・区画整理事業区域内にコミュニティ道路を配置し，歩行者の動線を確保するとともに，歩道に植栽を行い，道路緑化を図った。 ・より安全で快適な通行空間の確保を図るため，西部地区コミュニティ道路等では，電線の地中化を実施した。 <p>都市計画マスタープランの策定（建設部都市計画課） 平成14～16年度 ・市の将来像を示す都市計画の基本構想で，地域の全体の構想と地域別の構想を示し，都市計画の基本方針とする。 ・道路施設の整備方針の中で記載</p> <p>人道橋（あゆみ橋）（建設部南芦屋浜地区担当） 平成8～9年度 ・南芦屋浜地区と市街地を結ぶ歩行者優先道路として県が事業実施済 ・全長 480m，幅員 5～8m，10年3月完成</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|--|
| | | |
| <p>▶ 幹線道路の改良工事により、歩道の 美装化及び緑化を図る</p> <p>▶ 道路緑化等とバリアフリー化との 整合性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路構造令の改正により歩道幅 員は 2m 以上と規定されたた め、連続植栽部についてはバリ アフリー化との調整が必要 | | <p>▶ 特定交通安全施設等整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路等の歩道設置など交通安 全施設整備（国庫補助事業） ・道路構造令の改正により歩道幅 員は 2m 以上と規定されたた め（国庫補助対象も同様）、既 成市街地内での歩道設置には 道路拡幅が必要 |

5 . 公園・緑地の復興

5 . 公園・緑地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|--------|------|-------|-------|-----|-------|-------|----|--------|-------|-----|--------|--|--|
| <p>(1) 公園等の復旧</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>震災によって被害を受けた公園・緑地等の復旧に加え、仮設住宅用地に利用している公園については、その利用後に復旧を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□公園・緑地・緑道・広場の復旧</p> <p>・震災によって被害を受けた公園、緑地、緑道、広場を復旧するとともに、仮設住宅用地に利用している公園については、その利用後、復旧を図る。</p> | <p>公園等災害復旧事業（公園・緑地・緑道・広場の復旧）（建設部公園緑地課）</p> <table border="0"> <tr> <td>平成7年度</td> <td>潮見西公園他</td> <td>114件</td> </tr> <tr> <td>平成8年度</td> <td>西浜公園他</td> <td>40件</td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td>中央緑道他</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>応急仮設住宅跡復旧工事（公園・緑地・緑道・広場の復旧）（建設部公園緑地課）</p> <table border="0"> <tr> <td>平成10年度</td> <td>海浜公園他</td> <td>22件</td> </tr> </table> <p>芦屋庭球場整備事業（建設部公園緑地課）</p> <table border="0"> <tr> <td>平成11年度</td> <td colspan="2">震災によって仮設住宅用地に利用していた芦屋庭球場の復旧及びクラブハウスの建替え。 テニスコート（人工芝）10面（内2面はナイター設備有り）、クラブハウス（408.09㎡）建替え、 駐車場28台</td> </tr> </table> | 平成7年度 | 潮見西公園他 | 114件 | 平成8年度 | 西浜公園他 | 40件 | 平成9年度 | 中央緑道他 | 1件 | 平成10年度 | 海浜公園他 | 22件 | 平成11年度 | 震災によって仮設住宅用地に利用していた芦屋庭球場の復旧及びクラブハウスの建替え。 テニスコート（人工芝）10面（内2面はナイター設備有り）、クラブハウス（408.09㎡）建替え、 駐車場28台 | |
| 平成7年度 | 潮見西公園他 | 114件 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成8年度 | 西浜公園他 | 40件 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成9年度 | 中央緑道他 | 1件 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成10年度 | 海浜公園他 | 22件 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成11年度 | 震災によって仮設住宅用地に利用していた芦屋庭球場の復旧及びクラブハウスの建替え。 テニスコート（人工芝）10面（内2面はナイター設備有り）、クラブハウス（408.09㎡）建替え、 駐車場28台 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|
| | | |
| | | |

5 . 公園・緑地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(2) 公園・緑地の拡充</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>本市の公園の整備状況(1人当たり都市公園面積)は、市全域で4.3㎡/人で、兵庫県平均8.5㎡/人(平成5年3月現在)に比べて不足しており、また地区毎の整備状況にもバラツキがある。このため、公園・緑地が不足しているゾーンや整備可能なエリアにおいて積極的に公園・緑地を拡充していく。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□地域中心核における都市公園の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の中では、人口密度が高く、アメニティ空間の必要性が高い中心市街地ゾーンにおいて、公園面積が不足しており、地域中心核における面的整備事業にあわせて都市公園の整備を図る。 | <p>都市計画マスタープランの策定（建設部都市計画課）</p> <p>平成14～16年度 ・市の将来像を示す都市計画の基本構想で、地域の全体の構想と地域別の構想を示し、都市計画の基本方針とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の整備方針の中で記載 <p>芦屋中央震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，公園緑地課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により，地域のコミュニティの場，防災空間として広場空間を造り，樹木を植栽し防火機能を持った公園として整備 <p>平成13～14年度 大榎公園(2,500㎡/街区公園)，茶屋公園(1,000㎡/街区公園)の整備及び公光公園(街区公園)の更新整備</p> <p>芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，公園緑地課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により，地域のコミュニティの場，防災空間として広場空間を造り，樹木を植栽し防火機能を持った公園として整備 <p>平成13～15年度 前田公園(2,000㎡/街区公園)，清水公園(1,100㎡/街区公園+733㎡)の整備</p> <p>芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，公園緑地課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により，地域のコミュニティの場，防災空間として広場空間を造り，樹木を植栽し防火機能を持った公園として整備 ・従前公園面積3,000㎡，従後6,395㎡ <p>平成13～14年度 津知公園3,000㎡，3,500㎡，1号公園470㎡，2号公園500㎡，3号公園690㎡，4号公園490㎡，5号公園145㎡，1号緑地460㎡，2号緑地140㎡</p> <p>地区防災拠点整備事業（消防本部警防課）</p> <p>平成8年度 指定された防災公園に地区住民が使用する消防水利，防災倉庫及び防災資機材を設置</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|--|
| | | |
| <p>▶ 中心核における緑地や公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心核において集合住宅建築時での提供公園の整備に努め,また,山手幹線などの中心市街地を通る街路事業においてできるポケットパーク等に樹木等を植栽し,緑地や公園の整備に努める。 <p>▶ 防災公園としての位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニ防災公園として市民の避難場所としての位置付け ・防火遮断帯としての有効活用を図る | | <p>▶ 区画整理事業により公園整備が図れ,地域の防災機能は大幅に強化されたが,今後の維持管理をどうするかが課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が育成,管理することにより,公園への愛着が芽生え,地域コミュニティの創出につながる。 |

5 . 公園・緑地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| <p>□山際緑地核の整備</p> <p>・自然に親しむ環境の拡充を図るため、山麓周辺において公園・緑地空間の整備を図る。その中で、霊園及びその周辺を山際緑地核と位置づけるとともに、広域避難地の機能を持たせる。</p> | <p>都市計画マスタープランの策定（建設部都市計画課）</p> <p>平成 14～16 年度 ・市の将来像を示す都市計画の基本構想で、地域の全体の構想と地域別の構想を示し、都市計画の基本方針とする。</p> <p>・土地利用方針の中で記載</p> <p>山手緑地整備事業（建設部公園緑地課）</p> <p>平成 10～12 年度 既存の良好な緑地の資源を保全、拡幅整備を行ない市民の憩いの場として整備</p> <p>山手南緑地整備事業（建設部公園緑地課）</p> <p>平成 10～11 年度 ・既存の良好な緑地の資源を保全</p> <p>・都市環境の向上及び地域住民の休養、観賞、散策等の利用増進を図る</p> <p>霊園災害復旧事業（生活環境部総務課）</p> <p>平成 6 年度 ・公共施設及び個人墓所の被害状況調査委託</p> <p>平成 7 年 1 月 27 日，調査期間 30 日間，委託料 16,000 千円</p> <p>・緊急災害復旧工事（公共施設部分）</p> <p>墓参者安全確保のため、道路亀裂補修等園内全域の軽微な補修を実施する。</p> <p>平成 7 年 3 月 10 日，工期 30 日，工事費 22,248 千円</p> <p>平成 7 年度 ・地滑り区間本格的調査業務委託（公共施設部分），ボ - リング 15 本及び解析業務</p> <p>平成 7 年 4 月 10 日，委託料 40,000 千円</p> <p>・復旧方法の検討及び実施設計業務委託（公共施設部分）</p> <p>平成 7 年 4 月 10 日，委託料 40,000 千円</p> <p>・復旧工事（公共施設部分）</p> <p>平成 7 年 10 月 10 日，工事費 304,000 千円</p> <p>・個人墓所の倒壊墓石復旧工事（倒壊墓石 2,000 件）</p> <p>公共施設崩壊に伴う個人墓石の復旧については市負担</p> <p>平成 7 年 5 月 10 日，工期 7 月末，助成額 21,000 千円</p> <p>・個人墓石の移転・復旧工事</p> <p>公共施設復旧工事施工に際し、支障となる個人墓石の移転・復旧工事</p> <p>平成 7 年 10 月 1 日，工事費 81,000 千円</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|
| | | ▶ 広域避難地としての設備拡充 |

5 . 公園・緑地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>□海際緑地核の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の余暇時間における多様な行動ニーズに応えるとともに、水と緑豊かな環境を創出するため、南芦屋浜地区において総合公園及び海に親しむ海際緑地を整備する。 ・総合公園には、耐震性飲料・消火兼用貯水槽の設置を図るとともに、ライフラインを災害に対応力のあるシステムで構築し、広域避難地としての機能を持たせる。 | <p>都市計画マスタープランの策定（建設部都市計画課）</p> <p>平成 14～16 年度 ・市の将来像を示す都市計画の基本構想で、地域の全体の構想と地域別の構想を示し、都市計画の基本方針とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用方針の中で記載 <p>南芦屋浜地区都市公園整備事業（建設部公園緑地課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南芦屋浜地区内の公園・緑地の整備 <p>平成 12～14 年度 親水中央公園 A= 2.0ha 平成 13～16 年度 親水西公園 A= 0.76ha 平成 13～16 年度 親水緑地 A= 0.45ha</p> <p>芦屋市総合公園整備事業（建設部公園緑地課）</p> <p>平成 11～15 年度 ・南芦屋浜地区にスポーツ施設、文化・教養を育む施設のある総合公園の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花と緑のネットワークづくり及び防災拠点ならびにスポーツの核となる公園として整備 <p>南芦屋浜地区の整備（建設部南芦屋浜地区担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾緑地 4.1 ha ・陽光緑地 4.2 ha <p>防災倉庫収納資機材の整備（総務部防災対策課）</p> <p>平成 14 年度 広域避難地に対応した資機材の整備</p> |
| <p>□緑地文化軸の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央緑道～江尻川緑道の緑地軸につながる、芦屋川、宮川、東部の3つの緑地文化軸を緑のネットワークの基軸とし、水と緑に親しめる空間整備を図る。 ・中でも芦屋川緑地文化軸は、本市を代表する都市景観を有した軸であり、シンボル性を高めるため、芦屋川左岸道路のモジュール化を検討する。 | <p>都市計画マスタープランの策定（建設部都市計画課）</p> <p>平成 14～16 年度 ・市の将来像を示す都市計画の基本構想で、地域の全体の構想と地域別の構想を示し、都市計画の基本方針とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の整備方針の中で記載 <p>10 万本植樹計画（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <p>平成 5～14 年度 宮川線、芦屋川左岸線、芦屋川右岸線、芦屋浜地区宮川周辺の植樹</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 補助事業の採択（補助制度の移行） ▶ 旧促進事業から住宅市街地整備総合支援事業 ▶ 広域避難地としての設備拡充 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 南芦屋浜地区整備後の維持管理費 ・ボランティア等市民の協力を得る方法を考える。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 山際及び緑地文化軸での整備 ・都市計画マスタープランの中で水と緑のネットワークとして位置付ける。 ▶ 芦屋川左岸道路モール化の検討 |

5 . 公園・緑地の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>(3) 防災公園としての整備</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>防災性の高いまちづくりの一環として、主要な公園については防災拠点としての役割を担い、その整備を図る。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□防災公園としての整備</p> <p>・公園の整備に際しては、樹木による防災効果の十分な活用を図るとともに、地区防災拠点とする公園については、防火水槽、防災資機材倉庫、給水施設等を公園の下部(地下)利用も考慮し設置を図る。</p> | <p>防災倉庫の配置計画の立案（総務部防災対策課） 平成 8 年度 庁内関係課で協議</p> <p>既成公園施設改修事業（建設部公園緑地課） 平成 7 年度 既設公園に防火水槽を設置（朝日ヶ丘北公園・山手緑地） 平成 9～14 年度 既設公園に防災倉庫を整備（春日公園・芦屋公園・呉川公園・岩ヶ平公園・南宮公園・西浜公園・東浜公園）</p> <p>地域防災拠点整備事業（消防本部警防課） 平成 14 年度 総合公園に 100 t 飲料水兼用貯水槽を設置</p> <p>地区防災拠点整備事業（消防本部警防課，建設部公園緑地課） 平成 8 年度 ・指定された防災公園に地区住民が使用する消防水利，防災倉庫及び防災資機材を設置 平成 13～15 年度 ・一次避難地として芦屋中央地区内の大榎公園，茶屋公園（防火水槽設置）の整備 ・芦屋西部第一地区内において清水公園，前田公園（防火水槽設置）の整備 ・芦屋西部第二地区内において津知公園，小公園 3 箇所に防火水槽を設置</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公園等の整備にかかる防災拠点の整備 ▶ 防災公園としての位置付け <ul style="list-style-type: none"> ・公園内の消防水利及び防災倉庫の整備 ・自主防災組織との訓練継続を図る ・市民との協働に努める | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 安定した水の供給を行うため、水道施設整備を総合的に見直すにあたっては、施設の代替機能の整備も含め新規用地の確保が必要となる。事業費並びに機能面を精査した上で、公園用地等の公共施設の土地利用について多目的な有効利用を図る。(公共施設の共有化) <ul style="list-style-type: none"> ・今後、施設整備を総合的に見直すにあたっては、ポンプ施設・送水管等の設置を検討し協議を進める。 |

6 . コミュニティの活発化

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(1) コミュニティ活動の促進</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>災害発生時の助け合い、協力の基盤となる地域住民が連帯し、協働する地域社会の形成を一層促進していくために、平常時から生涯学習やボランティア活動等を通じたコミュニティ活動を支援する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□地域福祉活動・生涯学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動、生涯学習を支援するとともに、各地域間のボランティアが相互に交流するための支援を行うとともに、指導者の育成に努める。 | <p>社会福祉協議会「ボランティア活動センター」への支援（保健福祉部総務課）</p> <p>平成7年度～ 社会福祉協議会が設置している「ボランティア活動センター」に登録している者及び芦屋市の福祉事業において活動する者に対して、ボランティア活動の啓発、情報提供、研修会等を通じてボランティア活動の充実、拡充及びその支援を行う。</p> <p>生涯学習の推進（社会教育部生涯学習課）</p> <p>平成4年度～ 子育てセンター事業（子育て相談、子育てグループの育成、イベントの開催など）</p> <p>平成12年度～ 出前講座（団体が主催する学習会に市職員を派遣し、行政に対する理解を深める）</p> <p>平成11年度～ 芦屋南高オープンカレッジの開催（芦屋南高校に委託して実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種文化団体への事業補助 <p>コミュニティスクール活動の充実（社会教育部生涯学習課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニティスクール、コミュニティスクール連絡協議会に補助金を支給 ・コミスク連絡協議会に出席し連絡調整を図っている。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---|
| | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 人材発掘とコーディネートの仕組みづくり ▶ 福祉分野だけではなく幅広いボランティア活動のネットワークづくり ▶ 地域の課題解決に取り組むコミュニティ活動への支援 ▶ 市民団体の役員の入れ替わりがない、後継者が育たない |

6 . コミュニティの活発化

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| <p>(2) コミュニティ施設の充実</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>コミュニティ活動の基盤となる施設の充実を図る。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□地区集会所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区集会所の未整備な地区においては順次整備を図るとともに、施設老朽化が進んでいる地区集会所の改善を図る。 ・地区集会所は地区防災拠点を兼ねるものとし、厨房設備、情報通信機能を整備する。 | <p>地区集会所の整備（総務部市民参画課）</p> <p>平成6年度 ・平成7年1月13日（震災前）に茶屋集会所を新設</p> <p> ・震災時、市内12ヶ所の集会所を避難所に。</p> <p>平成7年度 ・6月15日集会所復旧再開</p> <p>平成12年度 ・平成13年4月には前田集会所を移転し再開</p> <p>平成15～16年度 ・地区集会所管理を地元へ移行することを検討</p> <p>芦屋市防災無線の構築（総務部防災対策課）</p> <p>平成14年度 避難所となる集会所に無線端末機を設置し、災害情報を迅速に伝達</p> |
| <p>□学校施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域に開かれた学校」にするために、学校施設を住民が利用しやすいように、引き続き計画的に整備する。 | <p>朝日ヶ丘小学校校舎大規模改造事業（管理部施設課）</p> <p>平成8年度 老朽化した校舎の内外装・設備等の改造で整備</p> <p>宮川小学校校舎建替整備事業（管理部施設課）</p> <p>平成6～8年度 老朽化した校舎・体育館等の建替えて整備</p> <p>山手小学校校舎建替整備事業（管理部施設課）</p> <p>平成11～12年度 老朽化した校舎の建替えて整備</p> <p>岩園小学校校舎建替整備事業（管理部施設課）</p> <p>平成12～13年度 老朽化した校舎の建替えて整備</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|--|
| | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 竹園集会所の建替え ▶ 三条地区の集会所の新設 ▶ 防災無線の設備更新時にデジタル化を目指す |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 老朽化した校舎等の建替整備の推進 平成 16～19 年度 ・精道小学校校舎建替整備事業を実施する。 ▶ その他小規模な施設整備など ・通常の施設整備の中で対応していく。 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 校舎等の大規模改造の推進 (潮見小, 潮見中, 打出浜小, 浜風小など) ・現在, 凍結となっているが, 財政状況を見ながら進めていく。 |

7 . 自立・循環型環境の創出

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>(1) 人と環境にやさしい都市基盤の整備</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>市街地の復興にあたって、人と環境にやさしい都市基盤の整備を進める。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□自立・循環型の都市基盤整備の検討</p> <p>・井戸・雨水の活用、下水処理水の浄化再生利用等の自立型水循環システムなど、環境にやさしいだけでなく、災害にも対応力のある自立・循環型のシステムの導入を検討する。</p> | <p>井戸水の利用（総務部防災対策課，管財課）</p> <p>平成7年度～ 本庁舎及び分庁舎のトイレ便器用の排水，庁舎周辺の植栽への散水に井戸水を使用</p> <p>平成9～11年度 小槌幼稚園，精道中学校及び山手小学校に雑用水として利用するため井戸を掘削</p> <p>各学校園施設防災整備事業（管理部施設課）</p> <p>平成8年度 ・西山幼稚園に雨水貯水槽・便所排水利用設備設置</p> <p>平成9年度 ・伊勢幼稚園に雨水貯水槽・便所排水利用設備設置</p> <p>平成10年度 ・小槌幼稚園に井水貯水槽・便所排水利用設備設置（井戸は防災対策課）</p> <p>平成11年度 ・浜風幼稚園に雨水貯水槽・便所排水利用設備設置</p> <p>・精道中学校に井水貯水槽・運動場散水利用設備設置（井戸は防災対策課で設置）</p> <p>岩園小学校校舎建替整備事業</p> <p>平成13年度 太陽光発電設備設置（校舎建替時の整備） （蓄電設備がないので，夜間利用ができないため防災用にはならない。）</p> <p>芦屋中央震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，公園緑地課）</p> <p>芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，公園緑地課）</p> <p>芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，公園緑地課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園や緑地等には残存した井戸を利用するなどして，非常時の生活雑用水等を確保するとともに，平常時は樹木の灌水など井水の活用を図った。 ・ヒートアイランド対策の一環として，歩道へ透水性舗装を導入し，環境にやさしい整備をおこなった。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|--|
| | | |
| <p>▶ 公共施設での井水・雨水などの活用の推進 平成 16～19 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精道小学校校舎等建替の中で、非常用照明設備の設置や、現在ある井戸を活用し便所排水や散水などに利用していく。 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 民有地の井戸水の利用状況の把握 ・ 非常時に協力してくれるところだけでも地図に入れる。 ▶ 井戸水利用に関する所管課がない |

7. 自立・循環型環境の創出

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>□環境資源を生かした都市基盤整備 ・自然や景観などの芦屋の豊かな環境資源をより生かすため、公園・緑地の整備や沿道・公共施設の緑化、さらに芦屋川での親水空間の整備などを進める。</p> | <p>芦屋中央震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，公園緑地課） 芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，公園緑地課） 芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課，公園緑地課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園整備等では，買収地の既存樹木を移植して再利用を図った。 ・公園・緑地や街路樹の整備を図ると共に，まちなみ緑化助成事業の地区指定を受けたことで，地区内の公共施設だけではなく，宅地の緑化も図られたことで芦屋のみどり豊かなまちなみ整備に寄与したものとなった。 <p>平成 13～14 年度 大榎公園（街区公園），茶屋公園（街区公園）の整備及び公光公園（街区公園）の更新整備 津知公園（街区公園）の拡幅整備</p> <p>平成 13～15 年度 前田公園（街区公園），清水公園（街区公園）の整備</p> <p>10 万本植樹計画（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成 5～14 年度 10 万本植樹計画を推進</p> <p>山手緑地整備事業（建設部公園緑地課） 平成 10～12 年度 既存の良好な緑地の資源を保全，拡幅整備を行ない市民の憩いの場として整備</p> <p>山手南緑地整備事業（建設部公園緑地課） 平成 10～11 年度 ・既存の良好な緑地の資源を保全 ・都市環境の向上及び地域住民の休養，観賞，散策等の利用増進を図る</p> <p>小学校施設整備事業（管理部施設課） 平成 10 年度 打出浜小学校大気浄化植栽整備</p> <p>宮川小学校校舎建替整備事業（管理部施設課） 平成 6～8 年度 校舎建替事業の中で植栽整備</p> <p>山手小学校校舎建替整備事業（管理部施設課） 平成 11～12 年度 校舎建替事業の中で植栽整備</p> <p>岩園小学校校舎建替整備事業（管理部施設課） 平成 12～13 年度 校舎建替事業の中で植栽整備</p> <p>芦屋川河川環境整備事業計画（建設部下水道課） 平成 13～14 年度 大正橋～阪急電鉄の低水敷の改修・緑化・河道整備</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---|
| <p>▶ 老朽化した校舎等の建替整備の推進 平成 16～19 年度 ・ 精道小学校建替事業の中で植栽整備をしていく。</p> | | <p>▶ 既存樹木活用のための仮置場の確保 ・ スtockヤードの確保やいわゆるグリーンバンク制度の創設等</p> |

7. 自立・循環型環境の創出

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>□廃棄物処理施設の強化と整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設の整備を図る。 ・粗大ごみ処理及び資源等のリサイクル推進のために「リサイクルプラザ」の整備を図る。 | <p>ごみ焼却施設建設工事（生活環境部環境処理センター） 平成7年度竣工　ごみ焼却施設の更新</p> <p>環境処理センター復旧工事（生活環境部環境処理センター） 平成7年度完了　環境処理センターの機器及び建屋の復旧工事</p> <p>廃棄物の適正処理の推進（生活環境部環境処理センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出を抑制し，再利用を促進することにより市民の健康で快適な生活を確保する。 |
| <p>□ごみ収集真空輸送システムの採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南芦屋浜地区において、ごみ収集真空輸送システムの採用を図る。 | <p>パイプライン施設復旧工事（生活環境部環境処理センター） 平成7年度完了　輸送管等の運搬施設の震災復旧工事</p> <p>南芦屋浜地区廃棄物運搬用パイプライン施設整備事業（生活環境部環境処理センター） 平成13年度　南芦屋浜地区のパイプライン整備工事一部完成</p> <p>パイプライン棟建設工事（生活環境部環境処理センター） 平成8年度竣工　パイプライン棟（センター施設含む）建設工事</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|--|--|
| <p>▶ 広域によるその他プラスチックの 処理を検討中 平成 19 年度 ・ その他プラスチックの処理に 伴うストックヤードの建設工 事</p> | | <p>▶ ごみ焼却施設が平成 22 年度以降更 新の時期がくるが、その時期を見計 かる必要がある。</p> <p>▶ リサイクルプラザの建設工事</p> <p>▶ 旧焼却施設の解体工事</p> |
| <p>▶ パイプライン施設の運搬施設（輸送 管）の補修工事</p> | <p>▶ 南芦屋浜地区のパイプライン施設 整備事業が平成 14 年度から中止に なった。</p> | <p>▶ 既設パイプライン施設の今後の見 通しの検討</p> |

7. 自立・循環型環境の創出

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>(2) 環境を大切にした生活文化の育成</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>環境づくりの主人公である市民等が、環境に目を向け、より良い環境を自主的に創出していく生活文化の育成を図る。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「芦屋市環境計画」に基づき、市民・事業者が環境の本質を理解し、環境を大切にすることを育む環境学習を、生涯学習や学校教育と連携しながら進める。 ・市民等が生き物と直接ふれあうことができるような場づくりに努める。 | <p>環境計画推進事業（生活環境部環境保全担当）</p> <p>平成7年度 平成7年9月に『芦屋市環境計画』を策定</p> <p>平成7～15年度 目標実現に向けて毎年、実施事業の進捗状況を把握し、啓発等に努めている。</p> <p>平成11年度 平成12年3月に「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」を全面改正</p> <p>平成16年度 平成17年度新環境計画策定に向け、現環境計画の見直し作業を行う。</p> <p>公民館環境問題講座（生活環境部環境保全担当、公民館）</p> <p>平成8年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館と環境保全担当が共催で、公民館講座の中で環境問題に関する講座を開講している。 ・「環境を考える講座」、「サイエンス・トピックス講座」、「芦屋川カレッジ」等 <p>環境フォーラム（生活環境部環境保全担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境月間に「震災・環境」を主題にフォーラムを開催した。 <p>平成7年度 「大震災と環境保護」、参加者41名</p> <p>平成8年度 「震災と環境」、参加者52名</p> <p>水生生物調査（生活環境部環境保全担当）</p> <p>平成9年度～</p> <p>芦屋川に棲息する指標水生生物を調査し、水質の判定を行うもので、市内の小・中学生（30人程度）を対象に、県職員や小中学校の教師の協力を得て実施している。</p> <p>親子自然教育等（生活環境部環境保全担当、児童センター）</p> <p>平成7年度～</p> <p>児童センターでは、野外で自然に直接触れながら、動・植物の観察・採集・実験を行い、植生や生態系を学ぶことによって、環境保全の大切さや自然の素晴らしさを親子で体験する「親子自然教室」を毎年、100人以上から400人近くの延べ参加人員を得て実施している。</p> <p>平成13年度～</p> <p>環境保全担当では、星空を通じて大気環境保全への意識を高めてもらうため、「親子星空観察会」を芦屋星を観る会の協力を得て、夏休みに実施している。（13年度8組、14年度4組、15年度12組）</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公民館環境問題講座における環境学習のリーダー養成講座後活躍できる場の提供等 ▶ 水生生物調査で、小学生低学年にも理解してもらうための検討 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の教師の協力を得て、より充実したものにしていく。 ▶ 本来の目的があいまい(大気環境保全への意識づけ)になっているので、方法の再検討が必要 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境計画推進事業における市民参画での取組の再検討 ▶ 市民・事業者・行政のネットワークづくり |

7. 自立・循環型環境の創出

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|----------------|---|
| | <p>啓発用ビデオ作成及び貸し出し（生活環境部環境保全担当） 平成7年度～ ・平成7年度に、山から海までの動・植物を紹介し、芦屋の自然を映像で捉え、市民に環境の現況を知ってもらい、環境の大切さを認識してもらうために、啓発用ビデオ「芦屋の自然」を作成する。 ・「芦屋の自然」をはじめ、「守ってますか？ルールとマナー」、「あなたにだってできること～つくろう、リサイクルの輪～」などのビデオを啓発用として、貸し出ししている。</p> <p>環境パネル展（生活環境部環境保全担当） 平成7年度～ 毎年6月の環境月間に、地球温暖化等の環境問題をテーマにした環境パネル展を実施し、啓発を行っている。</p> <p>「住みよい芦屋をつくる」ポスター展（生活環境部環境処理センター） ・「リサイクル」・「自然環境の保護」について、ポスター展を芦屋市民センター空中通路において実施</p> <p>環境学習（学校教育部学校教育課） 平成7年度～ 各教科や総合的な学習の時間で身近な環境について学習を行う。（芦屋川の調査等）</p> <p>クリーン作戦，リサイクル運動（学校教育部学校教育課） 平成7年度～ ・中学校の生徒会を中心にして、クリーン作戦や廃品回収等を行う。 ・小学校では年2回、保護者と協力してクリーン作戦を行う</p> <p>自然学校，修学旅行（学校教育部学校教育課） 平成7年度～ 自然や環境について調べ学習</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---------------------------------|
| <p>▶環境意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等,関係機関からのビデオ貸し出し制度を利用していく。 ・環境パネル展のテーマを工夫し,今後も継続する。 <p>▶より良い環境の創造に向けた実践的な態度を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な活動を通じて,自然に親しみ,自然の恵みに対する感謝の心や自然に対する畏敬の念を育てるなど,豊かな感性を養う。 ・教育活動を通して,環境問題に対する継続的な取組が行えるよう工夫する。 ・家庭や地域と連携してリサイクル,省エネルギーなどに取り組みより良い環境作りに対する実践的な態度を育む。 <p>▶コミスクや地域の方々と連携した学校での環境学習の推進</p> <p>▶環境問題への理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動全体を通して,次世代にわたる人間の環境に対する責任と役割を理解するよう指導する。 ・ゴミなど身近な問題から地球規模の環境問題にまで幅広く関心を持つよう指導する。 | | |

7. 自立・循環型環境の創出

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>□環境ボランティアの育成・支援 ・より良い環境づくりを支える環境ボランティアの育成、支援を図る。</p> | <p>環境ボランティアの育成・支援（生活環境部環境保全担当） 平成7年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体が実施するアースデー芦屋（エコフェスタ2000に名称変更）に市も参加し、環境問題、リサイクルの啓発を進めるとともに、自然保護団体「芦屋川に魚を増やそう会」の主催事業に協力をして、芦屋川でのアマゴの放流やホタルの観察会の支援をしてきた。 ・エコクラブの登録団体「グリーンキッズ」は、毎年、小中学生を中心に市が窓口となり、環境問題に取り組んでいる。 ・打出浜小学校において、ボランティアや保護者、地域の人々の協力を得て、ピオトープを作った。 |
| <p>□リサイクル社会に向けての広報・普及 ・市民・事業者における省資源化、リサイクル化、廃棄物の減量化を推進するための啓発活動をさらに強化する。</p> | <p>リサイクル推進会議（生活環境部環境処理センター） ・ごみの減量化・再資源化等について協議</p> <p>5R生活推進会議（生活環境部環境処理センター） ・ごみの減量化・再資源化等について協議</p> <p>「住みよい芦屋をつくる」ポスター展（生活環境部環境処理センター） ・「リサイクル」・「自然環境の保護」について、ポスター展を芦屋市民センター空中通路において実施</p> |
| <p>□有効資源の回収事業等の充実 ・有効資源の回収事業の充実、廃棄物の再生・再利用の促進、再生品の使用促進等を推進する。</p> | <p>ペットボトル資源化減容（生活環境部環境処理センター） ・市民等が排出したペットボトルを選別後、機械により減容化し資源化する。</p> <p>不燃物選別業務（生活環境部環境処理センター） ・市民等が排出したビン、缶、その他不燃から手選別等により、白ビン、茶ビン、その他ビン、アルミ缶、白缶、くず鉄等を資源化する。</p> <p>粗大ごみの有料化（生活環境部環境処理センター） ・平成13年10月から粗大ごみの有料化を実施し、ごみの減量化、資源化を図る。</p> <p>紙類等の資源化（生活環境部環境処理センター） ・平成16年4月から紙類等の回収を実施し、資源化を図る。</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---|
| | | <p>▶環境ボランティアだけでなく、まちづくり全体としてのネットワークづくりへの行政の支援のあり方</p> |
| <p>▶市民参加型のリサイクル事業を展開する。</p> | | |
| <p>▶ビン・ペットボトルの資源化率を上げる</p> | | <p>▶ペットボトル以外のトレイ等その他プラスチック製容器の回収</p> |

p 1

7 . 自立・循環型環境の創出

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>(3) 震災廃棄物処理の推進</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>震災によって倒壊した家屋等から発生するガレキ等の早期処分や最終処分地の安定的確保を図る。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□震災廃棄物処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災による倒壊家屋から排出される廃棄物については多様な方法を導入し、迅速・適正処理を図る。 ・廃棄物の最終処理は、大阪湾圏域広域処理事業等により推進する。 | <p>災害廃棄物処理事業（生活環境部環境処理センター）</p> <p>平成7年度完了 震災により排出された廃棄物の処理（破碎，焼却）</p> <p>解体証明書の発行は現在も実施</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|--|
| | | |
| | | ▶ごみ収集が、順次、民間委託化されているが、災害時対応の観点から、ごみ収集車のあり方も含め、職員と車の体制を再検討する必要がある |

8 . 健康づくりの推進

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>(1) スポーツ・レクリエーションの充実</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>災害発生時の助け合い、協力の基盤となる住民相互の交流が盛んな地域社会の形成を図るための一つの仕組みづくりとして、また、高齢化社会に向けて、市民の生涯にわたる自らの健康づくりのために、様々な場所においてスポーツ・レクリエーション活動等の機会を創出するとともに、活動の基盤となる施設の整備を行う。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□多様なスポーツ・レクリエーション機会の提供</p> <p>・「スポーツ・フォア・オール計画」に基づき、生涯スポーツを推進するため、全ての市民が、年齢やライフスタイルに応じて、スポーツ・レクリエーション活動を楽しめるように、軽スポーツの普及やスポーツ・レクリエーション大会の開催など、多様な機会の提供に努める。また、「国際チャレンジデー」への参加など、内外を対象とするスポーツ・レクリエーション大会を通して、市民交流や国際交流を推進する。</p> | <p>スポーツ・フォア・オール計画の推進（社会教育部スポーツ・青少年課）</p> <p>～平成 15 年度 市民一人ひとりがそれぞれの年齢や体力、目的や好みに応じて、いつでもどこでも、気軽に、運動・スポーツを継続して実施できるよう各種事業を展開、今後は、もう少し個々に視点を置き、「スポーツ・フォー・エブリワン」を目指す。</p> <p>芦屋市スポーツ振興基本計画の策定（社会教育部スポーツ・青少年課）</p> <p>平成 14 年度 「スポーツ活動に関する市民意識調査」を実施し、その結果を踏まえ、平成 15 年 3 月に芦屋市スポーツ振興基本計画を策定した。</p> <p>スポーツクラブの設置（社会教育部スポーツ・青少年課）</p> <p>平成 12 年度～ スポーツクラブ 21 ひょうご事業は、平成 12 年度 1 クラブ設立を皮切りに平成 15 年度末に 9 クラブの全地域に設立した。今後は、「多目的、多世代、多目的、住民による自主運営」の基盤が築けるよう、推進委員会が中心となってビジョンを作成し、育成に努める。</p> <p>コミュニティースポーツ 3 種目交流大会市民体育祭（社会教育部スポーツ・青少年課）</p> <p>・コミュニティースクールなどのコミュニティーの復興が早く、それぞれの地域で独自のスポーツ交流が行なわれ、行政はその支援を行った。</p> <p>アクティブスポーツ人宣言（社会教育部スポーツ・青少年課）</p> <p>平成 8 年度 自らが宣言する次の健康に繋がる 3 条件～ 週 2 日以上、定期的実施、汗ばむ位の運動、30 分以上～に対し、宣言バッチと認定証を教育長から授与する事業、約 2 千人が宣言し、震災後の運動・スポーツが大切であることを P R した。</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|---------------------------------|
| | | |
| <p>▶ 芦屋市スポーツ振興基本計画に沿って市民一人ひとりがそれぞれの年齢や体力、目的や好みに応じて、いつでも、どこでも、気軽に運動・スポーツを継続して実施できるよう支援し、スポーツ・フォー・エブリワンの実現を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回以上のスポーツ実施率が66%（現在56%）になることを目指す。 ・市民がつくるクラブの実現のため、市民のスポーツクラブ加入率40%（現在29%）になることを目指す。 <p>ハードウェア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの核としての学校体育施設開放の充実 ・スポーツ施設でのプログラムサービスの充実 ・人が安全、快適に歩けるウォーキング環境の改善 <p>ソフトウェア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツクラブ設立と育成 ・各ライフステージに応じたプログラム、交流会、競技会の内容の充実 ・青少年のスポーツプログラムの充実 <p>ヒューマン（人的資源）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ指導者やスポーツリーダー、スポーツボランティアの養成と資質向上を目的とした講習会の実施 ・各スポーツ有資格者の発掘と派遣するシステムの確立 ・のじぎく兵庫国体に向けてのボランティアの育成 | | |

8 . 健康づくりの推進

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| | <p>仮設住宅ふれあいセンター出前隊（社会教育部スポーツ・青少年課） 平成7～10年度 軽スポーツや健康体操の出前講座として、仮設住宅が撤去されるまで要請に応じて指導者を派遣した。</p> <p>障害者とのふれあい市民運動会（保健福祉部障害福祉課） ～平成15年度 スポーツを通じて障害者（児）の健康保持機能回復及び親睦を図ると共に、一般市民との交流により障害者（児）に対する理解を深めることを目的として開催。 主催：障害者とのふれあい市民運動会実行委員会</p> |
| <p>□スポーツ団体の交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種のスポーツ・レクリエーション団体・グループ等の育成を図るとともに、講習会や普及活動を通じて体育指導リーダーの養成を図る。さらに、グループ相互の交流を図る。 | <p>スポーツ指導者養成講習会（社会教育部スポーツ・青少年課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツリーダーやスポーツボランティアを養成する事業であるため、平成11年度から「スポーツリーダー認定講習会」に名称変更した。 ・特に、震災後では、「健康（ウエルネス）の大切さ」をテーマに講習会を実施。 <p>スポーツリーダー等研修会（社会教育部スポーツ・青少年課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に点在する指導者やスポーツリーダー、スポーツボランティアがそれぞれの課題を持ち合って研修会を実施。 <p>スポーツ講習会（社会教育部スポーツ・青少年課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュースポーツを中心に市民講座を開催してきたが、現在では、競技スポーツ推進事業（体育協会との共催）、ニュースポーツ・レクリエーション市民啓発事業、まちかどスポーツ広場（地域へ出張スポーツ講座）、体力テスト測定会と健康・体力相談、ウォーキング講座などを開催し、それぞれの市民のニーズに合わせた事業を展開 |
| <p>□既存スポーツ・レクリエーション施設の復旧整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館、青少年センター、川西運動場等の既存スポーツ施設の復旧を図り、建物については耐震性を高めるとともに、災害発生時の地区防災拠点を兼ねる。 ・青少年野外活動センターの復旧整備を図り、自然や生き物に親しむ環境の創出を図る。 ・高齢者や障害者のみならず、全ての市民が生活空間の中で自らの健康をつくり、多様な世代がふれあい、交流の場となる公園・緑地の復旧整備を図る。 | <p>体育館・青少年センターの復旧（社会教育部スポーツ・青少年課） 平成7～9年度 平成9年10月5日 再開</p> <p>川西運動場、市民プール、海浜公園プール等の復旧（社会教育部スポーツ・青少年課） 平成7～11年度 平成10年12月1日川西運動場 再開 平成11年4月1日中央公園野球場、芝生広場再開</p> <p>海浜公園内温水プール設置（社会教育部スポーツ・青少年課） 平成10年度～平成10年6月15日 竣工 平成13年度 平成13年10月B & G財団より無償譲渡、管理運営開始</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|--|
| ▶参加者へのPRについての工夫 ボランティアの育成 | | ▶スポーツやレクリエーションを通じた市民交流や国際交流の検討 |
| | | ▶スポーツ団体や指導者をつなぐネットワーク的な組織づくりの検討 |
| | | ▶体育館・青少年センターの東側部分の耐震化 ▶青少年野外活動センターの復旧整備 |

8. 健康づくりの推進

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| | <p>テニスコートの復旧（社会教育部スポーツ・青少年課） 平成 10 年度 平成 10 年 1 月 若葉コート再開 平成 11 年度 平成 11 年 4 月 西浜，東浜コート再開</p> <p>芦屋中央公園野球場・芝生広場、川西運動場、市民プール、海浜公園プール等の復旧（建設部公園緑地課） 平成 8～10 年度 芦屋中央公園野球場・芝生広場、川西運動場、市民プール、海浜公園プール、東浜公園テニスコート、西浜公園テニスコートの復旧</p> <p>公園等災害復旧事業（公園・緑地・緑道・広場の復旧）（建設部公園緑地課） 平成 7 年度 潮見西公園他 114 件 平成 8 年度 西浜公園他 40 件 平成 9 年度 中央緑道他 1 件</p> <p>芦屋庭球場整備事業（建設部公園緑地課） 平成 11 年度 芦屋公園テニスコート（人工芝）10 面（内 2 面はナイター設備有り）クラブハウス（408.09 m²）建替え、駐車場 28 台</p> |
| <p>□（仮称）総合スポーツセンターの整備 ・本市にふさわしいスポーツを中心とした新しいコミュニティの場づくりとして、総合的な拠点づくりを行う。</p> | <p>（仮称）総合スポーツセンターの整備の検討（社会教育部スポーツ・青少年課） 平成 10 年度 総合公園建設に計画を変更</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|
| | | |
| | | |

8. 健康づくりの推進

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(2) 保健・医療の充実</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>自らの健康は自らがつくるという健康観の普及・推進、その健康づくりを支援する保健・医療機能の充実を図る。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□健康づくりの普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会に向けて、自らの健康は自らがつくるという健康観について、保健センターを中心に医療・福祉機関と連携し、健康づくり方法の情報提供等を通して実践活動の普及・啓発に努める。 ・市民の自主的な健康づくりを促進する地域組織を育成するため、保健・医療機関と福祉、スポーツ等の各種団体と連携し、ネットワークづくりに努める。当地域組織は、災害発生時の助け合い活動等の基盤づくりを兼ねる。 | <p>健康福祉フェア（保健福祉部健康課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県健康福祉事務所・医師会・歯科医師会・薬剤師会・いずみ会・栄養士会・看護協会・社会福祉協議会及び市で実行委員会を組織し、「健康・福祉フェア」を開催し、健康づくりや情報を提供する。 <p>健康大学の開催（保健福祉部健康課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康・医療等の知識の普及のため「あしや健康大学」（講師：医師会の医師等）を開催 <p>市民健康診査及び健康相談（保健福祉部健康課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民健康診査（巡回を含む。）、老人健康診査（65歳以上）や健康チェックと各種がん検診の実施 <p>母子保健事業（保健福祉部健康課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月、1歳、1歳6か月、3歳児健診の実施及び妊産婦・新生児訪問指導やプレおや教室等の開催 |
| <p>□保健・医療・福祉連携による地域の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターが防災生活圏における医療・福祉の機関やボランティアと連携して、地域住民の健康増進・疾病予防に努める体制の確立を図る。 | <p>保健センター設備整備事業（保健福祉部健康課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター機能の充実を図るため、胸部・胃部X線撮影装置の更新、骨粗しょう症診断装置の整備 |
| <p>□休日救急医療の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日における急病患者的の第一次応急診療業務を在宅当番医制から（仮称）保健福祉総合センターでの応急診療業務に切り替え・休日救急医療の整備を図る。 | <p>休日応急診療所の開設（保健福祉部健康課）</p> <p>平成9年度～ 芦屋市立休日応急診療所を開設</p> <p>救急医療体制の推進（保健福祉部健康課）</p> <p>平成9年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急体制の整備 ・一次救急：医師会の協力のもと休日応急診療所、在宅輪番制及び南芦屋浜病院で対応 ・二次救急：尼崎市・西宮市と本市の3市で病院群輪番制で実施 ・三次救急：兵庫医科大学が担当 ・市立芦屋病院が救急指定病院を受ける。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|--|
| | | |
| <p>▶地域で活動しているグループ・団体へ、スポーツリーダーの派遣や出前講座を継続して実施していく</p> | | |
| <p>▶ミニ地域ケア会議(9小学校区単位)の情報の共有化</p> | | <p>▶保健センターの整備(施設の拡張とエレベーターの設置)</p> |
| | | <p>▶(仮称)保健福祉総合センターの整備 ・着工等は、今後の財政状況を見極めながら検討する。</p> <p>▶夜間の小児科救急医療体制の整備(小児科医の不足)</p> |

8 . 健康づくりの推進

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| <p>□市立芦屋病院の医療機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立芦屋病院を地域の中核病院として機能拡充を図るとともに、災害発生時の後方医療機関として位置づける。 | <p>市立芦屋病院を地域の中核病院として機能拡充を図るとともに、災害発生時の後方医療機関として位置付け（市立芦屋病院）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 10 年度 二次救急指定告示を受ける。 平成 11 年度 SPD（在庫管理）の導入 平成 12 年度 オーダリングシステムの導入 平成 15 年度 医療機能評価認定病院に指定される 市立芦屋病院のあり方検討委員会の設置 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|---------------------------------|
| ▶ 市立芦屋病院のあり方検討委員会の 答申を踏まえ病院規模の見直し と経営刷新 | | ▶ 小児科二次救急の医師不足解消と 広域連携の検討 |

9 . 社会福祉の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| <p>(1) 被災者の生活再建支援</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>震災によって生活の自立が困難な被災者や遺児への生活支援を行う。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□生活再建援護</p> <p>・震災によって生活の自立が困難な世帯に対して、生活相談を通じて各種貸付制度等による自立支援を行う。</p> | <p>義援金第一次配分（兵庫県）（保健福祉部生活援護課） 平成 6 年度 震災より住家が全半壊した被災者に配分した。 （全壊 10 万，半壊 5 万円）</p> <p>第一次義援金配分（日赤）（保健福祉部生活援護課） 平成 7 年度 全壊・半壊 10 万円</p> <p>第二次義援金配分（日赤）（保健福祉部生活援護課） 平成 7 年度 要援護家庭激励金，住宅助成 30 万円</p> <p>第三次義援金配分（日赤）（保健福祉部生活援護課） 平成 8～9 年度 所得制限 650 万円以下 生活支援金当初 10 万円，追加 5 万円</p> <p>災害弔慰金支給（保健福祉部生活援護課） 平成 7～8 年度 震災により死亡したその遺族に支給。生計を維持していた場合 500 万，その他 250 万円</p> <p>災害援護資金の貸付（保健福祉部生活援護課） 平成 7 年度 震災により住居が全壊，半壊等の被害を受けた世帯に貸付（2,797 件 6,694,100 千円）</p> <p>災害援護資金貸付金償還事務（保健福祉部生活援護課） 平成 12 年度～ 平成 12 年度償還開始 H16 年 1 月末 償還額 5,101,401 千円 償還率 76.21%</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|---------------------------------|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 返済意志がない仮受人又は保証人に対する有効な償還指導 ▶ 自己破産，所在不明等で回収できない分又は少額償還で最終期限までに償還できない分について，償還期限の延長を被災地全体で国への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・償還指導により滞納額を減らして行く。 ・償還困難な仮受人に対して，少額償還を適用して行く。 ・資力のある悪質滞納者については，法的手段の検討も考える。 | | |

9 . 社会福祉の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| <p>□震災遺児激励金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市社会福祉「友愛」基金を活用して、震災の遺児に対して就学激励金を支給する。 | <p>震災遺児就学激励金支給事業（保健福祉部生活援護課）</p> <p>平成7年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災により両親又は父母の一方を失った児童生徒に対し就学激励金を支給する。 小・中学校月 10,000 円 高校生月 15,000 円 ・現在 4 名の児童生徒が受給しており，受給者の内，最も低い学年が 6 年生のため，その 6 年生が高校に進学し，卒業する年度をもって受給者がいなくなる。（平成 21 年度） |
| <p>□ケア付き仮設住宅の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケア付き仮設住宅入居中の要介護者に対し、24 時間職員を配置し介護サービスを実施する。 | <p>ケア付仮設住宅の運営（保健福祉部高年福祉課，建設部住宅課）</p> <p>平成6年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呉川町 3 棟 42 戸で 24 時間ケア，芦屋大学 8 棟で日中の派遣ケアを実施。 ・ケア付仮設住宅入居中の要介護者に対し，24 時間職員を配置し，介護サービスを提供する。 ・要介護者のケアをするためには，介護の知識・経験を持った者を確保する必要があるため社会福祉法人に対して「要介護者仮設住宅」運営のため，24 時間，365 日対応出来るよう職員の確保を要請。 <p>平成10年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケア付仮設入居者の福祉施設・災害復興公営住宅等への入居，自宅再建等により，平成 10 年 6 月をもってケア付仮設住宅を閉鎖 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|--|---------------------------------|
| | | |
| | <p>▶ ケア付仮設住宅の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者等社会的弱者で 援護を必要とする人たちのケ アを行ったが、生活援助内容が 多岐にわたっており、保健セン ター等多機関の連携が必要で ある。 ・ケア付仮設住宅の機能は必要で あり、精神的な安定を確保する 上で大きな意義をもっている が、専門的職員の確保が課題で ある。 | |

9 . 社会福祉の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>(2) 高齢者の能力の活用</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>高齢者が長年蓄積してきた経験、技能、知識等の能力を生かし、生涯にわたって社会に貢献し参加できる機会を確保し、高齢者が地域社会に参加できる仕組みづくりを進める。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□高齢者の生きがいづくり支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が進んで生涯学習等のボランティア指導者等になって社会に関わるなど、長年蓄積してきた経験、技能、知識等の能力を生かす機会の提供を図る。 ・高齢者の地域スポーツ・レクリエーション活動への参画を促し、地域の幅広い年齢層の交流促進を図る。 | <p>老人クラブ助成（保健福祉部高年福祉課）</p> <p>高齢者スポーツ大会（保健福祉部高年福祉課）</p> <p>高齢者バス運賃助成事業（保健福祉部高年福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の地域スポーツレクリエーション活動への参画を促し、地域の幅広い年齢層の交流促進を図る。 <p>芦屋川カレッジ（公民館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の市民に学習の機会を提供し、知識・技能の向上、活発な交流を図ることにより地域のリーダーとしての資質向上に努めた。 <p>芦屋川セカンドカレッジ（公民館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋川カレッジの卒業生を対象とし、知識・技能の向上、活発な交流を図ることにより、地域のリーダーとしての資質向上に努めた。 <p>公民館講座（公民館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年度～ 高齢者にも対応した公民館講座を実施し、知識・技能の向上、活発な交流を図ることにより地域のリーダーとしての資質向上に努めた。 <p>生涯学習の推進（社会教育部生涯学習課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成4年度～ 子育てセンター事業（子育て相談、子育てグループの育成、イベントの開催など） 平成12年度～ 出前講座（団体が主催する学習会に市職員を派遣し、行政に対する理解を深める） 平成11年度～ 芦屋南高オープンカレッジの開催（芦屋南高校に委託して実施） ・各種文化団体への事業補助 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---------------------------------|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度から制度化した「生きがい活動支援事業」を継続する。 ▶芦屋川カレッジにおいて多様な講座を展開するとともに、係活動も実施し、知識や技能を身に付けるだけでなく、人間関係を深めることができつつある。卒業後に地域のリーダーとして活動できる力を育成することが課題である。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会の変化に対応した講座や地域に密着した講座を実施することにより、地域のリーダーとしての資質の向上を図りたい。 ▶芦屋川セカンドカレッジにおいては、地域のリーダーとしていっそう活動できる力を育成することが課題である。 <ul style="list-style-type: none"> ・より専門的な講座を実施することにより、地域のリーダーとしての資質の向上を図りたい。 ▶高齢者が経験、技能、知識等の能力を生かしたボランティア指導者等になってもらう機会の提供 | | |

9 . 社会福祉の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|----------------|---|
| | <p>コミュニティスクール活動の充実（社会教育部生涯学習課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニティスクール，コミュニティスクール連絡協議会に補助金を支給 ・コミスク連絡協議会に出席し連絡調整を図っている。 <p>全国生涯学習フェスティバル（社会教育部生涯学習課） 平成 10 年度 「国際俳句フェスタ」を開催</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|
| | | |

9 . 社会福祉の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>(3) 社会福祉制度の充実</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>高齢化社会の一層の進展とともに、在宅ケアを希望する高齢者等の増加が予測される。保健・医療機関との緊密な連携のもとに、高齢者等に対して在宅福祉サービスの充実したまちづくりを、平常時のみならず、災害発生時の対策を兼ねて推進する。また、在宅ケアにとどまらず、高齢者や障害者に対する幅広い支援や、就労女性等への保育支援などの制度の拡充を図る。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□保健・福祉・医療活動支援情報システムの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健・福祉・医療の連携による総合的なシステムを開発し、誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくりを目指すために、健康管理システムの導入・活用、福祉情報管理システムの導入・活用、健康管理システムと福祉情報管理システムの連結などを検討する。 | <p>健康管理システムの導入（保健福祉部健康課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康で行っている検診データを一元化するためシステムの導入を実施。 <p>福祉情報管理システムの検討（保健福祉部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉情報の一元化を目指した検討を行っていたが、介護保険導入により、介護保険が独立したシステムとなり現在まだ検討段階である。 |
| <p>□在宅福祉生活圏の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校区を単位として、在宅介護支援センターの整備を図り、在宅ケアを主体とする在宅福祉生活圏の形成を図る。 ・全市域に対するサービス拠点は、（仮称）保健福祉総合センターとし、保健・福祉・医療、文化・交流の機能を持たせる。 | <p>在宅介護支援センターの整備（保健福祉部高年福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校区を単位として、在宅介護支援センターの整備を図り、在宅ケアを主体とする在宅福祉生活圏の形成を図る。 <p>平成 16 年度 山手中学校区に 1 箇所増設し 2 箇所とする。</p> <p>全市域に対するサービス拠点づくりの検討（保健福祉部総務課）</p> <p>平成 12 年度 施設の内容・用途、温泉を利用した施設等の併設及び規模、民間資本の活用による P F I 方式の手法を含め、財政負担等について検討を行い、その結果、財政状況から早期着工はできないと判断した。</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|--|
| | | |
| <p>▶ 福祉情報管理システムの導入</p> | | <p>▶ 健康管理システムと福祉情報管理システムの連結</p> |
| <p>▶ 高齢者人口の増加，相談内容の多様化により，中学校区を単位とした在宅介護支援センターの範囲では対応が困難に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の中学校区による在宅福祉生活圏を実態にあわせ見直しを行う。 | | <p>▶ (仮称)保健福祉総合センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着工等は，今後の財政状況を見極めながら検討する。 |

9 . 社会福祉の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>□在宅サービスの充実支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉を支援するためのホームヘルプサービス、ショートステイ（短期滞在・保護）、ミドルステイ（最高3ヵ月を限度として中期滞在・保護）、デイサービス（在宅の要介護老人に対する昼間の健康チェック等）介護ホーム、福祉給食サービス、在宅痴呆性老人介護者支援の制度の充実及び施設整備を図る。 | <p>ホームヘルプ事業（保健福祉部高年福祉課） ショートステイ事業（保健福祉部高年福祉課） デイサービス事業（保健福祉部高年福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー派遣を行い身体介護や家事援助行ったり、特別養護老人ホーム等に短期間入所して日常生活上の世話を受けるショートステイ、通所して入浴、食事、訓練を受けるデイサービスの充実を図る。 <p>平成12年度 介護保険制度の導入で高齢者に対する制度が措置から契約になり、在宅サービスの必要数及び基盤整備を定めた「芦屋すこやか長寿プラン21」に添って取組を進める。</p> <p>ホームヘルプサービス（保健福祉部障害福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営むのに支障がある障害者（児）の家庭に対して、家事援助、身体介護、移動介護等のためにヘルパー派遣の利用の決定を行う。 <p>～平成14年度 芦屋市ホームヘルプサービス事業 平成15年度～ 支援費制度に移行により対象者拡大 精神障害者ホームヘルプサービス事業開始</p> <p>デイサービス（保健福祉部障害福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の身体障害者（児）、知的障害者（児）に対して、訓練等を通じて自立意欲の向上を図り、生きがいを高めるデイサービスの利用の決定を行う。 <p>平成7～14年度 措置制度 平成15年度～ 支援費制度に移行により対象者拡大</p> <p>ショートステイ（保健福祉部障害福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者（児）、知的障害者（児）を介護している家族が、疾病等の理由により、家庭における介護ができない場合に、当該障害者（児）を一時的に福祉施設等に保護することを決定する。 <p>平成7～14年度 措置制度 平成15年度～ 支援費制度（居宅生活支援費の決定）</p> <p>グループホーム（保健福祉部障害福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での共同生活を希望する障害者に日常生活の援助体制を整えたグループホームへの利用決定を行う。 <p>平成7～14年度 措置制度 平成15年度～ 支援費制度 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）</p> <p>福祉給食サービス（保健福祉部障害福祉課）</p> <p>平成7～15年度 食事の用意をすることが十分にできない障害者に、栄養のいきとどいた食事を提供する。</p> <p>ホームヘルプサービス（保健福祉部児童課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営むのに支障がある母子・父子家庭に対して、家事援助、身体介護等のためにヘルパー派遣を行う。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|---------------------------------|
| <p>▶ 支援費制度への移行により、障害程度の制限がなったため、今後ますますサービス利用対象者とサービスの量の増加が見込まれる。</p> <p>▶ 精神障害者福祉サービスの充実に伴い、潜在している対象者の増加が及びサービス利用者増が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム、ショートステイとも、市内での受け入れ事業者がない。他市事業者の活用を図る。 | | |

9 . 社会福祉の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| | <p>ショートステイ（保健福祉部児童課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等に一定期間、養育・保護を行う。 <p>難病患者等居宅生活支援事業（保健福祉部健康課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者等の自立と社会参加を促すため、平成10年度からホームヘルプ事業、短期入所事業、日常生活用具給付事業を開始 |
| <p>□地域の放送メディアの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の高齢者や障害者の医療・福祉や生涯学習等の多様なニーズに応えるため、地域の放送メディアの活用促進を図る。 | <p>聴覚障害者等に対する情報支援（保健福祉部障害福祉課，総務部広報課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・字幕付きビデオライブラリー ・聴覚障害者に対する字幕付きビデオカセットテープの貸し出し兵庫県聴覚障害者協会が実施 ・広報チャンネルでの障害者向け情報番組の字幕スーパーの挿入 <p>視覚障害者等に対する情報支援（保健福祉部障害福祉課，総務部広報課）</p> <p>平成14年度～ 芦屋市視覚障害者点字・声の広報等発行事業</p> |
| <p>□長寿社会福祉基金の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿社会に向けて、在宅福祉の向上を図り、高齢者・障害者等にとって、住みやすい地域社会の実現に資するため、基金積立を継続する。 | <p>長寿社会福祉基金の充実（保健福祉部総務課）</p> <p>平成3年度～ 長寿社会に向けて、在宅福祉の向上を図り、高齢者・障害者等にとって住みやすい地域社会の実現に資するため、基金積立を継続する。</p> |
| <p>□心身障害者（児）歯科診療事業の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科受診困難な重度心身障害者（児）の歯科診療の実施について、歯科医師会・関係機関と協議検討する。 | |
| <p>□重度障害者特別給付金制度の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等、現行の年金制度で障害基礎年金を受けられない重度障害者に対し、特別給付金を支給する。 | <p>重度障害者特別給付金制度（保健福祉部障害福祉課）</p> <p>平成7年度～ 国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等、現行の年金制度で障害基礎年金等を受けられない重度障害者に対し、特別給付金を支給する。</p> <p>平成16年度～ 障害基礎年金の2分の1を支給するとともに、国，県に対して法整備を働きかける。</p> <p>H14.1 県都市国民年金会議から国へ要望書 H15.7 県市長会から知事，県会議長へ要望書 H15.本市から「県政に対する要望調書」</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---|
| <p>▶ ショートステイ希望者に対する施設の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入施設との連携を深め、施設の確保に努める | | |
| | | <p>▶ 特に情報入手が困難な聴覚障害者に対し、災害時、緊急時における的確な情報支援を図るための検討</p> |
| <p>▶ 長寿社会福祉基金への積立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿社会に向けて、在宅福祉の向上を図り、高齢者・障害者等にとって住みやすい地域社会の実現に資するため、基金の積立を継続する。 | | |
| | | <p>▶ 心身障害者（児）歯科診療事業の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な診療施設の問題等について市立芦屋病院の歯科を含めての検討・協議が必要（現在は未協議）（歯科医師会から要望あり） |
| <p>▶ 毎年、「障害年金の国籍条項を撤廃させる会」から、同施策について要望がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、市折半とし、障害基礎年金の2分の1を支給すること。 ・県へ障害基礎年金の2分の2を支給するよう要求すること。 ・支給対象（障害1級）を国民年金並み（同2級）にすること。 ・引き続き国、県に法整備を働きかける | | |

9 . 社会福祉の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>□保育事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育のための「一時的保育」について、保護者の労働・職業訓練・就学等の際の「非定型保育サービス」、保護者の傷病・事故・出産等の際の「緊急保育サービス」を継続実施する。 ・延長保育については、保育需要をみながら拡充について検討する。 | <p>一時的保育事業(非定型,緊急保育サービス事業)(保健福祉部児童課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的にやむを得ない理由がある場合に私立さくら保育園で実施。 (限度12日/月/人・利用料 2,000円/日/人) <p>延長保育事業(保健福祉部児童課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の勤務時間,勤務場所等真にやむを得ない理由がある場合には全保育所で午後7時まで保育時間を延長。 <p>私立保育園への助成(保健福祉部児童課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立認可保育園(さくら・こばと・あゆみ各保育園)に対する運営費の助成 <p>ファミリーサポートセンター事業(保健福祉部児童課)</p> <p>平成15年度～ 依頼会員と協力会員による相互援助活動。社会福祉協議会に運営委託</p> <p>保育所震災復旧事業(保健福祉部児童課)</p> <p>平成7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打出,大東,岩園,緑,新浜各保育所改修及び設備工事 ・精道保育所復旧工事 <p>保育施設の整備(保健福祉部児童課)</p> <p>平成8～14年度 全保育所内外装改築工事他</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---------------------------------|
| <p>▶ 一時的保育事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関するアンケート調査で「一時保育」のニーズが高いことから実施保育所の拡充を検討。 <p>▶ 延長保育事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関するアンケート調査で「延長保育」のニーズが高いことから実施保育所の拡充を検討。 <p>▶ 待機児童の解消 平成 17 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間活力の導入による保育定員の増を図る。 | | |

9 . 社会福祉の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>(4) 社会福祉施設の充実</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>施設福祉が必要な高齢者や障害者等に対して、社会福祉施設の充実を進める。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□被災福祉施設の早期開設支援</p> <p>・被災を受けた社会福祉施設の早期開設を支援する。建替等にあたっては耐震性の強化を図る。</p> | <p>第2 特別養護老人ホーム建設復旧事業（保健福祉部老年福祉課）</p> <p>平成9年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災を受けた社会福祉施設の早期開設を支援する。 ・建替等にあたっては耐震性の強化を図る。 <p>小規模通所介護事業所補助金（開設費補助）（保健福祉部障害福祉課）</p> <p>平成8年度</p> <p>事業を開始するうえでの最小限必要とする施設整備費（家屋改善費，施設借上げに関する敷金，権利金：家賃3か月相当分），初度調弁費（利用者が共同使用する備品，什器等）を補助する。（限度額1,000千円）</p> |
| <p>□（仮称）保健福祉総合センターの整備</p> <p>・地域に密着した福祉サービス、生涯を通じた健康づくり、生きがいにつながる生涯学習等の市民サービスを保健・福祉・医療の3分野を有機的に連携させ、総合的な拠点づくりを行う。</p> | <p>（仮称）保健福祉総合センターの整備の検討（保健福祉部総務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した福祉サービス，生涯を通じた健康づくり，生きがいにつながる生涯学習等の市民サービスを保健・福祉・医療の3分野を有機的に連携させ，総合的な拠点づくりを行う。 <p>平成12年度</p> <p>施設の内容・用途，温泉を利用した施設等の併設及び規模，民間資本の活用によるPFI方式の手法を含め，財政負担等について検討を行い，その結果，財政状況から早期着工はできないと判断した。</p> |
| <p>□老人福祉センターの整備</p> <p>・老人福祉センターを（仮称）保健福祉総合センターに設置する。</p> | <p>老人福祉センターの整備の検討（保健福祉部総務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターを（仮称）保健福祉総合センターに設置する。 <p>平成12年度</p> <p>施設の内容・用途，温泉を利用した施設等の併設及び規模，民間資本の活用によるPFI方式の手法を含め，財政負担等について検討を行い，その結果，財政状況から早期着工はできないと判断した。</p> |
| <p>□身体障害者福祉センターの整備</p> <p>・障害者施策の拠点として、（仮称）保健福祉総合センターに身体障害者福祉センターを設置する。</p> | <p>身体障害者福祉センターの整備の検討（保健福祉部総務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施策の拠点として、（仮称）保健福祉総合センターに身体障害者福祉センターを設置する。 <p>平成12年度</p> <p>施設の内容・用途，温泉を利用した施設等の併設及び規模，民間資本の活用によるPFI方式の手法を含め，財政負担等について検討を行い，その結果，財政状況から早期着工はできないと判断した。</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|---|---|
| | | |
| <p>▶ 第3 特別養護老人ホームの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年度からは「芦屋すこやか長寿プラン 21」に基づいて基盤整備を進める。第4の特別養護老人ホームは平成 18 年度に整備予定 | <p>▶ 建設途中で震災にあつたため、当初は施設の復旧事業の補助対象とならなかった。要望の結果、国県補助が認められ平成9年にオープンにいった。</p> | <p>▶ 本市には法人による障害者福祉施設がないため、毎年養護学校高等部等を卒業する障害児の受け皿としての通所施設が不足している。</p> |
| | | <p>▶ (仮称) 保健福祉総合センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着工等は、今後の財政状況を見極めながら検討する。 |
| | | <p>▶ 老人福祉センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターを福祉センター内に設置する予定になっているが、整備の着工が、財政事情により凍結となっている。 ・着工等は、今後の財政状況を見極めながら検討する。 |
| | | <p>▶ 身体障害者福祉センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉センターを福祉センター内に設置する予定になっているが、整備の着工が、財政事情により凍結となっている。 ・着工等は、今後の財政状況を見極めながら検討する。 |

9 . 社会福祉の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| <p>□高齢者のための社会福祉施設の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康と生きがいづくり及び在宅ケアサービスの相談を目的として、ふれあいセンターを整備する。拠点施設については、将来、その機能を（仮称）保健福祉総合センターへ移行する。 ・高齢者の住みやすい環境づくりを充実していくため、特別養護老人ホームの整備を図る。 ・養護老人ホーム「和風園」をプライバシーのある生活の場とするため、居室、個室を増やすとともに、地域交流・地域開放を進めるため、集会所の機能を充実する。 | <p>第3特別養護老人ホームの整備（保健福祉部高年福祉課）</p> <p>平成11年度 特別養護老人ホームの待機者の解消を図るため、市内で3つ目の特別養護老人ホームを整備</p> <p>「和風園」でのプライバシーのある生活の場としての配慮（養護老人ホーム和風園）</p> <p>随時 国の定めた基準により50人以上の定員を確保する必要があり、個室を増やすには増設しなくてはならない。当面は、入居者の希望や空室の状況に応じて、二人部屋を一人で使用するなど、部屋替え時に配慮している。</p> <p>平成13年度 二人部屋においてプライバシーのある生活の場とするため、1階部分の各室に仕切りカーテンを設置した。</p> <p>「和風園」での地域交流・地域開放の取組（養護老人ホーム和風園）</p> <p>平成7～15年度 地域交流として春に、朝日ヶ丘ルネッサンス園遊会、夏の盆踊り、秋には創立祭を行い、朝日ヶ丘自治会、白寿会等の交流を実施している。</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|---------------------------------------|
| <p>▶「和風園」居室の個室化は構造上困難なため、空き室を利用して対応</p> | | <p>▶「和風園」の入所者の高齢化で、地域交流が難しくなってきた。</p> |

9 . 社会福祉の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>(5) 福祉インフラの改善</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>災害発生時の避難行動の容易性も考慮し、高齢者や障害者も含めて安全で安心して暮らせる生活空間の形成に努める。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□高齢者や障害者が安心して暮らせる都市環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニティ活動の核となる学校教育施設や社会教育施設等をはじめ、歩道、公園、駅舎等の都市空間において、スロープ、トイレ、ドアなど高齢者や障害者に配慮した生活空間の整備を図る。 ・兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくり重点地区を指定し、高齢者、障害者等の意向を盛り込んだ整備計画に基づき、施設の改良を進める。 | <p>福祉のまちづくり重点地区整備事業（保健福祉部総務課） 平成7年度 震災により市全体が消滅したことにより、特に指定せずに全体を考えたまちづくりを推進</p> <p>福祉のまちづくりのための都市施設整備要綱全面改正（保健福祉部総務課、建設部公園緑地課） 平成10年度～ 公園整備の際、スロープ・階段に手摺を設置する等要綱に対処した整備を行う。 平成12年度 平成5年10月に県の「福祉のまちづくり条例」が施行され、建物を新築する手続き審査は、県条例によるため、市要綱を廃止</p> <p>J R 芦屋駅南口エレベーター設置（保健福祉部総務課） 平成9年度 J R 芦屋駅南口にエレベーター1基設置</p> <p>J R 芦屋駅構内エレベーター設置補助（保健福祉部総務課） 平成11年度 J R 芦屋駅構内のエレベーター2基設置補助</p> <p>ノンステップバス等の導入補助（保健福祉部総務課） 平成12年度～ ノンステップバス等の導入補助（毎年1台）</p> <p>交通安全施設等整備事業（建設部道路・交通安全担当） 平成11年度～ 高齢者・車椅子等の円滑な通行確保のための歩車道段差切下げ</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|--|
| <p>▶ 震災により市全体が崩壊したことにより、特に重点地区を指定せず、市域全体を重点地区と考えたまちづくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉のまちづくり条例」等の整備基準に適合するよう、建築業者に対して指導・助言を継続して行う。 ・既に建築済みの公共施設、道路、公園等の施設のバリアフリー化を継続して行う。 ・ノンステップバス導入の補助 ・鉄道駅舎エレベーター等設置補助 <p>▶ 旧基準の構造物で整備された歩道の現行の構造基準での再整備 平成 11, 13 年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設整備による歩道の段差切下げを優先して実施 | | <p>▶ 交通バリアフリー法に基づく道路特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」で指定された「重点整備地区」における歩道設置などのバリアフリー化事業 ・交通バリアフリー法に基づく歩道整備は、幅員は2m以上などが規定されており、歩道整備に道路拡幅(用地買収)が必要となる。 |

9 . 社会福祉の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| | <p>各幼稚園障害者対策便所整備（管理部施設課） 平成 8～12 年度 西山・伊勢・小槌・浜風・精道の各幼稚園に身障者用便所を整備</p> <p>精道中学校障害者対策施設整備（管理部施設課） 平成 12 年度 エレベーター・階段昇降機・身障者用便所等を整備</p> <p>浜風小学校障害者対策施設整備（管理部施設課） 平成 13 年度 エレベーター・身障者用便所等を整備</p> <p>宮川小学校校舎建替整備事業（管理部施設課） 平成 6～8 年度 老朽化した校舎・体育館等の建替えて整備</p> <p>山手小学校校舎建替整備事業（管理部施設課） 平成 11～12 年度</p> <p>岩園小学校校舎建替整備事業（管理部施設課） 平成 12～13 年度 老朽化した校舎の建替えて整備</p> |
| <p>□高齢者や障害者が暮らしやすい住宅の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた安定とゆとりある住生活を図るために、高齢者や障害者対応仕様の住宅や多世代同居型住居等を建設し、多様な住まい方を選択できる住宅の供給促進に努める。 ・兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害者対応のための住宅の改造費に対して助成する。 | <p>住宅改造費助成事業（福祉のまちづくり事業）（保健福祉部障害福祉課，高年福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の障害の状況に応じて、住み慣れた住宅で快適な生活を送ることができる住宅環境を整備するために、既存住宅を改造するのに要する費用の助成をする。 <p>平成 16 年度～ 県補助金の住宅改造助成事業の見直され，介護保健と同様に 1 割負担が導入された。（所得制限額・限度額の引き下げ）</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ その他小規模な施設整備など <ul style="list-style-type: none"> ・通常の施設整備の中で対応していく。 ▶ 高齢者・障害者対策施設整備の推進 平成 16～19 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・精道小学校校舎等建替の中で、エレベーター・身障者用便所等を整備する。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護保険と一体利用であり，介護保険制度利用の増加に伴い，住宅改造助成制度の利用も増加傾向にある。 | | |

9 . 社会福祉の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(6) 福祉ボランティアの育成</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>在宅福祉サービスを支援する福祉ボランティアを育成する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□ボランティアの育成・体制整備 ・福祉ボランティアグループの育成を図るとともに、リーダーの養成に努める。</p> | <p>ボランティア活動助成事業（保健福祉部総務課）</p> <p>平成7年度～ ボランティア活動に対する住民の関心を高め、活動に当たって必要な援助を行うことにより、ボランティア活動に参加しやすい体制の整備に努める。</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|--|
| | | |
| <p>▶ ボランティア活動に参加しやすい体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に対する住民の関心を高め、活動に当たって必要な援助を行うことにより、ボランティア活動に参加しやすい体制整備に継続して努める。 | | <p>▶ 人材発掘とコーディネート仕組みづくり</p> <p>▶ 福祉分野だけではない幅広いボランティア活動のネットワークづくり</p> |

10 . 市民文化の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>(1) 市民の文化的資源となる住宅地景観の復興</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>市民が永年にわたって築きあげてきた文化的資源である美しい景観を有した住宅地の復興を進める。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□景観デザイン・ガイドラインの活用</p> <p>・住宅建替者に対する街並み景観デザイン・ガイドラインを活用し、良好な住宅地環境の形成に努める。</p> | <p>景観施策の普及・啓発事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <p>平成8年度 パンフレット作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして（大規模建築物等届出制度のあらましと景観ガイドライン） ・緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして（芦屋市都市景観条例のあらまし） ・ふたたび緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして（戸建住宅のちょっとした景観への配慮集） <p>大規模建築物等の届出制度（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物等の届出は423件、南芦屋浜景観地区内の建築物等の届出は83件あり、115件については景観アドバイザー会議（75回）で助言や指導を受けまちなみ景観の向上につとめた。（16年3月） |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|
| | | |
| | | |

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| <p>(2) 市民文化の振興</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>文化活動の拠点としての社会教育・文化施設の復旧を図り、市民文化の振興を図る。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□文化・芸術活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市文化振興財団と連携し、内容豊かな文化情報を市民へ提供し、市民が文化・芸術に触れる機会を拡大するとともに、文化・芸術関係の団体と連携して、市民の自主的な文化活動を担う各種の文化・芸術団体の育成やその指導者の育成に努める。 ・市民のふるさとづくりとして、三大まつりの振興を図る。 | <p>市民文化活動の情報提供（社会教育部文化振興担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の文化活動に資するよう芸術・文化情報を当市のみに関わらず、広く紹介。 ・神戸市（こうべC情報5万部）、兵庫県（すずかけ2万部）、広域行政（事業案内約1万部） <p>市民文化活動の支援（社会教育部文化振興担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国（芸術文化振興基金）及び地方公共団体（県芸術文化振興活動補助金）等が助成する文化活動の周知支援を図り、広く市民の芸術・文化活動を支援する。 <p>文化行政活動の充実（社会教育部文化振興担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（財）芦屋市文化振興財団と連携を図り、多様化する住民ニーズに即応した各種文化事業に努める。 <p>芸術文化活動の助成及び顕彰（総務部国際文化課）</p> <p>平成3年度～ 市民及び市内の団体又は個人で営利を目的としていない団体に助成するとともに顕彰し表彰する。</p> <p>谷崎潤一郎記念館の管理運営（谷崎潤一郎記念館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷崎潤一郎記念館の維持・管理運営（財団法人文化振興財団へ委託） <p>谷崎潤一郎受賞記念文化事業（谷崎潤一郎記念館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷崎潤一郎賞受賞者を招き講演会を実施。谷崎潤一郎記念館の活性化と谷崎文学の拠点として文化振興に寄与する。 <p>谷崎潤一郎記念館館蔵品目録の作成（谷崎潤一郎記念館）</p> <p>～平成16年度 谷崎潤一郎記念館が所蔵している館蔵品を整理し、目録を作成する。（財団法人文化振興財団へ委託）</p> <p>谷崎潤一郎に関する資料の収集・整理・展示事業（谷崎潤一郎記念館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷崎潤一郎に関する資料を収集・整理し、展示する。（財団法人文化振興財団へ委託） <p>谷崎潤一郎及び記念館に関する資料等の出版事業（谷崎潤一郎記念館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷崎潤一郎及び記念館に関する資料を出版する。（財団法人文化振興財団へ委託） <p>谷崎潤一郎記念館開館10周年記念式典（谷崎潤一郎記念館）</p> <p>平成10年度 谷崎潤一郎記念館開館10周年の記念式典</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|--|
| <p>▶ 谷崎潤一郎記念館館蔵品目録の作成</p> | | <p>▶ 文化行政のあり方の検討</p> <p>▶ 文化活動や団体への助成の範囲や 顕彰の制度のあり方の見直し</p> <p>▶ 谷崎潤一郎記念館の管理運営に民間 活力の導入を検討</p> |

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| | <p>谷崎潤一郎記念館設備改善（谷崎潤一郎記念館） 平成 11 年度 谷崎潤一郎記念館空調機器等取替工事</p> <p>富田碎花顕彰（富田碎花賞授賞）事業（社会教育部生涯学習課） 平成 2～15 年度 富田碎花賞授賞事業を開催</p> <p>富田碎花顕彰事業管理委託（美術博物館） ・富田碎花旧居の管理業務及び資料目録刊行。（財団法人文化振興財団へ委託）</p> <p>美術博物館管理運営（美術博物館） ・美術博物館の維持・管理運営。（財団法人文化振興財団へ委託） ・美術博物館展示室他塗装工事，空調機等補修工事を行う。</p> <p>美術博物館展示等委託事業（美術博物館） ・常設展・特別展などの開催。（財団法人文化振興財団へ委託）</p> <p>教育普及活動委託事業（美術博物館） ・美術に関する教育活動を実施し，普及を図る。（財団法人文化振興財団へ委託）</p> <p>公募展（美術博物館） ・市展・童美展などの公募展を開催する。（財団法人文化振興財団へ委託）</p> <p>美術博物館美術品の収集（美術博物館） 平成 13 年度～ 凍結</p> <p>美術博物館開館 10 周年記念事業（美術博物館） ・美術博物館 10 周年記念事業として展覧会を開催</p> <p>おしゃべり音楽会（TATAMI サロン）（公民館） 平成 7 年度～ 毎月，地域の音楽家を招き，音楽会を行った。</p> <p>常設展示事業・公民館ギャラリー（公民館） 平成 7 年度～ テーマを設定した常設展示事業を行ったり，市民の学習成果の発表の場として，公民館ギャラリーを提供した。</p> <p>あしや三大まつりの開催（総務部市民参画課） ・地域でのコミュニティづくり，ふるさとづくりのために，三大まつり（さくらまつり，サマーカーニバル，秋まつり）を開催した。</p> |
| <p>口しそ森林王国との交流 ・平成 6 年度から進められている芦屋サマーカーニバルやあしや秋まつり等におけるしそ森林王国（兵庫県宍粟郡）との交流を、今後、市民レベルで実施する。</p> | <p>しそ森林王国との交流（総務部企画課，市民参画課） ・芦屋市で開催する三大まつりに，文化イベントや観光物産展への参加により，しそ森林王国との交流を図る。 平成 8～15 年度 芦屋三大まつり（さくら・サマー・秋）物産展 芦屋カヌー体験交流会 しそ雪遊び体験交流会 しそ自然体験交流会 しそ探訪ツアー しそ森林の祭典への参加</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと及び 現在の課題 |
|--|-------------------|--|
| <p>▶ 富田碎花旧居管理にボランティアの活用を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富田碎花旧居管理について、地元自治会等と協議を実施する <p>▶ 美術博物館展示等委託事業について、具体系美術について批判がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 美術博物館の運営基本方針に基づき見直しを行う。 | | <p>▶ 富田碎花顕彰会での自主開催を検討</p> <p>▶ 美術博物館への民間活力の導入の検討</p> <p>▶ 美術博物館の空調を含む全体的な経年劣化による補修が必要</p> <p>▶ 美術博物館美術品収集</p> <p>▶ 資金不足の中での三大まつり継続</p> |
| <p>▶ 市民レベルで交流の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流プログラムを見直し、市民団体等とともに地域イベント等を実施する。 | | |

10. 市民文化の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| <p>(3) 文化環境の整備</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>既存の景観資源や文化・芸術施設を核として、新しい市民文化の創造につながる文化的基盤を強化する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□文化施設の復興</p> <p>・被災を受けた文化施設や歴史・文化的遺産の復旧を図るとともに、建築物については耐震性の強化を図る。</p> | <p>谷崎潤一郎記念館の復旧（谷崎潤一郎記念館） 平成7～8年度 震災で被災した谷崎潤一郎記念館の復旧工事</p> <p>富田碎花旧居災害復旧工事（美術博物館） 平成7年度 震災で被災した富田碎花旧居の復旧工事</p> <p>美術博物館の復旧（美術博物館） 平成7年度 震災で被災した美術博物館の復旧工事。（平成7年7月15日再開）</p> |
| <p>□文化環境基盤となる景観軸の形成</p> <p>・防災緑地軸を自然環境の拡充にとどめず、デザイン、色彩に配慮した景観軸として形成を図るとともに、景観形成地区との緑のネットワーク化を図る。</p> | <p>芦屋市景観形成基本計画（建設部まちづくり・開発事業担当） 平成8年度 景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針として、平成8年11月に芦屋市芦屋市景観形成基本計画を作成した。</p> |
| <p>□地域中心核における行政・文化・芸術機能の拡充</p> <p>・防災緑地軸の一つである芦屋川緑地文化軸を一層自然環境豊かな景観軸に育てるとともに、地域中心核とその周辺部において、芦屋川緑地文化軸と一体となった行政・文化・芸術機能の複合したゾーンの形成を図る。そのゾーンは、うるおいとゆとりのある空間として創出する。</p> | <p>芦屋川左岸線・右岸線・宮川線の街路樹（建設部公園緑地課） 平成8年度～ ・芦屋川左岸線・右岸線街路樹の補植</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|--|
| | | |
| | | <p>▶ 市民センターの耐震性の強化，大規模補修</p> |
| | | <p>▶ 芦屋川緑地軸と一体となった行政・文化・芸術機能の複合したゾーンの形成の必要性の検討</p> |

10. 市民文化の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(4) 国際交流活動の充実</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>外国籍の市民にも安心して生活できる環境整備が必要であるとともに、内外に誇れる芦屋として、国際交流事業のなお一層の充実を図る。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□外国人への案内標示等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語による案内・標示板の整備など、外国人の住みやすい生活環境の整備を図る。 | <p>英語版防災のしおり（総務部国際文化課）</p> <p>平成9年度 防災対策課が発行した「防災のしおり」の英語版</p> <p>芦屋市サイン計画（建設部道路・交通安全担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の安全と円滑を図るとともに、案内・誘導の機能を果たすサインの設置（車両系36基，歩行者系39基） <p>平成9年度 車両系のサイン11基設置</p> |
| <p>□外国籍市民への支援と交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活情報提供として、「ニュースレター」、「アシヤガイドブック」、「英文市内地図」を発行する。 ・日本語講座や生活相談を実施するとともに、在住外国人とのネットワークづくりに努める。 | <p>アシヤニュースレターの発行（総務部国際文化課）</p> <p>平成5年度～ 広報あしや（生活情報紙）の英語版</p> <p>芦屋市英字ガイドブック（地図含む）の作成（総務部国際文化課）</p> <p>平成10・15年度 市内地図，イベント，ゴミ，避難所等の内容の英語版</p> <p>英字版地震災害情報紙アースクエークレリーフニュースの発行（総務部国際文化課）</p> <p>平成7～8年度 震災時に外国人避難者を対象にした「広報あしや地震災害情報紙」英語版</p> <p>在住外国人相談事業（総務部国際文化課）</p> <p>平成5年度 市内在住外国人の相談窓口</p> |
| <p>□国際交流の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市国際交流協会と連携して、国際フォーラムや世界に発信する国際シンポジウムの開催、海外友好姉妹都市等との交流や海外青年協力隊の派遣などの国際貢献活動を促進する。 | <p>国際シンポジウムの開催（総務部国際文化課）</p> <p>平成5，9，12年度 市民の国際意識の高揚及び世界に発信する事業として開催</p> <p>モンテペロ市訪問（総務部国際文化課）</p> <p>平成8，13年度 姉妹都市モンテペロ市と提携5年毎の相互訪問</p> <p>モンテペロ市との交換学生（総務部国際文化課）</p> <p>昭和39年度～ 交換学生事業として相互に学生を2名づつ派遣</p> <p>モンテペロ市役所「震災写真展」開催（総務部国際文化課）</p> <p>平成8年度 モンテペロ市市庁舎内で「芦屋市震災写真展」を開催</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと及び 現在の課題 |
|--|-------------------|--|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国人への情報提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・震災に限らず生活情報は今後も継続していくが、避難所などの情報や災害時の対応の仕方など積極的に情報提供していきたい。 ▶ 芦屋市サイン計画でのサインの残整備箇所(64箇所)の整備 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国際交流協会の活動の場をネットワークづくりに活用していく <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流協会で実施している日本語教室などをもっと交流の場づくりとして支援していく。 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ モンテペロ市との交流について、とりわけ交換学生事業については、時代の流れとともに、新しいメニューを採り入れるなど今後検討したい。 |

10. 市民文化の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| | <p>「芦屋市青年海外ワーク隊」フィリピン派遣（総務部国際文化課） 平成6, 8～10年度</p> <p>国際協力の立場から、フィリピンの被災地支援に簡易住宅建設のため、団員を募集し派遣</p> <p>平成11年度 フィリピンの小学校でリコーダー指導（PSP事業：フィリピン・スクール・プロジェクト）として継続</p> |
| <p>□国際交流センターの建設 ・国際交流活動の拠点となる国際交流センターの建設を検討する。</p> | <p>国際交流センターの検討（総務部国際文化課） ・第3次総合計画策定時に検討し、中止となる。</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|
| | | |
| | | |

11. 生涯学習の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(1) 生涯学習推進体制の整備</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>コミュニティ活動を活発化していくために、また高齢化、定住化等の社会の潮流に対して、市民の生涯学習を一層推進する。さらに、コミュニティ活動を自主的な組織として育成するために、生涯学習の民間指導者の養成を行う。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□生涯学習の広報・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習を活発化するための広報を行い、啓発に努める。 <p>□生涯学習団体の連携・交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習団体・グループの連携を図り、相互交流を促進し、市民交流の盛んな地域社会の形成を図る。また、災害発生時において、相互支援の基盤となる体制づくりに努める。 <p>□生涯学習ボランティアの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ボランティアグループの育成を図るとともに、リーダーの養成に努める。 ・各種の技能や知識を持っており、指導することに熱意のある市内在住の有識者による、芦屋人材バンクの設立を検討する。 | <p>生涯学習の広報（社会教育部生涯学習課）</p> <p>平成13年度～ 市ホームページでの広報（文化振興財団で実施） ～平成15年度 広報あしや「教育のページ」による広報</p> <p>個人学習の推進（図書館）</p> <p>平成9年度～ 図書館資料を検索するためのパソコン通信サービスの実施</p> <p>コミュニティスクール活動の充実（社会教育部生涯学習課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニティスクール、コミュニティスクール連絡協議会に補助金を支給 ・コミスク連絡協議会に出席し連絡調整を図っている。 <p>学習情報の提供と相談、グループ育成事業（公民館）</p> <p>平成7年度 市民に様々な学習情報を提供したり、相談に応じた。また、受講生に対してはグループ結成に向けての助言を行った。「にほんごがっきゅう」「健康山歩き講座」「パソコン講座」においては受講生を講師として活用した。</p> <p>ボランティアによる図書館活動の充実（図書館）</p> <p>平成9年度～ 図書館ボランティアによるライブラリーコンサートの開催</p> <p>ボランティア朗読グループRSTによる「谷崎作品朗読会」の開催（谷崎潤一郎記念館）</p> <p>平成2年度～ 朗読グループRSTによる「谷崎作品朗読会」の開催</p> <p>自主防災組織づくり（総務部防災対策課）</p> <p>平成12年度 自主防災組織づくりのための啓発</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ ホームページの充実 ▶ インターネットを活用した図書館情報の充実 ▶ 受講生にグループ結成の助言を行うことにより、いくつかのグループが発足した。さらにグループ結成を促す。 ▶ 講座受講生の中から講座の講師として活動できる方が育ってきている。ボランティアとしての意識をさらに高める。 ▶ ボランティア活動の充実を支援 ▶ 自主防災連絡協議会・自治会等の活用 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各種の技能や知識を持った有識者による「芦屋人材バンク」の設立の検討 |

11. 生涯学習の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>(2) 生涯学習の支援</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>市民の多様、かつ高度なニーズに応えた生涯学習の支援を行うとともに、学校教育施設や社会教育施設は、生涯学習を促進するための場として、さらに災害発生時の拠点施設として整備を進める。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□生涯学習活動の多様化・高度化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の多様化、高度化する生涯学習のニーズに応えるための支援をし、生涯学習活動の活発化を促進することに努める。 ・生涯学習に関する市民の幅広いニーズや、在宅の高齢者や障害者のニーズに応えるため、有線テレビを利用した生涯学習を創設する。 ・生涯学習の場において、防災知識の普及・啓発に努める。 | <p>芦屋市生涯学習推進基本構想の見直し（社会教育部生涯学習課） 平成 14～16 年度 第2次芦屋市生涯学習推進基本構想策定</p> <p>出前講座の実施（総務部防災対策課） 平成 12 年度 防災をテーマとした出前講座の実施</p> <p>有線テレビを利用した生涯学習の検討（社会教育部生涯学習課） ・社会状況から必要性に欠けると判断した。</p> <p>防災啓発イベント（総務部防災対策課） 平成 8 年度～ 各コミスク活動の中での防災啓発の実施 平成 10 年度 防災ウォークラリー・山手幹線を利用した防災訓練の実施</p> |
| <p>□コミュニティ・スクールの継続推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校開放の促進に努め、コミュニティ・スクールの活性化を図る。なお、その活動の中で防災意識の啓発を図る。 | <p>コミュニティスクール活動への支援（社会教育部生涯学習課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニティスクール、コミュニティスクール連絡協議会に補助金を支給 ・コミスク連絡協議会に出席し連絡調整を図っている。 <p>防災啓発イベント（総務部防災対策課） 平成 12 年度 各コミスク活動の中での防災啓発の実施</p> |
| <p>□生涯学習センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習活動の拠点となる生涯学習センターの整備を検討する。 | |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|---|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生涯学習の場における防災知識の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・防災関連事業への参加を促進する ▶ 地域の防災訓練ともリンクし実施 | | |
| | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生涯学習センターの整備にかわる仕組みづくりの検討 ▶ まちづくりと生涯学習のかかわり |

11. 生涯学習の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(3) 男女共生施策の充実</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>男女共同参画型社会を目指した施策を充実する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□女性センターの整備拡充と事業の充実 ・女性センターを整備拡充し、男女共同参画型社会に向けての啓発事業等の充実を図る。</p> | <p>芦屋市男女共同参画行動計画策定及び見直し（総務部男女共同参画推進担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女が互いの人権を尊重し、対等なパートナーとしてその能力と個性を発揮できる社会を築くための取り組みを体系化した計画の策定と進行管理 ・平成15年3月「第2次行動計画」策定 <p>男女共生に関する開発推進事業(女性センター事業)(総務部男女共同参画推進担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会を実現するための広報紙等による啓発や情報提供 ・男女共同参画の視点に立った課題別講座等の開催 <p>女性センター通信の発行（総務部男女共同参画推進担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター活動の周知や男女共同参画に関する啓発・情報提供を目的とした通信を市民ボランティアの企画，編集協力により発行 <p>女性の就労支援（総務部男女共同参画推進担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再就職を目指す女性が専門的技術・知識を身につけることで、より幅の広い職種や就業条件で再就職するための講座の開催 <p>相談事業（総務部男女共同参画推進担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来型の価値観である「ジェンダー意識」をベースにした生活からくる様々な問題を「男女共同参画」の視点から専門相談員が助言・情報提供 |

| 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと及び 現在の課題 |
|--|-------------------|-----------------------------|
| <p>▶ 第2次男女共同参画行動計画に沿った事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進委員会の定期開催による計画の進捗状況確認と意見聴取を実施し、推進本部会議へ報告 <p>▶ 男女共同参画講座等に関する市民ニーズの把握と事業実施の際の市民参画のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体へ男女共同参画に関する講座等の事業委託 ・平成13年度から実施の市民公募企画の募集件数を順次増やし、市民参画を図る <p>▶ 女性センター運営の協力ボランティア育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力ボランティアの募集やボランティア養成講座の開催 ・現在ホームページの更新、センター通信、事業協力スタッフがのべ30名以上登録 <p>▶ 相談体制の充実と関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、県機関、民間支援団体、庁内関係窓口と随時の情報交換や事業協力による連携と啓発 ・平成13年度から関係機関と共同で街頭キャンペーンを開催し、毎年参加団体数が増加 | | <p>▶ 女性センターの整備拡充</p> |

11. 生涯学習の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>□女性センターを拠点とした市民団体の育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性センターにおける支援を通して、カウンセラー、保母等の自主的活動を展開する専門員集団を育成し・当集団を核とした市民団体の育成と支援に努める。 | <p>女性モニター事業（アスパップ・レディ）（総務部男女共同参画推進担当）</p> <p>平成7～13年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政と市民との距離感を縮め、生活者の視点から行政を考える機会とし、また意思決定に関わる機会の少ない女性の登用を図る。 ・10年間の提案総数 327件 （うち行政対象 213、理念 43、その他 71） <p>女性センターを拠点とした市民団体の育成支援（総務部男女共同参画推進担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性センター登録団体が「芦屋市男女共同参画団体協議会」を組織し、ネットワークを図ると共に団体間の交流を深めるための活動支援（平成7年度8団体、平成15年度33団体） ・団体育成支援のための講座開催 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---------------------------------|
| <p>▶活動団体のネットワーク強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体の活動の活性化と団体間の連携が深まるためのコーディネートや、活動拠点としての機能の充実 <p>▶女性リーダーの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政への関心を高め、地域活動への参加を促進させる女性リーダー養成のための講座開催 ・アスパップレディ経験者による市民公募委員としての行政の参加促進 | | |

12. 学校教育の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| <p>(1) 教育環境の整備</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>学校を防災拠点として位置づけるとともに、それに要する諸施設を整備する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□学校施設の防災拠点化</p> <p>・学校施設を地域防災拠点として位置づけ、井戸及び雨水等の貯水施設、情報・通信、自家発電施設、厨房設備、災害用備蓄倉庫の整備等の防災機能の拡充を図る。</p> | <p>避難所としての位置付け（総務部防災対策課） 平成14年度 防災無線端末機の設置</p> <p>地域防災拠点整備事業（消防本部警防課） 平成8年度 ・小学校区へ100t飲料水兼用貯水槽として設置 ・合わせて、50㎡防災倉庫の設置及び防災資機材を配備し、防災機能の整備を図る</p> <p>井戸水の利用（総務部防災対策課） 平成9～11年度 小槌幼稚園、精道中学校及び山手小学校に雑用水として利用するため井戸を掘削</p> <p>防災用非常備蓄品の整備（総務部防災対策課） 平成8年度 小・中・高校の空教室を利用して非常備蓄品を整備</p> <p>各学校園施設防災整備事業（管理部施設課）</p> <p>平成8～11年度 西山・伊勢・小槌・浜風の各幼稚園に雨水（井水）貯水槽・便所排水利用設備設置、炊事設備設置（井戸は防災対策課で設置）</p> <p>平成8～11年度 打出浜・朝日ヶ丘・浜風・宮川の各小学校に非常用照明設備設置</p> <p>平成8～10年度 精道・山手・潮見の各中学校に非常用照明設備設置、炊事設備設置</p> <p>平成11年度 精道中学校に井水貯水槽・運動場散水利用設備設置（井戸は防災対策課で設置）</p> <p>平成12年度 山手小学校に非常用照明設備設置（校舎建替で同時に整備）</p> <p>平成13年度 岩園小学校に防災倉庫・非常用照明設備設置（校舎建替で同時に整備）</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|---|
| | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災教育訓練の継続取組 ▶ 校区内自主防災組織との連携 ▶ 避難所としての避難経路の確保 ▶ 地域の高齢者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・学校区を基準とした防災訓練の 取組み ・小中教育を通じた防災教育訓練 の実施 ▶ 防災無線の設備更新時にデジタル 化を目指す ▶ 各学校園施設防災整備事業の推進 平成 16～19 年度 精道小学校校 舎等建替の中で、非常用照明設 備の設置や、現在ある井戸を活 用し便所排水や散水などに利 用していく。 | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災用非常備蓄品の内容・数量の再 検討 |

12. 学校教育の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>(2) 学校防災教育の充実</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>学校において、従来から芸術・文化、スポーツ、遊びに親しむ教育条件の整備が進められていたが、今後は防災教育を充実する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□学校防災組織体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の学校、家庭、地域の防災組織体制の確立と役割分担の明確化を図る。 <p>□学校防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害など防災に関する知識を修得させるため、防災教育の手引書を作成する。 ・災害に備え、防災訓練を通して避難など適切な行動が取れるよう指導する。 | <p>防災計画書の作成（学校教育部学校教育課）</p> <p>平成7～15年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の防災計画書を作成し、学校・家庭・地域の防災体制を確立するとともに、その役割分担の明確化を図る。 <p>学校安全の日を設け、安全点検を行う（学校教育部学校教育課）</p> <p>平成7～15年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担ごとの安全点検を行い、常に即応できる体制を作る。 ・学校園において軽微な施設補修をする。 ・毎年「いのち」を守る安全防災マニュアルの差し替えを行い、マニュアル整備・確認をする。 <p>避難訓練（学校防災訓練）の実施（学校教育部学校教育課，防災対策課，消防本部）</p> <p>平成7～15年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練を通して、避難など適切な行動が取れるよう指導する。 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|--|
| | | |
| <p>▶ 家庭や地域社会と連携して学校における防災体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が避難場所になる場合に備え、開放施設や開放順序の明示及び教職員の役割を明確にするとともに、地域住民や関係機関との協力体制を確立する。 ・「学校安全の日」を設け、施設・設備等の安全点検を行う。 <p>▶ 「いのち」を守る安全防災マニュアルの差し替えの継続</p> <p>▶ 新たな防災教育の充実を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画を作成し、教育活動全体を通して計画的継続的に防災教育を行う。 ・様々なケースを想定した内容の防災訓練・避難訓練を家庭や地域社会・関係機関と連携し行う。 | | <p>▶ 警察，安全協会，消防との連携と地域の防災拠点としての訓練のあり方の検討</p> |

12. 学校教育の充実

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|--|
| <p>(3) 学校・家庭・地域の連携強化</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>地域に開かれた学校を推進するために、学校・家庭・地域の連携強化を図る。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□学校を核とする生活圏の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校を子供から高齢者まで、生涯学習と地域住民の交流の場として活用し、地域に開かれた学校づくりを進め、小学校を核とした防災生活圏の形成に努める。 <p>□PTA活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動の充実を図り、学校と地域の関係を深めるとともに、住民相互の交流を深め、災害発生時の自主的救援活動等の基盤形成に努める。 | <p>地域に開かれた学校づくり（学校教育部学校教育課）</p> <p>平成7年度～ 学校行事等に高齢者を招待して運動会や生活発表会で交流を行ったり、保護者や地域の高齢者を講師として児童生徒に授業を行うなど地域に開かれた学校の創造を図る。</p> <p>コミュニティスクール活動への支援（社会教育部生涯学習課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニティスクール，コミュニティスクール連絡協議会に補助金を支給 ・コミスク連絡協議会に出席し連絡調整を図っている。 <p>芦屋市PTA協議会への支援（社会教育部生涯学習課）</p> <p>～平成16年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市PTA協議会に補助金を支出 ・会議に出席し連絡調整を図っている |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--|-------------------|-----------------------------------|
| | | |
| <p>▶ 学校評議委員会などを通じて、地域に開かれた学校づくりの継続的な取組を進める</p> | | <p>▶ コミュニティスクール活動を通じて防災生活圏の形成</p> |

13. 商業の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(1) 商業の復興・活性化</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>市場、商店街は、全般的に震災前から退潮傾向にあり、加えて震災によって甚大な被害を受けた。復興にあたっては施設整備にとどまらず、商業機能の活性化を図り、魅力ある商業空間へと再編する。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□商業施設の早期開設支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災を受けた商業、サービス業の早期開設への資金融資支援等を行う。 <p>□商業の活性化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面的に全半壊の被害を受けた商業地については、商業活性化を図るための調査・計画支援を行う。 ・商業者の合意を得られた地区については、公的制度による資金助成・融資等の斡旋に努め、再整備を図る。 | <p>災害復旧融資制度（生活環境部経済課）</p> <p>平成6,7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災事業者に対する低率の事業再建資金融資を実施。なお、負担を軽減するため、融資額が500万円以下については信用保証料を市が負担 ・平成7年2月7日～同年12月29日までの取り扱い期間中の融資実績は、314件 2,055,100千円 <p>商業共同施設災害復旧補助金制度（生活環境部経済課）</p> <p>平成7,8年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災により被害を受けた市内の商店街等において組織する団体が、共同仮設店舗及びこれに付随する便所、倉庫、事務所を設置する場合に、その経費の一部を補助する。 ・補助実績は、5件、14,509千円 <p>商業共同施設補助率の引上げ（生活環境部経済課）</p> <p>平成8～12年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災により被害を受けた市内の商店街等において組織する団体が、共同施設を設置又は改修する場合の補助を創設 ・対象経費が1,000万円以下のときは0.5、補助対象経費が1,000万円を超えるときはその額に0.25を乗じて得た額に500万円を加えた額とし、一般の共同施設補助（下欄参照）よりも手厚くした。 ・補助実績は、8件、19,444千円 <p>芦屋市商業共同施設補助制度（生活環境部経済課）</p> <p>平成7～16年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の商店街等において組織する団体が共同施設を設置又は改修する場合、助対象経費が1,000万円以下のときは0.3、補助対象経費が1,000万円を超えるときはその額に0.15を乗じて得た額に300万円を加えた額を補助する。 ・平成7年度～16年度の間、商業共同施設災害復旧補助金を除く実績は、3件、2,086千円 <p>中央地区商店街経営者意向調査（生活環境部経済課）</p> <p>平成9年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央地区の50商店の経営者から営業の再建計画や、商店街のあり方等についての意向を聞き取り調査 |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|
| | | |
| | | |

13. 商業の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|--|
| | <p>活力あるまちなか商店街づくり促進事業（生活環境部経済課） 平成 14 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街等の空き店舗を活用し行う生活支援事業等に補助金を交付して，商店街等の活性化を支援する ・平成 16 年度までの補助実績は，2 件，1,805 千円 |
| <p>□商業施設の災害救援システムへの組み入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品提供を迅速に行うシステムを有している商業施設を災害救援システムの中に組み入れる。 | <p>生活協同組合コープ神戸との協定（総務部防災対策課） 平成 8 年度</p> <p>災害時に物資を調達する必要がある場合に対応</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|---------------------------------|
| <p>▶ 活力あるまちなか商店街づくり促進事業による商店街等の活性化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙等により本制度の周知・啓発に努め、空き店舗の解消及び起業の支援を行って、商店街等の活性化を図る。 | | |
| | | |

13. 商業の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|--|---|
| <p>(2) 生活文化を高める商業の振興</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>現在、JR芦屋駅地区が主たる商業核になっているが、阪神芦屋駅周辺まで区域を拡大し、本市の地域中心核として、都市機能面や都市空間面で整備を進め、商業の振興とともに、生活文化を一層高める。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□複合機能による新たな生活文化の創造</p> <p>・地域中心核において、水と緑豊かな環境を創出し、既存の商業施設と住宅を復興するとともに、文化・芸術等の都市機能の導入に努め、商業の活性化や地区の魅力化を図り、新たな生活文化を創造する基盤の整備を図る。</p> | <p>芦屋中央震災復興土地区画整理事業（建設部都市整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の魅力作りや商業の活性化を図るため、地区中心部に大榎公園や茶屋公園をコミュニティ道路に隣接するように配置した。このことにより、これらの施設を活用した防災訓練やハロウィン祭り等のまちおこしイベントなどが行われるようになった。 <p>JR芦屋駅南地区市街地再開発事業（建設部まちづくり・開発事業担当）</p> <p>平成7年度～ 平成10年6月に、まちづくり研究会が発足し、平成11年11月に第一次まちづくり提案を市に提出し、平成12年12月に第二次まちづくり提案が市に提出され、平成13年度中の市街地再開発事業の都市計画決定を目指し、市と協働で取組みを進めたが、市の財政状況や社会経済情勢等から、事業着手の延期をしている。</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---|
| | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 商業の活性化や地区の魅力化 ▶ 完成した公園などの施設をどう積極的に活用するかが、地域に求められる。 ▶ JR 芦屋駅南地区市街地再開発事業の着手 |

13. 商業の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） | | |
|--|---|--------|-----------|
| <p>(3) 都市型産業の誘致</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>南芦屋浜地区のまちづくりにおいて、21世紀を展望したまちづくりを進めるために、本市の文化的なイメージにも合致し、良好な住環境と共生できる都市型産業の誘致方を検討する。</p> | | | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□都市型産業の導入方策についての調査・研究・誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋にふさわしい情報やデザイン関連、または業務研究等の都市型産業の導入方策について調査・研究を行い、誘致を図る。 | <p>芦屋市南芦屋浜地区における企業立地促進に関する条例の制定（総務部企画課，生活環境部経済課）</p> <table border="0"> <tr> <td>平成14年度</td> <td>平成15年3月制定</td> </tr> </table> <p>南芦屋浜特定業務地区への企業の立地を促進するため、外国企業及び外資系企業の特定事業者に対して、助成金の交付又はオフィス賃料の一部を補助する</p> | 平成14年度 | 平成15年3月制定 |
| 平成14年度 | 平成15年3月制定 | | |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|
| | | |
| | | |

13. 商業の復興

| 基本計画の項目（具体的施策） | 実施してきたこと（実施事務事業） |
|---|---|
| <p>(4) 就労の支援</p> <p>〔復興方針〕</p> <p>震災によって、失業した人々への就労支援を行う。</p> | |
| <p>〔具体的施策〕</p> <p>□就労環境の実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する勤労者の雇用環境、また市内事業所の労働環境を把握するための調査を実施する。 | |
| <p>□再就職の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再就職を希望している人に対して、資格取得やパソコン実習等の研修を実施する。 ・職業安定所と連携を図りながら、相談事業等を進める。 | <p>就労支援事業（生活環境部経済課）</p> <p>平成7年度 被災者を対象とした「一日ハローワーク」</p> <p>平成8年度 パートタイム労働ガイダンス及びワープロ講習を内容とする「わくワークセミナー」</p> <p>平成9年度～ 女性センターと共催して就労支援講座（パソコン講座等）を継続して実施</p> <p>女性の就労支援（総務部男女共同参画推進担当）</p> <p>平成10～16年度 再就職を目指す女性が専門的技術・知識を身につけることで、より幅の広い職種や就業条件で再就職するための講座の開催</p> |

| 実施してきたことの今後の継続的な 取り組み・拡大・充実 | 実施してきたことの中で発生した問題 | 計画に掲載されているができていないこと 及び 現在の課題 |
|---|-------------------|-----------------------------------|
| | | |
| | | <p>▶ 市内居住者の雇用環境，市内事業所の労働環境の調査</p> |
| <p>▶ 女性の能力開発と多様な就業機会の確保に向けた講座の充実や情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関（国・県・団体等）との連携による能力や技能を身につけるための講座の開催 | | |

震災復興計画のできたこと・できなかったこと

発行日 平成16年6月

発行 芦屋市総務部企画課
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
TEL(0797)38-2009 FAX(0797)31-4841